

令和 7 年 3 月 3 日

議 案 参 考 資 料

3 月 定 例 会 議

常 総 市

◎議案第 47 号 訴えの提起について

本案は、令和 3 年度から令和 5 年度において当市で発生した公共施設の窃盗被害復旧費用について、民事訴訟法の規定による支払督促の申立てを相手方にしたところ、相手方から同法の規定による督促異議の申立てがなされたことから、同法第 395 条の規定により支払督促の申立ての時に訴えの提起があったものとみなされることとなるため、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議会の議決を求めるものです。

◎民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）抜粋

（督促異議の申立てによる訴訟への移行）

第三百九十五条 適法な督促異議の申立てがあったときは、督促異議に係る請求については、その目的の価額に従い、支払督促の申立ての時に、支払督促を發した裁判所書記官の所属する簡易裁判所又はその所在地を管轄する地方裁判所に訴えの提起があったものとみなす。この場合においては、督促手続の費用は、訴訟費用の一部とする。

◎地方自治法（平成 22 年法律第 67 号）抜粋

第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

十二 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第三条第二項に規定する処分又は同条第三項に規定する裁決をいう。以下この号、第百五条の二、第百九十二条及び第百九十九条の三第三項において同じ。）に係る同法第十一条第一項（同法第三十八条第一項（同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）又は同法第四十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第百五条の二、第百九十二条及び第百九十九条の三第三項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

◎議案第 48 号 常総市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

この条例は、非常勤特別職である総合計画審議会委員及びまち・ひと・しごと創生総合戦略会議委員の報酬額につきまして、近年の人件費や物価上昇などの社会情勢を考慮し、近隣市との均衡を図るとともに、市の最上位に位置する計画の検討に見合った人材を確保する観点から、これを増額する改正を行おうとするものです。

なお、委員報酬については、地方自治体における共通の基準はないものの、国の各府省での申合せである「謝金の標準支払基準」を参考に、大学教授等を現在の 5 千円から 8 千円に、その他の委員を 5 千円から 6 千円に増額します。加えて、委員長に対しては、1 千円を支給します。

ただし、当該報酬額については、今後も定期的に、社会情勢等を考慮し、見直しを検討してまいります。

また、両会議において市外から出席いただく委員がいることから、あわせて費用弁償を行うため、常総市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例を一部改正するものです。

○常総市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例

昭和 31 年 9 月 19 日

条例第 18 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）~~第 203 条の 2 第 4 項~~第 203 条の 2 第 5 項の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第 2 条 特別職の職員の報酬は、別表第 1 から別表第 4 までのとおりとする。

第 3 条・第 4 条 略

(費用弁償)

第 5 条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。

- 2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表第 1 から別表第 4 までに掲げる職に相当する職員の受ける旅費の額に相当する額とする。
- 3 前項に定めるもののほか、特別職の職員に支給する旅費については、一般職の職員に支給する旅費の例による。ただし、同項の規定により常勤の特別職に相当する額の旅費の支給を受ける特別職の職員の旅費については、常総市職員の旅費に関する条例（昭和 32 年水海道市条例第 13 号）第 16 条ただし書の規定は、適用しない。
- 4 別表第 5 に掲げる特別職の職員が出務したときは、同表に規定する出務 1 日当たりの費用弁償を支給する。

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は公布の日から施行し、昭和 31 年 9 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 水海道市教育委員会副委員長及び議会選出委員の報酬及び費用弁償については、昭和 31 年 9 月 30 日までなお従前の例による。

(水海道市報酬費用弁償給料及び旅費支給条例等の廃止)

- 3 次の条例は廃止する。

水海道市報酬費用弁償給料及び旅費支給条例（昭和23年条例第86号）
 水海道市教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和27年条例第154号）

（石下町の編入に伴う経過措置）

- 4 石下町の編入の日前に、石下町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年石下町条例第8号。以下「石下町条例」という。）の規定により支給すべき事由を生じた報酬又は費用弁償については、なお石下町条例の例による。
- 5 編入前の石下町の特別職の職員であった者で引き続き市の特別職の職員に委嘱され、又は任命されたものが、石下町条例の規定により平成18年3月31日までの間の報酬の支給を受けていた場合においては、当該報酬は支給しない。
- 6 当分の間、編入前の石下町の区域における常総市立学校の学校医及び学校歯科医に対する別表第4の規定の適用については、同表学校医の項中「127,000円」とあるのは「110,000円」と、同表学校歯科医の項中「127,000円」とあるのは「100,000円」とする。

中略

附 則（令和6年条例第12号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年条例第 号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第2条、第5条関係）

職名		報酬 区分	報酬額	旅費の額 (相当する 職)
選挙管理委員会の 委員	委員長	日額	10,000円	常勤の特別職
	委員	日額	9,000円	常勤の特別職
<u>総合計画審議会の委員</u>		<u>日額</u>	<u>5,000円</u>	<u>一般職</u>
<u>総合計画審議会の 委員</u>	<u>委員長（大学の教授、 准教授等高度な専門的 知識及び経験を有する 者（以下「大学教授</u>	<u>日額</u>	<u>9,000円</u>	<u>一般職</u>

	<u>等」という。))</u>			
	<u>委員長（大学教授等以外）</u>	<u>日額</u>	<u>7,000円</u>	<u>一般職</u>
	<u>委員（大学教授等）</u>	<u>日額</u>	<u>8,000円</u>	<u>一般職</u>
	<u>委員（大学教授等以外）</u>	<u>日額</u>	<u>6,000円</u>	<u>一般職</u>
まち・ひと・しごと創生総合戦略会議の委員		日額	5,000円	一般職
<u>まち・ひと・しごと創生総合戦略会議の委員</u>	<u>委員長（大学教授等）</u>	<u>日額</u>	<u>9,000円</u>	<u>一般職</u>
	<u>委員長（大学教授等以外）</u>	<u>日額</u>	<u>7,000円</u>	<u>一般職</u>
	<u>委員（大学教授等）</u>	<u>日額</u>	<u>8,000円</u>	<u>一般職</u>
	<u>委員（大学教授等以外）</u>	<u>日額</u>	<u>6,000円</u>	<u>一般職</u>
<u>図書館協議会の委員</u>		<u>日額</u>	<u>5,000円</u>	<u>一般職</u>

備考 勤務時間が2時間未満の場合は、表中に定める報酬額の2分の1に相当する額を報酬とする。

別表第2—別表第4 略

別表第5（第5条関係）

職名	出務1日当たり費用弁償額
市外在住の公平委員会の委員	一般職の旅費相当額
市外在住の審理員	一般職の旅費相当額
市外在住の行政不服審査会の委員	一般職の旅費相当額
<u>市外在住の総合計画審議会の委員</u>	<u>一般職の旅費相当額</u>
<u>市外在住のまち・ひと・しごと創生総合戦略会議の委員</u>	<u>一般職の旅費相当額</u>
行政文書保全指導員	一般職の旅費相当額
市外在住の市立小中学校適正配置実施計画検討委員会の委員	一般職の旅費相当額
市外在住のいじめ防止対策委員会の委員	一般職の旅費相当額

◎議案第49号 常総市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

本案は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第394号）が、令和6年12月27日に公布され、令和7年4月1日からの施行に伴い、常総市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正するものです。

退職報償金は、退職した消防団員の多年の苦勞に報いるため、5年以上勤務して退職した者に階級及び勤務年数に応じて支払われます。

今回の改正は、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員等公務災害補償等共済基金等が市町村に支払う消防団員退職報償金の勤務年数区分に、新たに「35年以上」の区分が追加されるもので、従前の「30年以上」の支給額から十万円増額となっています。

適用は、令和7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員となりますが、同日前に退職した非常勤消防団員については、従前のとおりです。

また、当市の消防団におきましては、令和7年4月1日現在で35年以上の勤務年数を有する消防団員は2名となっております。

○常総市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例

昭和39年6月30日

条例第36号

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第25条の規定に基づき、消防団員で非常勤のもの（以下「非常勤消防団員」という。）が退職した場合において、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に支給する退職報償金に関し必要な事項を定めるものとする。

(退職報償金の支給額)

第2条 退職報償金は、非常勤消防団員として5年以上勤務して退職した者に、その者の勤務年数及び階級に応じて別表に掲げる額を支給する。

(退職報償金の支給基礎となる階級)

第3条 前条の階級は、退職した日にその者が属していた階級とする。ただし、その階級及びその階級より上位の階級に属していた期間が1年に満たないときは、その階級（団員を除く。）の直近下位の階級とし、退職した日にその者が属していた階級より上位の階級に属していた期間が1年以上あるときは、総務省令の定めるところにより市規則で定める階級とする。

(勤務年数の算定)

第4条 第2条の勤務年数については、その者が非常勤消防団員として勤務していた期間を合算するものとする。ただし、既に退職報償金の支給を受けた場合におけるその基礎とされた期間及び再び非常勤消防団員となった日の属する月から退職した日の属する月までの期間が1年に満たない場合における当該期間については、この限りでない。

2 前項の規定による勤務年数の計算は、非常勤消防団員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。ただし、退職した日の属する月と再び非常勤消防団員となった日の属する月が同じ月である場合には、その月は、後の就職に係る勤務年数には算入しない。

第4条の2 非常勤消防団員が一定期間勤務しなかったことが明白である場合には、その期間は勤務年数に算入しない。

(遺族の範囲)

第5条 退職報償金の支給を受けることができる非常勤消防団員の遺族は、次に掲げる者とする。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、非常勤消防団員の死亡当時事実上婚姻関

係と同様の事情にあった者を含む。)

(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で非常勤消防団員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者

(3) 前号に該当しない子及び父母

2 前項に掲げる者の退職報償金の支給を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順位により、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

3 退職報償金の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合においては、その人数により等分して支給するものとする。

(遺族からの排除)

第5条の2 次に掲げる者は、退職報償金の支給を受けることができる遺族としない。

(1) 非常勤消防団員を故意に死亡させた者

(2) 非常勤消防団員の死亡前に、当該非常勤消防団員の死亡によって退職報償金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(退職報償金支給の制限)

第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。

(1) 禁錮以上の刑に処せられた者

(2) 懲戒免職者又はこれに準ずる処分を受けて退職した者

(3) 停職処分を受けたことにより退職した者

(4) 勤務成績が特に不良であった者

(5) 前各号に掲げるもののほか、退職報償金を支給することが不相当と認められる者

(退職報償金支給の時期)

第7条 退職報償金は、非常勤消防団員が退職したとき支給する。ただし、特別の事情があるときは、これによらないことができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は公布の日から施行し、昭和39年4月1日以後において退職した非常勤消防団員について適用する。

中略

附 則（平成 26 年条例第 3 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の常総市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

附 則（令和 7 年条例第 号）(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の常総市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

別表（第 2 条関係）

退職報償金支給額表

階級	勤務年数						
	5年以上 10年未 満	10年以 上15年 未満	15年以 上20年 未満	20年以 上25年 未満	25年以 上30年 未満	30年以 上35年 未満	35年以 上
団長	千円 239	千円 344	千円 459	千円 594	千円 779	千円 979	千円 <u>1,079</u>
副団長	229	329	429	534	709	909	<u>1,009</u>
分団長	219	318	413	513	659	849	<u>949</u>
副分団長	214	303	388	478	624	809	<u>909</u>
班長	204	283	358	438	564	734	<u>834</u>
団員	200	264	334	409	519	689	<u>789</u>

◎議案第50号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

本案は、令和4年6月17日に公布された刑法等の一部を改正する法律により刑法が改正され、拘禁刑が創設されることに伴い、関係する各条例において規定の整理を行うものです。

刑事施設での作業の義務の有無により区別されていた「懲役」及び「禁錮」ですが、刑法の改正によりこれらが廃止されることに伴い、新たに「拘禁刑」が創設され、「拘禁刑に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる。」と規定されました。

これに伴いまして、条例中で「懲役」又は「禁錮」を引用している部分を、「拘禁刑」に改める改正を行うものです。

なお、施行日については、法律の施行に合わせ令和7年6月1日とします。

○常総市表彰条例

昭和49年3月27日

条例第11号

（趣旨）

第1条 この条例は、市の政治、経済、社会、文化等各般にわたり市政の発展に寄与した功労者の表彰について必要な事項を定めるものとする。

（表彰の種類）

第2条 表彰は、自治功労者表彰、一般功労者表彰及び特別表彰とする。

（自治功労者表彰）

第3条 自治功労者表彰は、次の各号に掲げる職に在職していた期間が通算して当該各号に定める年数以上の者に対して行う。

- (1) 市長 12年
- (2) 市議会議員 12年
- (3) 副市長 12年
- (4) 市の同一の執行機関の委員 15年

2 前項の場合において、編入前の石下町における同項各号に掲げる職に相当する職にあった者は、当該職に在職していた期間を同項各号に掲げる職の在職期間に通算するものとする。

（一般功労者表彰）

第4条 一般功労者表彰は、次の各号のいずれかに該当する事項につき、功績が特に顕著な個人又は団体に対して行う。

- (1) 地方自治の進展
- (2) 社会福祉の増進
- (3) 保健衛生の向上
- (4) 産業の振興
- (5) 教育、文化又は体育の向上
- (6) 災害の防止
- (7) 篤行

（特別表彰）

第5条 次の各号に掲げる職に在職していた期間が通算して当該各号に定める年数以上の者のうち、特に功労が顕著である者については、特別表彰を行うことができる。

- (1) 市長 20年

- (2) 市議会議員 20年
- (3) 副市長 20年
- (4) 市の同一の執行機関の委員 25年

2 第3条第2項の規定は、前項の期間について準用する。

（欠格条項）

第6条 第3条第1項各号、第4条各号又は前条第1項各号のいずれかに該当する者が、次の各号のいずれかに該当するときは、これを表彰しない。

- (1) ~~懲役又は禁錮~~拘禁刑以上の刑に処せられた者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 分限又は懲戒によりその職を免ぜられた者
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第135条の規定により除名された者
- (5) 前各号のほか表彰が不相当と認められる者

（表彰の方法）

第7条 自治功労者表彰は、表彰状、功労章及び記念品を贈呈して行い、一般功労者表彰並びに特別表彰は、表彰状及び記念品を贈呈して行うものとする。

（表彰の時期）

第8条 表彰は、毎年1回、市長が定める日に行うものとする。ただし、特に必要と認めるときは、この限りでない。

（表彰の特例）

第9条 この条例により表彰を受けることとなった者が表彰前に死亡したとき、又はこの条例により表彰を受けるに相当する功績がある者が死亡したときは、表彰状、功労章及び記念品は、その遺族に贈呈するものとする。

（名簿の登載）

第10条 表彰された者の氏名その他必要な事項は、受彰者名簿に登載するものとする。

（表彰審査会の設置）

第11条 表彰に関する事項を審査するため、常総市表彰審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（一般功労者表彰の基準）

第12条 一般功労者表彰の基準は、審査会で定める。

（この条例による表彰以外の表彰）

第13条 この条例による表彰のほか必要があるときは、別に表彰を行うことが

できる。

（委任）

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

中略

附 則（令和4年条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年条例第 号）

（施行期日）

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（人の資格に関する経過措置）

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮（刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第13条に規定する禁錮をいう。以下同じ。）に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留（旧刑法第16条に規定する拘留をいう。）に処せられた者とみなす。

○常総市職員の分限に関する条例

昭和48年6月25日

条例第20号

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第3項及び第4項の規定に基づき、降任、免職、休職及び降給の手續及び効果並びに失職の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

（降任、免職及び休職の手續）

第2条 任命権者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合又は同条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合においては、医師2名を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。

2 職員の降任、免職又は休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

（休職の効果）

第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内において、休養を要する程度に応じ、個々の場合について、任命権者が定める。

2 任命権者は、前項の規定による休職の期間中であっても、その事由が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければならない。

3 法第28条第2項第2号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

第4条 休職者は、職員としての身分は保有するが、職務に従事しない。

2 休職者の給与は、常総市職員の給与に関する条例（昭和32年水海道市条例第9号）及び常総市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年常総市条例第18号）の定めるところによる。

（失職の特例）

第5条 任命権者は、**禁錮拘禁刑**以上の刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が公務遂行中の過失による事故又は通勤途上の過失による交通事故に係るものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状を考慮して

特に必要と認めるときは、その職を失わないものとするができる。

- 2 前項の規定によりその職を失わないものとされた職員がその刑の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、当該取消しの日にその職を失うものとする。

（委任）

第6条 この条例の実施について必要な事項は、市規則で定める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現に存する公共的団体（職員が現に業務に従事している公共的団体に限る。）において業務に従事している者又は従事することとなる者に対しては、第2条の規定は、当分の間、適用しないことができる。
- 3 水海道市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和27年水海道市条例第144号）は、廃止する。
（降給に関する経過措置）
- 4 常総市職員の給与に関する条例附則第23項の規定に基づく特例措置及び市規則その他の規程に基づく法附則第26項に規定する給与に関する特例措置による降給は、法第27条第2項に規定する職員の意に反する降給とする。
- 5 前項に規定する措置の適用を受ける職員には、市規則で定めるところにより、当該措置の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

中略

附 則（令和4年条例第21号）抄

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年条例第 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。
（人の資格に関する経過措置）
- 2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮（刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第4

5号。以下この項において「旧刑法」という。）第13条に規定する禁錮をいう。以下同じ。）に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留（旧刑法第16条に規定する拘留をいう。）に処せられた者とみなす。

○常総市職員の給与に関する条例

昭和32年10月1日
条例第9号

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条—第17条の3 略

（期末手当）

第18条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第18条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市規則で定める日（次条及び第18条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（第22条第7項の規定の適用を受ける職員及び市規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、市規則で定める職員を除く。第19条において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の100を乗じて得た額）に、基準日以前6か月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6か月 100分の100
- (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
- (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
- (4) 3か月未満 100分の30

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して

得た額），扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）に職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、市規則で定める。

第18条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第29条第1項の規定による懲戒免職の処分を受けた職員

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員

(3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮拘禁刑以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第18条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが公務に対

する住民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

- 2 任命権者は、前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を行った場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けた者に通知しなければならない。
- 3 前項の規定により一時差止処分を行った旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けた者の所在が知れないときは、通知をすべき内容を告示することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その告示した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該一時差止処分を受けるべき者に到達したものとみなす。
- 4 一時差止処分を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 6 前項の規定は、任命権者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 7 任命権者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 8 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、市規則で

定める。

第19条—第21条 略

（休職者の給与）

第22条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

- 2 職員が結核性疾患にかかり法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 3 職員が前2項以外の心身の故障により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 4 職員が法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 5 職員が法第27条第2項の規定に基づく休職の事由に関する条例で定める場合のいずれかに該当して休職にされたときは、その休職の期間中、市規則で定めるところに従い、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。
- 6 法第27条第2項及び第28条第2項の規定により休職にされた職員には、他の条例に別段の定めがない限り、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。
- 7 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間で第18条第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により市規則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、市規則で定める職員については、この限りでない。
- 8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第18条の2及び第18条の3の規定を準用する。この場合において、第18条の2中

「前条第1項」とあるのは、「第22条第7項」と読み替えるものとする。

第23条—第25条 略

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この条例は公布の日から施行し、昭和32年4月1日から適用する。

中略

附 則 (令和4年条例第21号) 抄

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年条例第 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(人の資格に関する経過措置)

- 2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮（刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第13条に規定する禁錮をいう。以下同じ。）に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留（旧刑法第16条に規定する拘留をいう。）に処せられた者とみなす。

○常総市消防団条例

昭和54年3月31日

条例第10号

水海道市消防団条例（昭和39年水海道市条例第37号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第18条第1項の規定による消防団の設置，名称及び区域並びに法第19条第2項，第23条第1項，第24条及び第25条の規定による非常勤の消防団員（以下「消防団員」という。）の定員，任免，給与及び服務等については，この条例の定めるところによる。

第2条—第4条 略

（欠格条項）

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は，消防団員となることができない。

- (1) **禁錮拘禁刑**以上の刑に処せられ，その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 次条第1項又は第7条第1項の規定により免職の処分を受け，当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 6月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者

第6条—第17条 略

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，昭和54年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に存する消防団は，この条例の規定に基づいて設置されたものとみなす。
- 3 この条例による改正後の水海道市消防団条例第14条第2項の規定は，この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し，同日前に出発した旅行については，なお改正前の水海道市消防団条例第13条第1項の規定の例による。
（石下町の編入に伴う経過措置）
- 4 石下町の編入の日（以下「編入日」という。）前に，石下町消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例（昭和41年石下町条例第19号。以下「石下町条例」という。）の規定によりなされた処分，手続その他の行為は，この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 5 編入日前にした常総市石下消防団の団員の行為に対する懲戒の適用については、石下町条例の例による。
- 6 編入日から平成18年3月31日までに限り、常総市石下消防団の団員の報酬及び費用弁償については、第13条及び第14条の規定にかかわらず、石下町条例の例による。

中略

附 則（令和4年条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年条例第 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（人の資格に関する経過措置）

- 2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮（刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第13条に規定する禁錮をいう。以下同じ。）に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留（旧刑法第16条に規定する拘留をいう。）に処せられた者とみなす。

○常総市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例

昭和39年6月30日

条例第36号

（趣旨）

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第25条の規定に基づき、消防団員で非常勤のもの（以下「非常勤消防団員」という。）が退職した場合において、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に支給する退職報償金に関し必要な事項を定めるものとする。

（退職報償金の支給額）

第2条 退職報償金は、非常勤消防団員として5年以上勤務して退職した者に、その者の勤務年数及び階級に応じて別表に掲げる額を支給する。

（退職報償金の支給基礎となる階級）

第3条 前条の階級は、退職した日にその者が属していた階級とする。ただし、その階級及びその階級より上位の階級に属していた期間が1年に満たないときは、その階級（団員を除く。）の直近下位の階級とし、退職した日にその者が属していた階級より上位の階級に属していた期間が1年以上あるときは、総務省令の定めるところにより市規則で定める階級とする。

（勤務年数の算定）

第4条 第2条の勤務年数については、その者が非常勤消防団員として勤務していた期間を合算するものとする。ただし、既に退職報償金の支給を受けた場合におけるその基礎とされた期間及び再び非常勤消防団員となった日の属する月から退職した日の属する月までの期間が1年に満たない場合における当該期間については、この限りでない。

2 前項の規定による勤務年数の計算は、非常勤消防団員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。ただし、退職した日の属する月と再び非常勤消防団員となった日の属する月が同じ月である場合には、その月は、後の就職に係る勤務年数には算入しない。

第4条の2 非常勤消防団員が一定期間勤務しなかったことが明白である場合には、その期間は勤務年数に算入しない。

（遺族の範囲）

第5条 退職報償金の支給を受けることができる非常勤消防団員の遺族は、次に掲げる者とする。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、非常勤消防団員の死亡当時事実上婚姻関

係と同様の事情にあった者を含む。）

(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で非常勤消防団員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者

(3) 前号に該当しない子及び父母

2 前項に掲げる者の退職報償金の支給を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順位により、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

3 退職報償金の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合においては、その人数により等分して支給するものとする。

(遺族からの排除)

第5条の2 次に掲げる者は、退職報償金の支給を受けることができる遺族としない。

(1) 非常勤消防団員を故意に死亡させた者

(2) 非常勤消防団員の死亡前に、当該非常勤消防団員の死亡によって退職報償金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(退職報償金支給の制限)

第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。

(1) 禁錮拘禁刑以上の刑に処せられた者

(2) 懲戒免職者又はこれに準ずる処分を受けて退職した者

(3) 停職処分を受けたことにより退職した者

(4) 勤務成績が特に不良であった者

(5) 前各号に掲げるもののほか、退職報償金を支給することが不相当と認められる者

(退職報償金支給の時期)

第7条 退職報償金は、非常勤消防団員が退職したとき支給する。ただし、特別の事情があるときは、これによらないことができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は公布の日から施行し、昭和39年4月1日以後において退職した非常勤消防団員について適用する。

中略

附 則（平成26年条例第3号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の常総市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

附 則（令和7年条例第 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年条例第 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（人の資格に関する経過措置）

- 2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮（刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第13条に規定する禁錮をいう。以下同じ。）に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留（旧刑法第16条に規定する拘留をいう。）に処せられた者とみなす。

別表 略

◎議案第51号 常総市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

この条例は、令和6年8月8日の人事院勧告に準拠して給料表の月額並びに期末手当及び勤勉手当の率を改正するものです。

まず、第1条につきまして、常総市職員の給与に関する条例を改正し、令和6年12月の期末手当の率を、0.05月分（再任用職員にあつては0.025月分）引き上げるもので、次の表のとおり、一般の職員にあつては現行の1.225月から1.275月（再任用職員にあつては、0.6875月から0.7125月）とし、給料表で6級以上の特定幹部職員にあつては現行の1.025月から1.075月（再任用職員にあつては0.5875月から0.6125月）とするものです。

続いて、令和6年12月の勤勉手当の率については、0.05月分（再任用職員にあつては、0.025月分）引き上げるもので、一般の職員にあつては、現行の1.025月から1.075月（再任用職員にあつては、0.4875月から0.5125月分）とし、給料表で6級以上の特定幹部職員にあつては、現行の1.225月から1.275月分（再任用職員にあつては、0.5875月から0.6125月）とするものです。

R6年度	期別	期末手当	勤勉手当	期別計	年間	比較
一般職員	6月期	1.225	1.025	2.250	4.600 (4.500)	—
		(1.225)	(1.025)	(2.250)		
	12月期	1.275	1.075	2.350		0.10
		(1.225)	(1.025)	(2.250)		
特定幹部 職員	6月期	1.025	1.225	2.250	4.600 (4.500)	—
		(1.025)	(1.225)	(2.250)		
	12月期	1.075	1.275	2.350		0.10
		(1.025)	(1.225)	(2.250)		
一般職員 (再任用)	6月期	0.6875	0.4875	1.175	2.400 (2.350)	—
		(0.6875)	(0.4875)	(1.175)		
	12月期	0.7125	0.5125	1.225		0.05
		(0.6875)	(0.4875)	(1.175)		

特定幹部 職員 (再任用)	6月期	0.5875	0.5875	1.175	2.400	—
		(0.5875)	(0.5875)	(1.175)		
	12月期	0.6125	0.6125	1.225	(2.350)	0.05
		(0.5875)	(0.5875)	(1.175)		

* ()内は、令和6年4月1日現在の支給月数

また、給料表の改正に関しましては、高卒の新規採用職員で最大21,400円、大卒程度の新規採用職員で最大23,800円を引き上げるとともに、若年層から再任用職員までの全職員において段階的に25,800円から2,280円まで引き上げ額が下がることとなり、これを令和6年4月1日に遡って適用することといたします。

第2条に関しましては、第1条で引き上げた期末手当及び勤勉手当のそれぞれ0.05月分(再任用職員にあっては0.025月分)について、来年度は、次の表のとおり6月と12月に支給する期末手当に按分する改正を行うものです。

R7年度	期別	期末手当	勤勉手当	期別計	年間	比較
一般職員	6月期	1.250	1.050	2.300	4.600	0.050
		(1.225)	(1.025)	(2.250)		
	12月期	1.250	1.050	2.300	(4.600)	0.050
		(1.275)	(1.075)	(2.350)		
特定幹部 職員	6月期	1.050	1.250	2.300	4.600	0.050
		(1.025)	(1.225)	(2.250)		
	12月期	1.050	1.250	2.300	(4.600)	0.050
		(1.075)	(1.275)	(2.350)		
一般職 (再任用)	6月期	0.700	0.500	1.200	2.400	0.025
		(0.6875)	(0.4875)	(1.175)		
	12月期	0.700	0.500	1.200	(2.400)	0.025
		(0.7125)	(0.5125)	(1.225)		
特定幹部 職員	6月期	0.600	0.600	1.200	2.400	0.025
		(0.5875)	(0.5875)	(1.175)		

(再任用)	12月期	0.600	0.600	1.200		0.025
		(0.6125)	(0.6125)	(1.225)		

* ()内は、令和6年度の支給月数

次に、令和6年8月8日の人事院勧告の地域手当の支給地域等の見直しに基づき、これまで当分の間支給しないとしていた地域手当を支給する旨改正を行います。また、これに伴い、常総市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、常総市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例においても地域手当を支給する旨改正を行います。

なお、地域手当の支給割合に関しては、同勧告において4%の級地と指定されていますが、影響額の大きさから、特例措置として段階的に引き上げる形とし、令和7年度は2%を予定しております。

続いて、令和6年8月8日の人事院勧告に基づく諸手当について、所要の改正を行います。

まず、通勤手当の見直しに基づき、交通機関等を利用する場合、原則として1か月当たり55,000円を限度に普通交通機関等の運賃相当額を支給していましたが、これを150,000円に引き上げることといたします。

次に、扶養手当の見直しに基づき、配偶者に係る扶養手当を廃止し、これにより生ずる原資を用いて子に係る扶養手当額を引き上げます。

なお、受給者への影響をできるだけ少なくする観点から、令和7年度から2年をかけて実施することといたします。

扶養親族	年度		
	令和6年度(現行)	令和7年度	令和8年度
配偶者	6,500円	3,000円	支給しない
子	10,000円	11,500円	13,000円

第3条に関しましては、常総市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例について、特定任期付職員の給料月額を改正するもので、給料月額については、次の表のとおり各号給の職員について最大19,000円から最小12,000円を引き上げる改正を行うものです。

号給	給料月額	
	改定前	改定後
1号	380,000円	392,000円
2号	427,000円	440,000円
3号	477,000円	492,000円
4号	539,000円	555,000円
5号	615,000円	634,000円

なお、この条例は、公布の日からの施行になりますが、第1条及び第3条の規定による給料表の改定については、令和6年4月1日から適用となります。また、第2条の規定については、令和7年4月1日からの施行となります。

○常総市職員の給与に関する条例

昭和32年10月1日
条例第9号

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条—第17条の3 略

（期末手当）

第18条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第18条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市規則で定める日（次条及び第18条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（第22条第7項の規定の適用を受ける職員及び市規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に~~100分の122.5~~を乗じて得た額、6月に支給する場合には100分の122.5（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、市規則で定める職員を除く。以下この項及び第19条において「特定幹部職員」という。）にあつては、~~100分の102.5~~を乗じて得た額）、12月に支給する場合には100分の127.5（特定幹部職員にあつては、100分の107.5）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6か月 100分の100
- (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
- (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
- (4) 3か月未満 100分の30

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の107.5」

とあるのは「100分の61.25」とする。

- 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 5 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）に職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。
- 6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、市規則で定める。

第18条の2—第18条の3 略

（勤勉手当）

第19条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じてそれぞれ基準日の属する月の市規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（市規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の102.5（特定幹部職員にあっては、100分の122.5）、12月に支給する場合には100分の107.5（特定幹部職員にあっては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の48.7

5（特定幹部職員にあつては、100分の58.75）、12月に支給する場合には100分の51.25（特定幹部職員にあつては、100分の61.25）を乗じて得た額の総額

- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 4 第18条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは「第19条第3項」と、「同項に規定する合計額」とあるのは「給料の月額」と読み替えるものとする。
- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第18条の2中「前条第1項」とあるのは「第19条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第19条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第5項第3号において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第19条第1項に規定する市規則で定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）」と読み替えるものとする。

第20条—第24条 略

（市規則への委任）

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は公布の日から施行し、昭和32年4月1日から適用する。

中略

附 則（令和7年条例第 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

附 則（令和7年条例第 号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条から第7条までの規定並びに附則第4項から第8項まで及び第10項の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の常総市職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の常総

市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（次項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。
（給与の内払）

- 3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の常総市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第3条の規定による改正前の常総市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（号給の切替え）

- 4 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き在職する職員であって、同日において改正後の給与条例別表第2の給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて附則別表に定める号給とする。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

- 5 切替日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の給与条例（以下「第2条改正後給与条例」という。）第10条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは 「(5) 重度心身障害者
(6) 配偶者
と、同
（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」
条第3項中「1万3,000円」とあるのは「1万1,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

- 6 切替日から令和8年3月31日までの間における第6条の規定による改正後の常総市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条の規定の適用については、同条第2項中「(4) 重度心身障害者」とあるのは 「(4) 重度心身障害者
(5) 配偶者（届
害者
出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」
とする。

（令和10年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置）

- 7 切替日から令和10年3月31日までの間における第2条改正後給与条例第

11条の2の規定の適用については、同条第2項中「100分の4」とあるのは、「100分の2」とする。

8 切替日から令和10年3月31日までの間における第5条の規定による改正後の常総市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第20条の規定の適用については、同条第4項中「100分の4」とあるのは、「100分の2」とする。

(委任)

9 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

(常総市職員の分限に関する条例の一部改正)

10 常総市職員の分限に関する条例（昭和48年水海道市条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「附則第23項」を「附則第22項」に改める。

附則別表（附則第4項関係）職員の号給の切替表

行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新 号 給				
	3級	4級	5級	6級	7級
<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u>2</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u>3</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u>4</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u>5</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u>6</u>	<u>2</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u>7</u>	<u>3</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u>8</u>	<u>4</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u>9</u>	<u>5</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u>10</u>	<u>6</u>	<u>2</u>	<u>2</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u>11</u>	<u>7</u>	<u>3</u>	<u>3</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u>12</u>	<u>8</u>	<u>4</u>	<u>4</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u>13</u>	<u>9</u>	<u>5</u>	<u>5</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u>14</u>	<u>10</u>	<u>6</u>	<u>6</u>	<u>2</u>	<u>1</u>
<u>15</u>	<u>11</u>	<u>7</u>	<u>7</u>	<u>3</u>	<u>1</u>

<u>16</u>	<u>12</u>	<u>8</u>	<u>8</u>	<u>4</u>	<u>1</u>
<u>17</u>	<u>13</u>	<u>9</u>	<u>9</u>	<u>5</u>	<u>1</u>
<u>18</u>	<u>14</u>	<u>10</u>	<u>10</u>	<u>6</u>	<u>2</u>
<u>19</u>	<u>15</u>	<u>11</u>	<u>11</u>	<u>7</u>	<u>3</u>
<u>20</u>	<u>16</u>	<u>12</u>	<u>12</u>	<u>8</u>	<u>4</u>
<u>21</u>	<u>17</u>	<u>13</u>	<u>13</u>	<u>9</u>	<u>5</u>
<u>22</u>	<u>18</u>	<u>14</u>	<u>14</u>	<u>10</u>	<u>6</u>
<u>23</u>	<u>19</u>	<u>15</u>	<u>15</u>	<u>11</u>	<u>7</u>
<u>24</u>	<u>20</u>	<u>16</u>	<u>16</u>	<u>12</u>	<u>8</u>
<u>25</u>	<u>21</u>	<u>17</u>	<u>17</u>	<u>13</u>	<u>9</u>
<u>26</u>	<u>22</u>	<u>18</u>	<u>18</u>	<u>14</u>	<u>10</u>
<u>27</u>	<u>23</u>	<u>19</u>	<u>19</u>	<u>15</u>	<u>11</u>
<u>28</u>	<u>24</u>	<u>20</u>	<u>20</u>	<u>16</u>	<u>12</u>
<u>29</u>	<u>25</u>	<u>21</u>	<u>21</u>	<u>17</u>	<u>13</u>
<u>30</u>	<u>26</u>	<u>22</u>	<u>22</u>	<u>18</u>	<u>14</u>
<u>31</u>	<u>27</u>	<u>23</u>	<u>23</u>	<u>19</u>	<u>15</u>
<u>32</u>	<u>28</u>	<u>24</u>	<u>24</u>	<u>20</u>	<u>16</u>
<u>33</u>	<u>29</u>	<u>25</u>	<u>25</u>	<u>21</u>	<u>17</u>
<u>34</u>	<u>30</u>	<u>26</u>	<u>26</u>	<u>22</u>	<u>18</u>
<u>35</u>	<u>31</u>	<u>27</u>	<u>27</u>	<u>23</u>	<u>19</u>
<u>36</u>	<u>32</u>	<u>28</u>	<u>28</u>	<u>24</u>	<u>20</u>
<u>37</u>	<u>33</u>	<u>29</u>	<u>29</u>	<u>25</u>	<u>21</u>
<u>38</u>	<u>34</u>	<u>30</u>	<u>30</u>	<u>26</u>	<u>22</u>
<u>39</u>	<u>35</u>	<u>31</u>	<u>31</u>	<u>27</u>	<u>23</u>
<u>40</u>	<u>36</u>	<u>32</u>	<u>32</u>	<u>28</u>	<u>24</u>
<u>41</u>	<u>37</u>	<u>33</u>	<u>33</u>	<u>29</u>	<u>25</u>
<u>42</u>	<u>38</u>	<u>34</u>	<u>34</u>	<u>30</u>	<u>26</u>
<u>43</u>	<u>39</u>	<u>35</u>	<u>35</u>	<u>31</u>	<u>27</u>
<u>44</u>	<u>40</u>	<u>36</u>	<u>36</u>	<u>32</u>	<u>28</u>
<u>45</u>	<u>41</u>	<u>37</u>	<u>37</u>	<u>33</u>	<u>29</u>
<u>46</u>	<u>42</u>	<u>38</u>	<u>38</u>	<u>34</u>	<u>30</u>
<u>47</u>	<u>43</u>	<u>39</u>	<u>39</u>	<u>35</u>	<u>31</u>

<u>48</u>	<u>44</u>	<u>40</u>	<u>40</u>	<u>36</u>	<u>32</u>
<u>49</u>	<u>45</u>	<u>41</u>	<u>41</u>	<u>37</u>	<u>33</u>
<u>50</u>	<u>46</u>	<u>42</u>	<u>42</u>	<u>38</u>	<u>34</u>
<u>51</u>	<u>47</u>	<u>43</u>	<u>43</u>	<u>39</u>	<u>35</u>
<u>52</u>	<u>48</u>	<u>44</u>	<u>44</u>	<u>40</u>	<u>36</u>
<u>53</u>	<u>49</u>	<u>45</u>	<u>45</u>	<u>41</u>	<u>37</u>
<u>54</u>	<u>50</u>	<u>46</u>	<u>46</u>	<u>42</u>	<u>38</u>
<u>55</u>	<u>51</u>	<u>47</u>	<u>47</u>	<u>43</u>	<u>39</u>
<u>56</u>	<u>52</u>	<u>48</u>	<u>48</u>	<u>44</u>	<u>40</u>
<u>57</u>	<u>53</u>	<u>49</u>	<u>49</u>	<u>45</u>	<u>41</u>
<u>58</u>	<u>54</u>	<u>50</u>	<u>50</u>	<u>46</u>	<u>42</u>
<u>59</u>	<u>55</u>	<u>51</u>	<u>51</u>	<u>47</u>	<u>43</u>
<u>60</u>	<u>56</u>	<u>52</u>	<u>52</u>	<u>48</u>	<u>44</u>
<u>61</u>	<u>57</u>	<u>53</u>	<u>53</u>	<u>49</u>	<u>45</u>
<u>62</u>	<u>58</u>	<u>54</u>	<u>54</u>	<u>50</u>	
<u>63</u>	<u>59</u>	<u>55</u>	<u>55</u>	<u>51</u>	
<u>64</u>	<u>60</u>	<u>56</u>	<u>56</u>	<u>52</u>	
<u>65</u>	<u>61</u>	<u>57</u>	<u>57</u>	<u>53</u>	
<u>66</u>	<u>62</u>	<u>58</u>	<u>58</u>	<u>54</u>	
<u>67</u>	<u>63</u>	<u>59</u>	<u>59</u>	<u>55</u>	
<u>68</u>	<u>64</u>	<u>60</u>	<u>60</u>	<u>56</u>	
<u>69</u>	<u>65</u>	<u>61</u>	<u>61</u>	<u>57</u>	
<u>70</u>	<u>66</u>	<u>62</u>	<u>62</u>	<u>58</u>	
<u>71</u>	<u>67</u>	<u>63</u>	<u>63</u>	<u>59</u>	
<u>72</u>	<u>68</u>	<u>64</u>	<u>64</u>	<u>60</u>	
<u>73</u>	<u>69</u>	<u>65</u>	<u>65</u>	<u>61</u>	
<u>74</u>	<u>70</u>	<u>66</u>	<u>66</u>	<u>62</u>	
<u>75</u>	<u>71</u>	<u>67</u>	<u>67</u>	<u>63</u>	
<u>76</u>	<u>72</u>	<u>68</u>	<u>68</u>	<u>64</u>	
<u>77</u>	<u>73</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>65</u>	
<u>78</u>	<u>74</u>	<u>70</u>	<u>70</u>	<u>66</u>	
<u>79</u>	<u>75</u>	<u>71</u>	<u>71</u>	<u>67</u>	

<u>80</u>	<u>76</u>	<u>72</u>	<u>72</u>	<u>68</u>	
<u>81</u>	<u>77</u>	<u>73</u>	<u>73</u>	<u>69</u>	
<u>82</u>	<u>78</u>	<u>74</u>	<u>74</u>	<u>70</u>	
<u>83</u>	<u>79</u>	<u>75</u>	<u>75</u>	<u>71</u>	
<u>84</u>	<u>80</u>	<u>76</u>	<u>76</u>	<u>72</u>	
<u>85</u>	<u>81</u>	<u>77</u>	<u>77</u>	<u>73</u>	
<u>86</u>	<u>82</u>	<u>78</u>	<u>78</u>		
<u>87</u>	<u>83</u>	<u>79</u>	<u>79</u>		
<u>88</u>	<u>84</u>	<u>80</u>	<u>80</u>		
<u>89</u>	<u>85</u>	<u>81</u>	<u>81</u>		
<u>90</u>	<u>86</u>	<u>82</u>	<u>82</u>		
<u>91</u>	<u>87</u>	<u>83</u>	<u>83</u>		
<u>92</u>	<u>88</u>	<u>84</u>	<u>84</u>		
<u>93</u>	<u>89</u>	<u>85</u>	<u>85</u>		
<u>94</u>	<u>90</u>				
<u>95</u>	<u>91</u>				
<u>96</u>	<u>92</u>				
<u>97</u>	<u>93</u>				
<u>98</u>	<u>94</u>				
<u>99</u>	<u>95</u>				
<u>100</u>	<u>96</u>				
<u>101</u>	<u>97</u>				
<u>102</u>	<u>98</u>				
<u>103</u>	<u>99</u>				
<u>104</u>	<u>100</u>				
<u>105</u>	<u>101</u>				
<u>106</u>	<u>102</u>				
<u>107</u>	<u>103</u>				
<u>108</u>	<u>104</u>				
<u>109</u>	<u>105</u>				
<u>110</u>	<u>106</u>				
<u>111</u>	<u>107</u>				

112	108				
113	109				

議案第51号（第1条）関係

別表第1 略

別表第2（第5条関係）

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	円	円	円	円	円	円	円
		162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500
	2	<u>183,500</u>	<u>230,000</u>	<u>261,300</u>	<u>287,300</u>	<u>309,800</u>	<u>335,000</u>	<u>373,400</u>
		163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100
	3	<u>184,600</u>	<u>231,500</u>	<u>262,300</u>	<u>288,900</u>	<u>311,500</u>	<u>336,900</u>	<u>376,000</u>
		164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500
	4	<u>185,800</u>	<u>233,000</u>	<u>263,300</u>	<u>290,400</u>	<u>313,200</u>	<u>338,700</u>	<u>378,300</u>
		165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900
	5	<u>186,900</u>	<u>234,500</u>	<u>264,300</u>	<u>291,900</u>	<u>314,700</u>	<u>340,500</u>	<u>380,500</u>
		166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800
	6	<u>188,000</u>	<u>236,000</u>	<u>265,300</u>	<u>293,400</u>	<u>316,100</u>	<u>342,200</u>	<u>382,400</u>
		167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300
	7	<u>189,700</u>	<u>237,500</u>	<u>266,300</u>	<u>294,900</u>	<u>317,400</u>	<u>343,900</u>	<u>384,700</u>
		168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600
	8	<u>191,300</u>	<u>239,000</u>	<u>267,300</u>	<u>296,300</u>	<u>318,700</u>	<u>345,500</u>	<u>386,800</u>
		169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100
	9	<u>192,900</u>	<u>240,500</u>	<u>268,300</u>	<u>297,600</u>	<u>320,000</u>	<u>347,200</u>	<u>388,800</u>
		170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500
	10	<u>194,500</u>	<u>242,000</u>	<u>269,300</u>	<u>298,800</u>	<u>321,300</u>	<u>348,800</u>	<u>390,800</u>
		172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100
	11	<u>196,200</u>	<u>243,400</u>	<u>270,300</u>	<u>300,300</u>	<u>323,100</u>	<u>350,500</u>	<u>393,100</u>
		173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700
	12	<u>197,800</u>	<u>244,800</u>	<u>271,300</u>	<u>301,800</u>	<u>324,900</u>	<u>352,100</u>	<u>395,300</u>
		174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300
13	<u>199,400</u>	<u>246,200</u>	<u>272,300</u>	<u>303,200</u>	<u>326,600</u>	<u>353,700</u>	<u>397,500</u>	
	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	

議案第 5 1 号 (第 1 条) 関係

	<u>201,000</u>	<u>247,400</u>	<u>273,300</u>	<u>304,600</u>	<u>328,300</u>	<u>355,200</u>	<u>399,700</u>
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900
	<u>202,700</u>	<u>248,600</u>	<u>274,300</u>	<u>305,700</u>	<u>330,000</u>	<u>356,900</u>	<u>402,000</u>
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100
	<u>204,400</u>	<u>249,800</u>	<u>275,300</u>	<u>306,700</u>	<u>331,700</u>	<u>358,500</u>	<u>404,200</u>
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400
	<u>206,100</u>	<u>251,000</u>	<u>276,400</u>	<u>307,900</u>	<u>333,400</u>	<u>360,100</u>	<u>406,500</u>
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200
	<u>207,400</u>	<u>252,100</u>	<u>277,400</u>	<u>309,100</u>	<u>335,000</u>	<u>361,700</u>	<u>408,300</u>
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100
	<u>209,000</u>	<u>253,200</u>	<u>278,700</u>	<u>310,700</u>	<u>336,700</u>	<u>363,500</u>	<u>410,200</u>
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000
	<u>210,600</u>	<u>254,300</u>	<u>280,000</u>	<u>312,300</u>	<u>338,400</u>	<u>365,000</u>	<u>412,100</u>
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800
	<u>212,100</u>	<u>255,400</u>	<u>281,200</u>	<u>313,900</u>	<u>340,000</u>	<u>366,600</u>	<u>413,900</u>
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600
	<u>213,600</u>	<u>256,400</u>	<u>282,500</u>	<u>315,400</u>	<u>341,500</u>	<u>368,000</u>	<u>415,700</u>
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400
	<u>215,200</u>	<u>257,400</u>	<u>283,800</u>	<u>317,000</u>	<u>343,100</u>	<u>369,600</u>	<u>417,500</u>
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200
	<u>216,800</u>	<u>258,400</u>	<u>285,000</u>	<u>318,600</u>	<u>344,700</u>	<u>371,200</u>	<u>419,300</u>
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000
	<u>218,400</u>	<u>259,400</u>	<u>286,200</u>	<u>320,200</u>	<u>346,200</u>	<u>372,700</u>	<u>421,100</u>
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600
	<u>220,000</u>	<u>260,400</u>	<u>287,300</u>	<u>321,700</u>	<u>347,600</u>	<u>374,600</u>	<u>422,700</u>
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100
	<u>221,700</u>	<u>261,300</u>	<u>288,500</u>	<u>323,400</u>	<u>349,300</u>	<u>376,500</u>	<u>424,200</u>
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600
	<u>223,000</u>	<u>262,200</u>	<u>289,800</u>	<u>325,000</u>	<u>350,900</u>	<u>378,400</u>	<u>425,700</u>
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100
	<u>224,300</u>	<u>263,100</u>	<u>291,100</u>	<u>326,600</u>	<u>352,500</u>	<u>380,200</u>	<u>427,200</u>
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600
	<u>225,600</u>	<u>263,900</u>	<u>292,400</u>	<u>328,000</u>	<u>353,700</u>	<u>381,700</u>	<u>428,700</u>

議案第51号（第1条）関係

30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900
	<u>226,700</u>	<u>264,700</u>	<u>293,400</u>	<u>329,700</u>	<u>355,200</u>	<u>383,500</u>	<u>430,000</u>
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200
	<u>227,800</u>	<u>265,500</u>	<u>294,400</u>	<u>331,400</u>	<u>356,700</u>	<u>385,200</u>	<u>431,300</u>
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400
	<u>228,900</u>	<u>266,300</u>	<u>295,500</u>	<u>333,000</u>	<u>358,200</u>	<u>386,800</u>	<u>432,500</u>
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600
	<u>230,000</u>	<u>267,000</u>	<u>296,600</u>	<u>334,200</u>	<u>359,900</u>	<u>388,500</u>	<u>433,700</u>
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900
	<u>231,100</u>	<u>267,800</u>	<u>297,800</u>	<u>336,100</u>	<u>361,700</u>	<u>389,900</u>	<u>435,000</u>
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200
	<u>232,200</u>	<u>268,600</u>	<u>298,900</u>	<u>337,800</u>	<u>363,400</u>	<u>391,300</u>	<u>436,300</u>
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400
	<u>233,300</u>	<u>269,300</u>	<u>300,100</u>	<u>339,400</u>	<u>365,100</u>	<u>392,700</u>	<u>437,500</u>
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600
	<u>234,400</u>	<u>270,000</u>	<u>301,300</u>	<u>340,900</u>	<u>366,500</u>	<u>394,100</u>	<u>438,700</u>
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400
	<u>235,400</u>	<u>270,800</u>	<u>302,600</u>	<u>342,500</u>	<u>367,800</u>	<u>395,300</u>	<u>439,500</u>
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200
	<u>236,400</u>	<u>271,600</u>	<u>303,900</u>	<u>344,100</u>	<u>369,000</u>	<u>396,500</u>	<u>440,300</u>
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000
	<u>237,300</u>	<u>272,300</u>	<u>305,200</u>	<u>345,700</u>	<u>370,400</u>	<u>397,500</u>	<u>441,100</u>
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600
	<u>238,200</u>	<u>273,000</u>	<u>306,500</u>	<u>347,400</u>	<u>371,500</u>	<u>398,600</u>	<u>441,700</u>
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300
	<u>239,100</u>	<u>273,800</u>	<u>307,800</u>	<u>349,200</u>	<u>372,400</u>	<u>399,800</u>	<u>442,300</u>
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000
	<u>239,900</u>	<u>274,600</u>	<u>309,100</u>	<u>351,000</u>	<u>373,400</u>	<u>400,900</u>	<u>442,900</u>
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700
	<u>240,700</u>	<u>275,300</u>	<u>310,400</u>	<u>352,800</u>	<u>374,500</u>	<u>402,000</u>	<u>443,500</u>
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500
	<u>241,400</u>	<u>276,000</u>	<u>311,700</u>	<u>354,300</u>	<u>375,300</u>	<u>402,700</u>	<u>444,200</u>
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300

議案第51号（第1条）関係

	<u>242,000</u>	<u>276,700</u>	<u>313,000</u>	<u>355,700</u>	<u>376,200</u>	<u>403,400</u>	<u>445,000</u>
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700
	<u>242,600</u>	<u>277,400</u>	<u>314,300</u>	<u>357,100</u>	<u>377,100</u>	<u>404,100</u>	<u>445,400</u>
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400
	<u>243,200</u>	<u>278,100</u>	<u>315,400</u>	<u>358,500</u>	<u>377,900</u>	<u>404,800</u>	<u>446,100</u>
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900
	<u>243,800</u>	<u>278,800</u>	<u>316,300</u>	<u>360,000</u>	<u>378,700</u>	<u>405,400</u>	<u>446,600</u>
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300
	<u>244,400</u>	<u>279,500</u>	<u>317,600</u>	<u>360,800</u>	<u>379,500</u>	<u>406,000</u>	<u>447,000</u>
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700
	<u>245,000</u>	<u>280,200</u>	<u>318,900</u>	<u>361,800</u>	<u>380,300</u>	<u>406,500</u>	<u>447,400</u>
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100
	<u>245,500</u>	<u>280,900</u>	<u>320,200</u>	<u>362,800</u>	<u>381,000</u>	<u>406,900</u>	<u>447,800</u>
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
	<u>246,000</u>	<u>281,500</u>	<u>321,400</u>	<u>363,700</u>	<u>381,700</u>	<u>407,300</u>	<u>448,200</u>
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
	<u>246,400</u>	<u>282,200</u>	<u>322,700</u>	<u>364,800</u>	<u>382,400</u>	<u>407,500</u>	<u>448,600</u>
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
	<u>246,700</u>	<u>282,800</u>	<u>323,900</u>	<u>365,700</u>	<u>383,100</u>	<u>407,800</u>	<u>449,000</u>
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
	<u>247,000</u>	<u>283,500</u>	<u>325,100</u>	<u>366,700</u>	<u>383,800</u>	<u>408,100</u>	<u>449,300</u>
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
	<u>247,300</u>	<u>284,100</u>	<u>326,400</u>	<u>367,600</u>	<u>384,300</u>	<u>408,400</u>	<u>449,600</u>
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
	<u>247,600</u>	<u>284,800</u>	<u>327,500</u>	<u>368,300</u>	<u>384,900</u>	<u>408,700</u>	<u>450,000</u>
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
	<u>247,900</u>	<u>285,400</u>	<u>328,600</u>	<u>369,000</u>	<u>385,500</u>	<u>409,000</u>	<u>450,300</u>
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
	<u>248,200</u>	<u>286,100</u>	<u>329,700</u>	<u>369,600</u>	<u>386,200</u>	<u>409,300</u>	<u>450,600</u>
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
	<u>248,500</u>	<u>286,700</u>	<u>330,400</u>	<u>370,000</u>	<u>386,600</u>	<u>409,500</u>	<u>450,900</u>
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
	<u>248,800</u>	<u>287,400</u>	<u>331,300</u>	<u>370,600</u>	<u>387,200</u>	<u>409,800</u>	

63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600
	<u>249,100</u>	<u>288,000</u>	<u>332,000</u>	<u>371,300</u>	<u>387,800</u>	<u>410,100</u>
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900
	<u>249,400</u>	<u>288,500</u>	<u>332,800</u>	<u>372,000</u>	<u>388,300</u>	<u>410,400</u>
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200
	<u>249,700</u>	<u>289,000</u>	<u>333,600</u>	<u>372,300</u>	<u>388,700</u>	<u>410,600</u>
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500
	<u>250,000</u>	<u>289,600</u>	<u>334,000</u>	<u>373,000</u>	<u>389,300</u>	<u>410,900</u>
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800
	<u>250,300</u>	<u>290,100</u>	<u>334,600</u>	<u>373,700</u>	<u>389,900</u>	<u>411,200</u>
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100
	<u>250,600</u>	<u>290,700</u>	<u>335,300</u>	<u>374,300</u>	<u>390,400</u>	<u>411,500</u>
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300
	<u>250,900</u>	<u>291,200</u>	<u>336,100</u>	<u>374,600</u>	<u>390,800</u>	<u>411,700</u>
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600
	<u>251,200</u>	<u>291,700</u>	<u>336,800</u>	<u>375,100</u>	<u>391,300</u>	<u>412,000</u>
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900
	<u>251,500</u>	<u>292,300</u>	<u>337,500</u>	<u>375,700</u>	<u>391,800</u>	<u>412,300</u>
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100
	<u>251,800</u>	<u>292,900</u>	<u>338,100</u>	<u>376,300</u>	<u>392,400</u>	<u>412,500</u>
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300
	<u>252,100</u>	<u>293,400</u>	<u>338,600</u>	<u>376,600</u>	<u>392,700</u>	<u>412,700</u>
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600
	<u>252,400</u>	<u>293,900</u>	<u>339,200</u>	<u>377,200</u>	<u>393,100</u>	<u>413,000</u>
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900
	<u>252,700</u>	<u>294,300</u>	<u>339,700</u>	<u>377,900</u>	<u>393,500</u>	<u>413,300</u>
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100
	<u>253,000</u>	<u>294,600</u>	<u>340,300</u>	<u>378,500</u>	<u>393,900</u>	<u>413,500</u>
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300
	<u>253,300</u>	<u>294,800</u>	<u>340,600</u>	<u>378,900</u>	<u>394,200</u>	<u>413,700</u>
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600
	<u>253,600</u>	<u>295,100</u>	<u>341,100</u>	<u>379,400</u>	<u>394,500</u>	<u>414,000</u>
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900

議案第 5 1 号 (第 1 条) 関係

	<u>253, 900</u>	<u>295, 300</u>	<u>341, 500</u>	<u>380, 000</u>	<u>394, 800</u>	<u>414, 300</u>
80	244, 300	292, 000	337, 900	376, 400	390, 800	410, 100
	<u>254, 200</u>	<u>295, 600</u>	<u>341, 900</u>	<u>380, 500</u>	<u>395, 000</u>	<u>414, 500</u>
81	244, 700	292, 200	338, 300	376, 900	391, 000	410, 300
	<u>254, 500</u>	<u>295, 800</u>	<u>342, 300</u>	<u>381, 000</u>	<u>395, 200</u>	<u>414, 700</u>
82	245, 200	292, 400	338, 800	377, 500	391, 300	410, 600
	<u>254, 800</u>	<u>296, 000</u>	<u>342, 800</u>	<u>381, 600</u>	<u>395, 500</u>	<u>415, 000</u>
83	245, 600	292, 700	339, 300	378, 000	391, 600	410, 900
	<u>255, 100</u>	<u>296, 300</u>	<u>343, 300</u>	<u>382, 100</u>	<u>395, 800</u>	<u>415, 300</u>
84	246, 000	292, 900	339, 800	378, 300	391, 800	411, 100
	<u>255, 400</u>	<u>296, 500</u>	<u>343, 800</u>	<u>382, 400</u>	<u>396, 000</u>	<u>415, 500</u>
85	246, 400	293, 200	340, 100	378, 700	392, 000	411, 300
	<u>255, 700</u>	<u>296, 800</u>	<u>344, 100</u>	<u>382, 800</u>	<u>396, 200</u>	<u>415, 700</u>
86	246, 800	293, 500	340, 500	379, 200	392, 300	
	<u>256, 000</u>	<u>297, 100</u>	<u>344, 500</u>	<u>383, 300</u>	<u>396, 500</u>	
87	247, 200	293, 800	341, 000	379, 600	392, 600	
	<u>256, 300</u>	<u>297, 400</u>	<u>344, 900</u>	<u>383, 700</u>	<u>396, 800</u>	
88	247, 600	294, 100	341, 400	380, 000	392, 800	
	<u>256, 600</u>	<u>297, 700</u>	<u>345, 300</u>	<u>384, 100</u>	<u>397, 000</u>	
89	248, 000	294, 400	341, 700	380, 400	393, 000	
	<u>256, 900</u>	<u>298, 000</u>	<u>345, 600</u>	<u>384, 500</u>	<u>397, 200</u>	
90	248, 500	294, 800	342, 100	380, 900	393, 300	
	<u>257, 200</u>	<u>298, 300</u>	<u>346, 000</u>	<u>385, 000</u>	<u>397, 500</u>	
91	248, 800	295, 100	342, 600	381, 300	393, 600	
	<u>257, 500</u>	<u>298, 600</u>	<u>346, 400</u>	<u>385, 400</u>	<u>397, 800</u>	
92	249, 100	295, 500	343, 000	381, 700	393, 800	
	<u>257, 800</u>	<u>299, 000</u>	<u>346, 800</u>	<u>385, 800</u>	<u>398, 000</u>	
93	249, 400	295, 700	343, 200	382, 000	394, 000	
	<u>258, 100</u>	<u>299, 200</u>	<u>347, 000</u>	<u>386, 100</u>	<u>398, 200</u>	
94		295, 900	343, 600	382, 300		
		<u>299, 400</u>	<u>347, 400</u>	<u>386, 400</u>		
95		296, 200	344, 100	382, 600		
		<u>299, 700</u>	<u>347, 800</u>	<u>386, 700</u>		

96	296,600	344,500	382,800
	<u>300,100</u>	<u>348,200</u>	<u>386,900</u>
97	296,800	344,700	383,000
	<u>300,300</u>	<u>348,400</u>	<u>387,100</u>
98	297,100	345,100	383,300
	<u>300,600</u>	<u>348,800</u>	<u>387,400</u>
99	297,500	345,500	383,600
	<u>301,000</u>	<u>349,200</u>	<u>387,700</u>
100	297,900	345,800	383,800
	<u>301,400</u>	<u>349,500</u>	<u>387,900</u>
101	298,100	346,100	384,000
	<u>301,600</u>	<u>349,800</u>	<u>388,100</u>
102	298,400	346,500	
	<u>301,900</u>	<u>350,200</u>	
103	298,800	346,900	
	<u>302,200</u>	<u>350,600</u>	
104	299,100	347,300	
	<u>302,500</u>	<u>351,000</u>	
105	299,300	347,800	
	<u>302,700</u>	<u>351,500</u>	
106	299,600	348,200	
	<u>303,000</u>	<u>351,900</u>	
107	300,000	348,600	
	<u>303,300</u>	<u>352,300</u>	
108	300,300	349,000	
	<u>303,600</u>	<u>352,700</u>	
109	300,500	349,500	
	<u>303,800</u>	<u>353,200</u>	
110	300,900	349,900	
	<u>304,200</u>	<u>353,600</u>	
111	301,300	350,200	
	<u>304,600</u>	<u>353,900</u>	
112	301,600	350,500	

議案第51号(第1条)関係

			<u>304,900</u>	<u>354,200</u>				
	113		301,800	351,000				
			<u>305,100</u>	<u>354,700</u>				
	114		302,000					
			<u>305,300</u>					
	115		302,300					
			<u>305,600</u>					
	116		302,700					
			<u>306,000</u>					
	117		302,900					
			<u>306,200</u>					
	118		303,100					
			<u>306,400</u>					
	119		303,400					
			<u>306,700</u>					
	120		303,700					
			<u>307,000</u>					
	121		304,100					
			<u>307,400</u>					
	122		304,300					
			<u>307,600</u>					
	123		304,600					
			<u>307,900</u>					
	124		304,900					
			<u>308,200</u>					
	125		305,200					
			<u>308,500</u>					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料 月 額						
		円	円	円	円	円	円	円
		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000
		<u>192,000</u>	<u>219,500</u>	<u>260,000</u>	<u>279,700</u>	<u>294,900</u>	<u>320,600</u>	<u>362,700</u>

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第21条に規定する職員を除く。

○常総市職員の給与に関する条例

条文は、議案第51号 常総市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例第1条の規定による改正後の常総市職員の給与に関する条例（公布日施行）のもの

昭和32年10月1日

条例第9号

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条—第5条 略

（初任給、昇格、昇給等の基準）

第6条 職員の職務の級は、市規則で定める基準に従い決定する。

- 2 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、市規則で定める初任給の基準に従い決定する。
- 3 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合、又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、市規則で定めるところにより決定する。
- 4 職員の昇給は、市規則で定める日に、同日前1年間における当該職員の勤務成績に応じて、行うものとする。
- 5 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給~~（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市規則で定める職員にあっては、3号給）~~とすることを標準として市規則で定める基準に従い決定するものとする。
- 6 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給~~（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市規則で定める職員にあっては、3号給）~~」とあるのは、「2号給」とする。
- 7 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 8 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

9 第4項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、市規則で定める。

第6条の2—第9条の2 略

~~—(扶養手当)—~~ (扶養手当)

第10条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

~~(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）—~~

~~(2)~~ (1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

~~(3)~~ (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

~~(4)~~ (3) 満60歳以上の父母及び祖父母

~~(5)~~ (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

~~(6)~~ (5) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、~~前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族~~前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万3,000円、~~前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族~~については1人につき6,500円、~~同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）~~については1人につき10,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間~~（以下「特定期間」という。）~~にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

~~第11条—新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。—~~

~~(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合~~

~~(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した~~

~~日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）~~

~~2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。~~

~~3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。この場合において、前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。~~

~~(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合~~

~~(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合~~

~~(3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合~~

第11条 削除

(地域手当)

第11条の2 地域手当は、地域における民間の賃金水準を基礎として、地域における物価等を考慮して職員に支給する。

2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に~~100分の3~~100分の4を乗じて得た額とする。

(住居手当)

第11条の3 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、

月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（市が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他市規則で定める職員を除く。）に支給する。

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(1) 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額

(2) 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、市規則で定める。

（通勤手当）

第11条の4 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤（職員が勤務のため、その者の住居と在勤庁との間を往復することという。以下この条において同じ。）のため交通機関又は~~有料道路~~（~~以下この項及び次項~~有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項及び次項において「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離（職員の住居から在勤庁までに至る経路のうち一般に利用し得る最短の経路の長さによるものとする。以下この項において同じ。）が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で市規則で定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通

機関等を利用せず，かつ，自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は，次の各号に掲げる職員の区分に応じ，当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき，市規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（~~以下この号に次項において「運賃等相当額」という。~~）いう。 ~~ただし，運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは，支給単位期間につき，55,000円を支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において，1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは，当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき，55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）~~

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ，支給単位期間につき，それぞれ次に定める額（育児短時間勤務職員等，定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市規則で定める職員にあっては，その額から，その額に市規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）に4,000円を超えない範囲内において市規則で定める額を加算した額

ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円

- キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員
18,700円
- ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員
21,600円
- ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員
24,400円
- コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員
26,200円
- サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員
28,000円
- シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員
29,800円
- ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して市規則で定める区分に応じ、前2号に定める額 ~~(1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額~~

3 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）及び前項第2号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、同項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

~~4~~4 通勤手当は、支給単位期間（市規則で定める通勤手当にあつては、市規則で定める期間）に係る最初の月の市規則で定める日に支給する。

~~4~~5 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の市規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して市規則で定める額を返納させるものとする。

~~5~~6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として市規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては1か月）をいう。

~~6~~7 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、市規則で定める。

第11条の5—第17条 略

（管理職員特別勤務手当）

第17条の2 管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に~~勤務した~~勤務をした場合は、当該管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により~~週休日等以外の日の午前0時から午後10時から翌日の~~午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に~~勤務した~~勤務をした場合は、当該管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、8,000円を超えない範囲内において市規則で定める額~~（当該勤務に従事する時間等を考慮して市規則で定める勤務をした管理職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）~~

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において市規則で定める額

4 前3項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、市規則で定める。

（特定の職員についての適用除外）

第17条の3 第13条、第14条及び第15条の規定は、管理職員には適用しない。

2 第6条第2項から第9項まで、~~第10条、第11条及び第11条の3~~及び第10条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

3 第10条、~~第11条~~及び第11条の3の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。

(期末手当)

第18条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第18条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市規則で定める日(次条及び第18条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員(第22条第7項の規定の適用を受ける職員及び市規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、~~6月に支給する場合には100分の122.5~~100分の125(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、市規則で定める職員を除く。~~以下この項及び第19条において「特定幹部職員」という。~~)にあつては、~~100分の102.5~~100分の105)、~~12月に支給する場合には100分の127.5~~(特定幹部職員にあつては、~~100分の107.5~~)を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6か月 100分の100
- (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
- (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
- (4) 3か月未満 100分の30

~~3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の61.25」ととする。~~

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）に職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、市規則で定める。

第18条の2—第18条の3 略

（勤勉手当）

第19条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じてそれぞれ基準日の属する月の市規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（市規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、~~6月に支給する場合には100分の102.5~~ 100分の105（特定幹部職員にあつては、~~100分の122.5~~）、~~12月に支給する場合には100分の107.5~~（特定幹部職員にあつては、~~100分の127.5~~ 100分の125）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、~~6月に支給する場合には100分の48.75~~ 100分の50（特定幹部職員にあつては、~~100分の58.75~~）、~~12月に支給する場合には100分の51.25~~（特定幹部職員にあつては、~~100分の61.25~~ 100分の60）を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべ

き給料の月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第18条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは「第19条第3項」と、「同項に規定する合計額」とあるのは「給料の月額」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第18条の2中「前条第1項」とあるのは「第19条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第19条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第5項第3号において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(第19条第1項に規定する市規則で定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。)」と読み替えるものとする。

(管理職手当等の支払方法)

第20条 管理職手当、~~扶養手当~~、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は、市規則で定める。

第21条—第24条 略

(市規則への委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は公布の日から施行し、昭和32年4月1日から適用する。

2—20 略

~~(地域手当に関する特例措置)~~

~~2-1 当分の間、第11条の2の規定にかかわらず、地域手当は、支給しない。~~

(期間に関する特例措置)

~~2-2-1~~ 解散前の常総・下妻学校給食組合の職員のうち、常総・下妻学校給食組合職員の給与に関する条例(平成18年常総・下妻学校給食組合条例第13号)の適用を受けていた者であつて、常総・下妻学校給食組合の解散に伴つて引き続き本市の職員として任用されたものの期末手当に係る在職期間及び勤勉手当に係る勤務期間については、解散前の常総・下妻学校給食組合の職員として在職し、及び勤務した期間を通算する。

(定年の引上げに伴う特例措置)

~~2-3~~ 2.2 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第2-5項附則第2.4項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第6条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項、第3項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

~~2-4~~ 2.3 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 常総市職員の定年等に関する条例（昭和59年水海道市条例第2号）第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員
- (3) 常総市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

~~2-5~~ 2.4 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第2-7項附則第2.6項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第2-3項附則第2.2項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（市規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第2-3項附則第2.2項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

~~2-6~~ 2.5 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第6条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第6条第1項の規定

により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

~~2-7~~ 2.6 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（~~附則第2-3項~~ 附則第2.2項の規定の適用を受ける職員に限り、~~附則第2-5項~~ 附則第2.4項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

~~2-8~~ 2.7 ~~附則第2-5項~~ 附則第2.4項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の~~附則第2-3項~~ 附則第2.2項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

~~2-9~~ 2.8 ~~附則第2-3項~~ 附則第2.2項から前項までに定めるもののほか、~~附則第2-3項~~ 附則第2.2項の規定による給料月額、~~附則第2-5項~~ 附則第2.4項の規定による給料その他~~附則第2-3項~~ 附則第2.2項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

~~3-0~~ 2.9 育児短時間勤務職員等に対する~~附則第2-3項~~ 附則第2.2項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、算出率を乗じて得た額とする」とする。

中略

附 則（令和7年条例第 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

附 則（令和7年条例第 号）抄

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条から第7条までの規定並びに附則第4項から第8項まで及び第10項の規定は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1 略

別表第2(第5条関係)

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300 <u>265,300</u>	287,300 <u>298,800</u>	309,800 <u>321,300</u>	335,000 <u>355,200</u>	373,400 <u>408,300</u>
	2	184,600	231,500	262,300 <u>266,300</u>	288,900 <u>300,300</u>	311,500 <u>323,100</u>	336,900 <u>356,900</u>	376,000 <u>410,200</u>
	3	185,800	233,000	263,300 <u>267,300</u>	290,400 <u>301,800</u>	313,200 <u>324,900</u>	338,700 <u>358,500</u>	378,300 <u>412,100</u>
	4	186,900	234,500	264,300 <u>268,300</u>	291,900 <u>303,200</u>	314,700 <u>326,600</u>	340,500 <u>360,100</u>	380,500 <u>413,900</u>
	5	188,000	236,000	265,300 <u>269,300</u>	293,400 <u>304,600</u>	316,100 <u>328,300</u>	342,200 <u>361,700</u>	382,400 <u>415,700</u>
	6	189,700	237,500	266,300 <u>270,300</u>	294,900 <u>305,700</u>	317,400 <u>330,000</u>	343,900 <u>363,500</u>	384,700 <u>417,500</u>
	7	191,300	239,000	267,300 <u>271,300</u>	296,300 <u>306,700</u>	318,700 <u>331,700</u>	345,500 <u>365,000</u>	386,800 <u>419,300</u>
	8	192,900	240,500	268,300 <u>272,300</u>	297,600 <u>307,900</u>	320,000 <u>333,400</u>	347,200 <u>366,600</u>	388,800 <u>421,100</u>
	9	194,500	242,000	269,300 <u>273,300</u>	298,800 <u>309,100</u>	321,300 <u>335,000</u>	348,800 <u>368,000</u>	390,800 <u>422,700</u>
	10	196,200	243,400	270,300 <u>274,300</u>	300,300 <u>310,700</u>	323,100 <u>336,700</u>	350,500 <u>369,600</u>	393,100 <u>424,200</u>
	11	197,800	244,800	271,300 <u>275,300</u>	301,800 <u>312,300</u>	324,900 <u>338,400</u>	352,100 <u>371,200</u>	395,300 <u>425,700</u>
	12	199,400	246,200	272,300 <u>276,400</u>	303,200 <u>313,900</u>	326,600 <u>340,000</u>	353,700 <u>372,700</u>	397,500 <u>427,200</u>
13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	

議案第 5 1 号 (第 2 条) 関係

			<u>277,400</u>	<u>315,400</u>	<u>341,500</u>	<u>374,600</u>	<u>428,700</u>
14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000
			<u>278,700</u>	<u>317,000</u>	<u>343,100</u>	<u>376,500</u>	<u>430,000</u>
15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200
			<u>280,000</u>	<u>318,600</u>	<u>344,700</u>	<u>378,400</u>	<u>431,300</u>
16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500
			<u>281,200</u>	<u>320,200</u>	<u>346,200</u>	<u>380,200</u>	<u>432,500</u>
17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300
			<u>282,500</u>	<u>321,700</u>	<u>347,600</u>	<u>381,700</u>	<u>433,700</u>
18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200
			<u>283,800</u>	<u>323,400</u>	<u>349,300</u>	<u>383,500</u>	<u>435,000</u>
19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100
			<u>285,000</u>	<u>325,000</u>	<u>350,900</u>	<u>385,200</u>	<u>436,300</u>
20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900
			<u>286,200</u>	<u>326,600</u>	<u>352,500</u>	<u>386,800</u>	<u>437,500</u>
21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700
			<u>287,300</u>	<u>328,000</u>	<u>353,700</u>	<u>388,500</u>	<u>438,700</u>
22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500
			<u>288,500</u>	<u>329,700</u>	<u>355,200</u>	<u>389,900</u>	<u>439,500</u>
23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300
			<u>289,800</u>	<u>331,400</u>	<u>356,700</u>	<u>391,300</u>	<u>440,300</u>
24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100
			<u>291,100</u>	<u>333,000</u>	<u>358,200</u>	<u>392,700</u>	<u>441,100</u>
25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700
			<u>292,400</u>	<u>334,200</u>	<u>359,900</u>	<u>394,100</u>	<u>441,700</u>
26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200
			<u>293,400</u>	<u>336,100</u>	<u>361,700</u>	<u>395,300</u>	<u>442,300</u>
27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700
			<u>294,400</u>	<u>337,800</u>	<u>363,400</u>	<u>396,500</u>	<u>442,900</u>
28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200
			<u>295,500</u>	<u>339,400</u>	<u>365,100</u>	<u>397,500</u>	<u>443,500</u>
29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700
			<u>296,600</u>	<u>340,900</u>	<u>366,500</u>	<u>398,600</u>	<u>444,200</u>

議案第 5 1 号 (第 2 条) 関係

30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000
			<u>297,800</u>	<u>342,500</u>	<u>367,800</u>	<u>399,800</u>	<u>445,000</u>
31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300
			<u>298,900</u>	<u>344,100</u>	<u>369,000</u>	<u>400,900</u>	<u>445,400</u>
32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500
			<u>300,100</u>	<u>345,700</u>	<u>370,400</u>	<u>402,000</u>	<u>446,100</u>
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700
			<u>301,300</u>	<u>347,400</u>	<u>371,500</u>	<u>402,700</u>	<u>446,600</u>
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000
			<u>302,600</u>	<u>349,200</u>	<u>372,400</u>	<u>403,400</u>	<u>447,000</u>
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300
			<u>303,900</u>	<u>351,000</u>	<u>373,400</u>	<u>404,100</u>	<u>447,400</u>
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500
			<u>305,200</u>	<u>352,800</u>	<u>374,500</u>	<u>404,800</u>	<u>447,800</u>
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700
			<u>306,500</u>	<u>354,300</u>	<u>375,300</u>	<u>405,400</u>	<u>448,200</u>
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500
			<u>307,800</u>	<u>355,700</u>	<u>376,200</u>	<u>406,000</u>	<u>448,600</u>
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300
			<u>309,100</u>	<u>357,100</u>	<u>377,100</u>	<u>406,500</u>	<u>449,000</u>
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100
			<u>310,400</u>	<u>358,500</u>	<u>377,900</u>	<u>406,900</u>	<u>449,300</u>
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700
			<u>311,700</u>	<u>360,000</u>	<u>378,700</u>	<u>407,300</u>	<u>449,600</u>
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300
			<u>313,000</u>	<u>360,800</u>	<u>379,500</u>	<u>407,500</u>	<u>450,000</u>
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900
			<u>314,300</u>	<u>361,800</u>	<u>380,300</u>	<u>407,800</u>	<u>450,300</u>
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500
			<u>315,400</u>	<u>362,800</u>	<u>381,000</u>	<u>408,100</u>	<u>450,600</u>
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200
			<u>316,300</u>	<u>363,700</u>	<u>381,700</u>	<u>408,400</u>	<u>450,900</u>
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000

議案第 5 1 号 (第 2 条) 関係

			<u>317,600</u>	<u>364,800</u>	<u>382,400</u>	<u>408,700</u>	
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400
			<u>318,900</u>	<u>365,700</u>	<u>383,100</u>	<u>409,000</u>	
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100
			<u>320,200</u>	<u>366,700</u>	<u>383,800</u>	<u>409,300</u>	
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600
			<u>321,400</u>	<u>367,600</u>	<u>384,300</u>	<u>409,500</u>	
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000
			<u>322,700</u>	<u>368,300</u>	<u>384,900</u>	<u>409,800</u>	
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400
			<u>323,900</u>	<u>369,000</u>	<u>385,500</u>	<u>410,100</u>	
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800
			<u>325,100</u>	<u>369,600</u>	<u>386,200</u>	<u>410,400</u>	
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200
			<u>326,400</u>	<u>370,000</u>	<u>386,600</u>	<u>410,600</u>	
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600
			<u>327,500</u>	<u>370,600</u>	<u>387,200</u>	<u>410,900</u>	
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000
			<u>328,600</u>	<u>371,300</u>	<u>387,800</u>	<u>411,200</u>	
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300
			<u>329,700</u>	<u>372,000</u>	<u>388,300</u>	<u>411,500</u>	
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600
			<u>330,400</u>	<u>372,300</u>	<u>388,700</u>	<u>411,700</u>	
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000
			<u>331,300</u>	<u>373,000</u>	<u>389,300</u>	<u>412,000</u>	
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300
			<u>332,000</u>	<u>373,700</u>	<u>389,900</u>	<u>412,300</u>	
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600
			<u>332,800</u>	<u>374,300</u>	<u>390,400</u>	<u>412,500</u>	
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900
			<u>333,600</u>	<u>374,600</u>	<u>390,800</u>	<u>412,700</u>	
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800	
			<u>334,000</u>	<u>375,100</u>	<u>391,300</u>	<u>413,000</u>	

議案第 5 1 号 (第 2 条) 関係

63	249, 100	288, 000	332, 000 <u>334, 600</u>	371, 300 <u>375, 700</u>	387, 800 <u>391, 800</u>	410, 100 <u>413, 300</u>
64	249, 400	288, 500	332, 800 <u>335, 300</u>	372, 000 <u>376, 300</u>	388, 300 <u>392, 400</u>	410, 400 <u>413, 500</u>
65	249, 700	289, 000	333, 600 <u>336, 100</u>	372, 300 <u>376, 600</u>	388, 700 <u>392, 700</u>	410, 600 <u>413, 700</u>
66	250, 000	289, 600	334, 000 <u>336, 800</u>	373, 000 <u>377, 200</u>	389, 300 <u>393, 100</u>	410, 900 <u>414, 000</u>
67	250, 300	290, 100	334, 600 <u>337, 500</u>	373, 700 <u>377, 900</u>	389, 900 <u>393, 500</u>	411, 200 <u>414, 300</u>
68	250, 600	290, 700	335, 300 <u>338, 100</u>	374, 300 <u>378, 500</u>	390, 400 <u>393, 900</u>	411, 500 <u>414, 500</u>
69	250, 900	291, 200	336, 100 <u>338, 600</u>	374, 600 <u>378, 900</u>	390, 800 <u>394, 200</u>	411, 700 <u>414, 700</u>
70	251, 200	291, 700	336, 800 <u>339, 200</u>	375, 100 <u>379, 400</u>	391, 300 <u>394, 500</u>	412, 000 <u>415, 000</u>
71	251, 500	292, 300	337, 500 <u>339, 700</u>	375, 700 <u>380, 000</u>	391, 800 <u>394, 800</u>	412, 300 <u>415, 300</u>
72	251, 800	292, 900	338, 100 <u>340, 300</u>	376, 300 <u>380, 500</u>	392, 400 <u>395, 000</u>	412, 500 <u>415, 500</u>
73	252, 100	293, 400	338, 600 <u>340, 600</u>	376, 600 <u>381, 000</u>	392, 700 <u>395, 200</u>	412, 700 <u>415, 700</u>
74	252, 400	293, 900	339, 200 <u>341, 100</u>	377, 200 <u>381, 600</u>	393, 100 <u>395, 500</u>	413, 000 <u>413, 000</u>
75	252, 700	294, 300	339, 700 <u>341, 500</u>	377, 900 <u>382, 100</u>	393, 500 <u>395, 800</u>	413, 300 <u>413, 300</u>
76	253, 000	294, 600	340, 300 <u>341, 900</u>	378, 500 <u>382, 400</u>	393, 900 <u>396, 000</u>	413, 500 <u>413, 500</u>
77	253, 300	294, 800	340, 600 <u>342, 300</u>	378, 900 <u>382, 800</u>	394, 200 <u>396, 200</u>	413, 700 <u>413, 700</u>
78	253, 600	295, 100	341, 100 <u>342, 800</u>	379, 400 <u>383, 300</u>	394, 500 <u>396, 500</u>	414, 000 <u>414, 000</u>
79	253, 900	295, 300	341, 500	380, 000	394, 800	414, 300

議案第 5 1 号 (第 2 条) 関係

			<u>343,300</u>	<u>383,700</u>	<u>396,800</u>	
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500
			<u>343,800</u>	<u>384,100</u>	<u>397,000</u>	
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700
			<u>344,100</u>	<u>384,500</u>	<u>397,200</u>	
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000
			<u>344,500</u>	<u>385,000</u>	<u>397,500</u>	
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300
			<u>344,900</u>	<u>385,400</u>	<u>397,800</u>	
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500
			<u>345,300</u>	<u>385,800</u>	<u>398,000</u>	
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700
			<u>345,600</u>	<u>386,100</u>	<u>398,200</u>	
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500	
			<u>346,000</u>			
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800	
			<u>346,400</u>			
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000	
			<u>346,800</u>			
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200	
			<u>347,000</u>			
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500	
			<u>347,400</u>			
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800	
			<u>347,800</u>			
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000	
			<u>348,200</u>			
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200	
			<u>348,400</u>			
94		299,400	347,400	386,400		
			<u>348,800</u>			
95		299,700	347,800	386,700		
			<u>349,200</u>			

96	300, 100	348, 200 <u>349, 500</u>	386, 900
97	300, 300	348, 400 <u>349, 800</u>	387, 100
98	300, 600	348, 800 <u>350, 200</u>	387, 400
99	301, 000	349, 200 <u>350, 600</u>	387, 700
100	301, 400	349, 500 <u>351, 000</u>	387, 900
101	301, 600	349, 800 <u>351, 500</u>	388, 100
102	301, 900	350, 200 <u>351, 900</u>	
103	302, 200	350, 600 <u>352, 300</u>	
104	302, 500	351, 000 <u>352, 700</u>	
105	302, 700	351, 500 <u>353, 200</u>	
106	303, 000	351, 900 <u>353, 600</u>	
107	303, 300	352, 300 <u>353, 900</u>	
108	303, 600	352, 700 <u>354, 200</u>	
109	303, 800	353, 200 <u>354, 700</u>	
110	304, 200	353, 600	
111	304, 600	353, 900	
112	304, 900	354, 200	
113	305, 100	354, 700	
114	305, 300		

議案第51号（第2条）関係

	115		305,600					
	116		306,000					
	117		306,200					
	118		306,400					
	119		306,700					
	120		307,000					
	121		307,400					
	122		307,600					
	123		307,900					
	124		308,200					
	125		308,500					
定年前再 任用 短時間勤 務職員		基準給料 月 額						
		円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、
第21条に規定する職員を除く。

○常総市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

平成28年3月17日

条例第1号

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

（職員の任期を定めた採用）

第2条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

(1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

(2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

(3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

(4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られ

る場合

第3条—第6条 略

(給与に関する特例)

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額（円）
1	380,000 <u>392,000</u>
2	427,000 <u>440,000</u>
3	477,000 <u>492,000</u>
4	539,000 <u>555,000</u>
5	615,000 <u>634,000</u>

2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、特定任期付職員が従事する業務に応じて規則で定める基準に従い決定する。

(給与条例の適用除外等)

第8条 常総市職員の給与に関する条例（昭和32年水海道市条例第9号。以下「給与条例」という。）第4条から第6条まで、第9条から第11条の3まで、第13条から第15条まで及び第19条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第6条の2第1項、第17条の2第1項及び第18条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び常総市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成28年常総市条例第1号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、給与条例第6条の2第1項中「前条第2項、第3項及び第5項の規定にかかわらず、これらの」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項の」と、給与条例第17条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職員（任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下この条において同じ。）が」と、給与条例第18条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

中略

附 則（令和6年条例第2号）抄

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条から第8条までの規定は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年条例第 号）抄

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条から第7条までの規定並びに附則第4項から第8項まで及び第10項の規定は、令和7年4月1日から施行する。

○常総市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

条文は、議案第51号 常総市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例第3条の規定による改正後の常総市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（公布日施行）のもの

平成28年3月17日

条例第1号

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条—第6条 略

（給与に関する特例）

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額（円）
1	392,000
2	440,000
3	492,000
4	555,000
5	634,000

2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、特定任期付職員が従事する業務に応じて規則で定める基準に従い決定する。

（給与条例の適用除外等）

第8条 常総市職員の給与に関する条例（昭和32年水海道市条例第9号。以下「給与条例」という。）第4条から第6条まで、~~第9条から第11条の3まで~~ 第9条、第10条、第11条の2及び第11条の3、第13条から第15条まで及び~~第19条~~の規定は、特定任期付職員には適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第6条の2第1項、第17条の2第1項及び第18条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第

1項中「この条例」とあるのは「この条例及び常総市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成28年常総市条例第1号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、給与条例第6条の2第1項中「前条第2項、第3項及び第5項の規定にかかわらず、これらの」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項の」と、給与条例第17条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職員（任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下この条において同じ。）が」と、給与条例第18条第2項中「~~100分の122.5~~100分の125」とあるのは「~~100分の170.1~~00分の95」と、「~~100分の127.5~~」とあるのは「~~100分の175~~給与条例第19条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。

第9条 略

附 則 略

○常総市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

令和元年12月16日

条例第18号

目次 略

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び第204条第3項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) フルタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。
- (2) パートタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。

(会計年度任用職員の給与)

第3条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあっては給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び特殊勤務手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあっては報酬、期末手当及び勤勉手当をいう。

2 給与は、他の条例に規定する場合を除くほか、現金で支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員からの申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

3 公務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

第4条—第8条 略

(地域手当)

第9条 給与条例第11条の2の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

第10条—第19条 略

第3章 パートタイム会計年度任用職員の給与

（パートタイム会計年度任用職員の報酬）

第20条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を常総市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年水海道市条例第1号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。）とする。

2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額とする。

4 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第4条から第6条までの規定を適用して得た額に、100分の4を乗じて得た額を加算した額とする。

第21条—第35条 略

（委任）

第36条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

~~1~~ この条例は、令和2年4月1日から施行する。

~~—(地域手当に関する特例措置)—~~

~~2~~ ~~当分の間、第9条の規定にかかわらず、地域手当は、支給しない。~~

附 則（令和6年条例第2号）抄

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条から第8条までの規定は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年条例第 号）抄

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条から第7条までの規定並びに附則第4項から第8項まで及び第10項の規定は、令和7年

4月1日から施行する。

別表 略

○常総市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

昭和43年3月27日

条例第11号

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第38条第4項の規定に基づき、企業職員の給与の種類及び基準に関し必要な事項を定めるものとする。

（給与の種類）

第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。

2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、手当を除いた全額とする。

3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。

第3条 略

（管理職手当）

第4条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、その特殊性に基づき市長が指定するもの（以下「管理職員」という。）について支給する。

（扶養手当）

第5条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

~~(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）~~

~~(2)~~ (1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

~~(3)~~ (2) 満60歳以上の父母及び祖父母

~~(4)~~ (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

~~(5)~~ (4) 重度心身障害者

（地域手当）

第5条の2 地域手当は、地域における民間の賃金水準を基礎として、地域における物価等を考慮して職員に支給する。

（住居手当）

第5条の3 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。）を支払っている職員で市長の定める者に対して支給する。

第6条—第11条 略

（管理職員特別勤務手当）

~~第11条の2—管理職員特別勤務手当は、第4条の規定に基づく市長が指定する職を占める職員のうち、管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として市長の定める職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務を要しない日又は休日に勤務した場合に支給する。~~

第11条の2 管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、勤務を要しない日又は休日（次項において「休日等」という。）に勤務をした場合は、当該管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第11条の3—第20条 略

（委任）

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

~~1~~ この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

~~2—当分の間、第5条の2の規定にかかわらず、地域手当は、支給しない。~~

中略

附 則（令和6年条例第2号）抄

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条から第8条までの規定は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年条例第 号）抄

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条から第7条までの規定並びに附則第4項から第8項まで及び第10項の規定は、令和7年4月1日から施行する。

○地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

令和4年12月20日

条例第21号

第1条—第10条 略

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第12条の規定は、公布の日から施行する。

第2条—第15条 略

（常総市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第16条 第8条の規定による改正後の常総市職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）[附則第2-3項から第3-0項](#)[附則第2-2項から第2-9項](#)までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

第17条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項、次項及び第8項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される常総市職員の給与に関する条例第5条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第6条第1項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、常総市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される常総市職員の給与に関する条例第5条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第6条第1項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、常総市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を

乗じて得た額とする。

- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第11条の4第2項及び第13条第2項の規定を適用する。
- 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第18条第3項の規定を適用する。
- 6 新給与条例第19条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 7 常総市職員の給与に関する条例第6条第2項及び第5項から第9項まで、第10条、~~第11条並びに第11条の3~~並びに新給与条例第6条第3項及び第4項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 8 前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員の給与に関し必要な事項は、市規則で定める。

（常総市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 第18条 常総市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条、第5条の3及び第14条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

附 則（令和7年条例第 号）抄

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条から第7条までの規定並びに附則第4項から第8項まで及び第10項の規定は、令和7年4月1日から施行する。

○常総市職員の分限に関する条例

昭和48年6月25日

条例第20号

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第3項及び第4項の規定に基づき、降任、免職、休職及び降給の手續及び効果並びに失職の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条—第5条 略

（委任）

第6条 この条例の実施について必要な事項は、市規則で定める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現に存する公共的団体（職員が現に業務に従事している公共的団体に限る。）において業務に従事している者又は従事することとなる者に対しては、第2条の規定は、当分の間、適用しないことができる。
- 3 水海道市職員の分限に関する手續及び効果に関する条例（昭和27年水海道市条例第144号）は、廃止する。
（降給に関する経過措置）
- 4 常総市職員の給与に関する条例~~附則第2-3項~~[附則第2-2項](#)の規定に基づく特例措置及び市規則その他の規程に基づく法附則第26項に規定する給与に関する特例措置による降給は、法第27条第2項に規定する職員の意に反する降給とする。
- 5 前項に規定する措置の適用を受ける職員には、市規則で定めるところにより、当該措置の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

中略

附 則（令和4年条例第21号）抄

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年条例第 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

附 則（令和7年条例第 号）抄

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条から第7条までの規定並びに附則第4項から第8項まで及び第10項の規定は、令和7年4月1日から施行する。

◎議案第52号 常総市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

本案は、令和6年8月8日に人事院から公務員給与の改定が勧告されたことを受け、一般職に属する職員に準じて、市長等特別職の期末手当の支給割合を改正するものです。

まず、令和6年度にあっては昨年12月に支給した期末手当を0.1月分引き上げるもので、これを年度当初に遡って適用することといたします。

令和6年度	期別	期末手当	年間計
特別職	6月期	1.70	3.50
	12月期	1.80 (0.10)	(0.10)

() 内は改正前(令和6年4月1日時点)と改正後の比較

次に、令和7年度には、先に引き上げた令和6年12月支給分の期末手当の支給割合を6月支給分及び12月支給分に按分することといたします。これによる年間の支給割合に増減はございません。

令和7年度	期別	期末手当	年間計
特別職	6月期	1.75 (0.05)	3.50
	12月期	1.75 (▲0.05)	

() 内は改正前(令和7年4月1日時点)と改正後の比較

○常総市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例

昭和32年10月1日

条例第15号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、市長、副市長及び教育長に対する給与及び旅費の額並びにその支給方法に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 給与は、給料、通勤手当及び期末手当とする。

(給料月額)

第3条 給料月額の定額は、別表第1に掲げる額とする。

(通勤手当の額)

第3条の2 通勤手当の額は、常総市職員の給与に関する条例（昭和32年水海道市条例第9号。以下「給与条例」という。）第11条の4第2項の規定を準用して算出された額とする。

(期末手当の額)

第4条 期末手当の額は、給与条例第18条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の180」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。

【第2条関係（令和7年4月1日施行分）】

(期末手当の額)

第4条 期末手当の額は、給与条例第18条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「~~100分の122.5~~とあるのは「~~100分の170~~」と、~~「100分の127.5~~」100分の125」とあるのは「~~100分の180~~」100分の175」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは

「職務等に応じて」と読み替えるものとする。

(給与の支給条件等)

第 4 条の 2 給与の支給条件、支給方法及び支給期日については、給与条例の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、給与条例第 1 8 条の 3 第 1 項、第 2 項、第 5 項、第 6 項及び第 7 項中「任命権者」とあるのは、「市長」と読み替えるものとする。

(旅費の種類)

第 5 条 旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料、旅行雑費及び死亡手当とする。

(鉄道賃等)

第 6 条 鉄道賃、船賃、航空賃、管内旅行の旅費、退職者等の旅費及び遺族の旅費の額は、常総市職員の旅費に関する条例(昭和 3 2 年水海道市条例第 1 3 号。以下「一般職旅費条例」という。)を準用して算出された額とする。ただし、外国旅行については、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和 2 5 年法律第 1 1 4 号。以下「旅費法」という。)を準用して算出された額とする。

(車賃等)

第 7 条 内国旅行の車賃、日当、宿泊料及び食卓料の額は、別表第 2 の定額による。

2 外国旅行については、旅費法別表第 2 の 1 の表中、その他の者が受ける額と同一の額による。

(旅費の支給方法)

第 8 条 旅費の支給方法は、一般職の職員の旅費支給の例によるものとする。ただし、一般職旅費条例第 1 6 条ただし書の規定については、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 3 2 年 4 月 1 日から適用する。ただし、旅費に関する規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用する。

(経過措置)

2 この条例の施行の前に出発した旅行については、なお従前の例による。

3 公用車等を利用した場合には当分の間、第 6 条及び第 7 条の規定にかかわらず鉄道賃、船賃及び車賃は、支給しない。

4 特別車両料金及び特別船室料金については、第 6 条の規定にかかわらず、常

総市職員の旅費に関する条例附則第 5 項の規定は適用しない。

(石下町の編入に伴う経過措置)

- 5 石下町の編入の日前に、石下町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（昭和 3 2 年石下町条例第 1 1 号。以下「石下町条例」という。）の適用を受けていた者が同日前に出発した旅行に係る旅費については、なお石下町条例の例による。

(平成 2 1 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 6 平成 2 1 年 6 月に支給する期末手当に関する第 4 条の規定の適用については、同条中「「1 0 0 分の 1 6 0, 」」とあるのは「「1 0 0 分の 1 4 5, 」」とする。

(期末手当に関する特例措置)

- 7 第 4 条の 2 の規定により一般職の職員の例によるとされる市長の期末手当（令和 2 年 6 月 1 日を基準日とするものに限る。）については、給与条例第 1 8 条第 1 項の規定にかかわらず、これを支給しない。

中略

附 則（令和 6 年条例第 3 号）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の常総市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の特別職給与等条例」という。）の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の特別職給与等条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の常総市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の特別職給与等条例の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則（令和 7 年条例第 号）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の常総市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の特別職給与等条例」という。）の規定は、令和

6年4月1日から適用する。

(期末手当の内払)

3 改正後の特別職給与等条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の常総市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の特別職給与等条例の規定による期末手当の内払とみなす。

別表第1 略

別表第2 略

◎議案第53号 常総市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例について

◎議案第54号 常総市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例に
ついて

本案は、令和6年8月8日に人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」における「仕事と生活の両立支援の拡充」に係る項目に対応するため、関連する条例について改正を行うものです。

議案第53号では、職員が仕事と育児又は介護とを両立しやすくするために、「常総市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」において、時間外勤務を免除する対象となる子の範囲を拡大いたします。

現在は、時間外勤務をさせてはならない職員の対象を、原則「3歳に満たない子のある職員」としております。こちらを「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員」とし、対象となる子の範囲を拡大いたします。

また、介護を行う職員が離職することなく仕事と両立できるよう、任命権者は、仕事と介護との両立に資する制度等の利用の意向を確認する、利用に係る請求等が円滑に行われるよう勤務環境を整備する等の措置を講じなければならないこと等について定める改正を行います。

議案第54号では、「常総市職員の育児休業等に関する条例」において引用する「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が改正されたことにより、条例中で引用する条項を改める必要が生じたことから、当該部分を改める改正を行います。

○常総市職員の勤務時間、休暇等に関する条例

平成7年3月28日

条例第1号

水海道市職員の勤務時間に関する条例（昭和59年水海道市条例第3号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条—第6条 略

（正規の勤務時間以外の時間における勤務）

第7条 任命権者は、市長（労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業にあつては労働基準監督署長）の許可を受けて、第2条から第5条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の市規則で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として市規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。

2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として市規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

（時間外勤務代休時間）

第8条 任命権者は、常総市職員の給与に関する条例（昭和32年水海道市条例第9号）第13条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、市規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、市規則で定める期間内にある勤務日等（第10条第1項に規定する勤務日等を行い、同項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全

部又は一部を指定することができる。

- 2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)

第8条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として市規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。）のある職員が、市規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、市規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。

- 2 前項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として市規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。）のある職員が、市規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、市規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

- 3 前2項に規定するもののほか、早出遅出勤務に関する手続その他の早出遅出勤務に関し必要な事項は、市規則で定める。

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第8条の3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして市規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、市規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

2 任命権者は、~~3歳に満たない子~~小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、市規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第7条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、市規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について23時間15分、1年について145時間20分を超えて、第7条第2項に規定する勤務をさせてはならない。

4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして市規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、市規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、~~第2項中「3歳に満たない子のある職員が、市規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中及び前2項中~~「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、市規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、市規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 前各項に規定するもののほか、勤務の制限に関する手続その他の勤務の制限に関し必要な事項は、市規則で定める。

第 9 条—第 1 4 条 略

(介護休暇)

第 1 5 条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他市規則で定める者（[第 1 7 条の 2 第 1 項において「配偶者等」という。](#)）で負傷、疾病又は老齢により市規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、市規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 6 月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。

3 介護休暇については、常総市職員の給与に関する条例第 1 2 条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、同条例第 1 6 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額する。

(介護時間)

第 1 5 条の 2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する 3 年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において 1 日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において 1 日につき 2 時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 前条第 3 項の規定は、介護時間について準用する。

(組合休暇)

第 1 6 条 任命権者は、職員が登録された職員団体の規約に定める機関の構成員として当該機関の業務に従事する場合、及び登録された職員団体の加入する上部団体のこれらの機関に相当する機関の業務で、当該職員団体の業務と認められるものに従事する場合に限り、組合休暇を与えることができる。

2 組合休暇の期間は、職員が任命権者の許可を得て登録された職員団体の業務又は活動に従事する期間とする。ただし、一の年につき 3 0 日を超えることは

できない。

3 第 1 5 条第 3 項の規定は、組合休暇について準用する。

(療養休暇，特別休暇，介護休暇，介護時間及び組合休暇の承認)

第 1 7 条 療養休暇，特別休暇（市規則で定めるものを除く。），介護休暇，介護時間及び組合休暇については，市規則の定めるところにより，任命権者の承認を受けなければならない。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第 1 7 条の 2 任命権者は，職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは，当該職員に対して，仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この項及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに，介護両立支援制度等の申告，請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は，職員に対して，当該職員が 4 0 歳に達した日の属する年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 3 1 日までをいう。）において，前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第 1 7 条の 3 任命権者は，介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため，次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

(会計年度任用職員の勤務時間，休暇等)

第 1 8 条 地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員の勤務時間，休暇等については，第 2 条から前条までの規定にかかわらず，その職務の性質等を考慮して，市規則の定める基準に従い，任命権者が定める。

(規則への委任)

第 1 9 条 この条例の施行に関し必要な事項は，市規則で定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は，平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

(水海道市職員の休日及び休暇に関する条例の廃止)

第 2 条 水海道市職員の休日及び休暇に関する条例（昭和 3 2 年水海道市条例第

1 1号。以下「旧休日休暇条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 この条例の施行前に、水海道市職員の勤務時間に関する条例（以下「旧条例」という。）第2条第2項の規定により、1週間の勤務時間が定められているものについては、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において水海道市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「新条例」という。）第2条第2項の規定により勤務時間が定められたものとみなす。

2 この条例の施行の際現に旧条例第2条第3項本文の規定に基づき月曜日から金曜日までの5日間において1日につき8時間の勤務時間が割り振られている職員について同条第4項の規定に基づき定められている勤務を要しない日又は勤務時間の割振りは、それぞれ新条例第5条の規定に基づき任命権者が定めた休日又は勤務時間の割振りとはみなす。

3 この条例の施行の際現に前項に規定する職員以外の職員について、旧条例第2条第3項又は第4項の規定に基づき定められている勤務を要しない日又は勤務時間の割振りは、それぞれ新条例第4条又は第5条の規定に基づき任命権者が定めた週休日又は勤務時間の割振りとはみなす。

4 施行日前から引き続き在職する職員の施行日以後の平成6年における年次休暇の日数については、新条例第12条第1項の規定にかかわらず、旧休日休暇条例第5条第1項に規定する年次休暇の残日数とする。

5 この条例の施行の際現に旧休日休暇条例第5条第3項の規定に基づき職員が請求している年次休暇の時季については、新条例第12条第3項の規定に基づき請求したものとみなす。

6 この条例の施行の際現に旧休日休暇条例第4条の規定に基づき任命権者又はその委任を受けた者の承認を受けている休暇については、新条例第17条の規定に基づき任命権者が承認したものとみなす。

7 前各号に規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は規則で定める。

中略

附 則（令和4年条例第21号）抄

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(定義)

第2条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号

に定めるところによる。

- (1) 令和 3 年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号）をいう。
- (2) 新地方公務員法 令和 3 年改正法による改正後の地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）をいう。
- (3) 短時間勤務の職 新地方公務員法第 2 2 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職をいう。
- (4) 旧条例 第 1 条の規定による改正前の常総市職員の定年等に関する条例をいう。
- (5) 新条例 第 1 条の規定による改正後の常総市職員の定年等に関する条例をいう。
- (6) 旧条例定年 旧条例第 3 条に規定する定年をいう。
- (7) 新条例定年 新条例第 3 条に規定する定年をいう。
- (8) 旧条例定年相当年齢 短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。
- (9) 新条例定年相当年齢 短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。
- (10) 暫定再任用職員 附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項、附則第 5 条第 1 項若しくは第 2 項、附則第 6 条第 1 項若しくは第 2 項又は附則第 7 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員をいう。
- (11) 暫定再任用短時間勤務職員 附則第 6 条第 1 項若しくは第 2 項又は附則第 7 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員をいう。
- (12) 定年前再任用短時間勤務職員 新条例第 1 2 条又は第 1 3 条第 1 項の規定により採用された職員をいう。
- (13) 特定年齢到達年度の末日 年齢 6 5 年に達する日以後における最初の 3 月 3 1 日をいう。
- (14) 施行日 この条例の施行の日をいう。

(常総市職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第 1 3 条 暫定再任用短時間勤務職員は，第 5 条の規定による改正後の常総市職員の勤務時間，休暇等に関する条例第 2 条第 3 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

附 則 (令和 7 年条例第 号)

(施行期日)

1 この条例は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし，次項の規定は，公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の常総市職員の勤務時間，休暇等に関する条例第 8 条の 3 第 2 項の規定による請求（3 歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は，施行日前においても，市規則の定めるところにより，当該請求を行うことができる。

○常総市職員の育児休業等に関する条例

平成4年3月26日

条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項（育児休業法第11条第2項において準用する場合を含む。）、第14条（育児休業法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条—第16条 略

(部分休業の承認)

第17条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第7条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間（勤務時間条例第14条の規定により特別休暇を承認されている職員については、2時間から当該特別休暇を承認されている時間を減じた時間）を超えない範囲内で、必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする。

2 労働基準法第67条の規定による育児時間又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）~~第6-1条第3-2項において読み替えて準用する同条第2-9項~~第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合）にあっては、当該時間を超えない範囲内で、か

つ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で) 行うものとする。

第18条—第21条 略

(市規則への委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

(水海道市職員の育児休業に係る給与等に関する条例の廃止)

2 水海道市職員の育児休業に係る給与等に関する条例(昭和51年水海道市条例第13号)は、廃止する。ただし、義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(昭和50年法律第62号)に基づく育児休業の期間のうち、この条例の施行の日前の期間に係る給与に関する取扱いについては、なお従前の例による。

中略

附 則(令和6年条例第2号)抄

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条から第8条までの規定は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年条例第 号)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

◎議案第 55 号 常総市公共施設整備基金条例の一部を改正する条例について

常総市公共施設整備基金条例につきましては、教育施設、民生施設その他公用又は公共用に供する施設の整備に充てるため、平成10年12月24日に施行されたものでございますが、現在、当市の公共施設の多くが建設後40年を超え、今後それらの更新や長寿命化に係る財政負担が大きな課題になることが想定されております。

その課題解決の一つとして、公共施設整備基金を財源として活用し、整備以外の大規模な改修にも充てることを可能とするため、当該基金条例の一部を改正するものです。

○常総市公共施設整備基金条例

平成10年12月24日

条例第21号

(設置の目的)

第1条 教育施設、民生施設その他公用又は公共用に供する施設（以下単に「公共施設」という。）の整備事業整備又は大規模改修事業に要する資金に充てるため、常総市公共施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する目的に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年条例第 号）

この条例は、公布の日から施行する。

◎議案第56号 常総市ふるさと応援寄附金基金条例について

ふるさと応援寄附金，いわゆるふるさと納税につきましては，当初予算において，歳入から寄附金募集に係る経費を差し引いた金額を福祉や教育などの財源として活用させていただいているところです。

そのようななか，令和6年度におきまして，当初予算で計上した5億を超えたことを踏まえ，今後当初予算額以上の寄附があった際には，基金に積み立て，後年度の政策的な事業の財源として計画的に活用させていただくため，ふるさと応援寄附金基金を創設するものです。

◎議案第 57 号 常総市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う条項ずれを修正するとともに、地方公共団体情報システムの標準化に伴い、所要の改正を行うものです。

改正の趣旨といたしましては、地方公共団体情報システムの標準化に伴い、一元的に住登外者の登録及び管理を行う「住登外者宛名番号管理機能」が実装されますが、この機能を扱う事務については、個人番号の独自利用を行う事務等として、条例に定める必要があるとの見解が国から示されたことから、規定を追加するものです。

○常総市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成 27 年 12 月 14 日

条例第 39 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 9 条第 2 項に基づく個人番号の利用及び法第 19 条第 11 号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第 2 条第 8 項第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第 2 条第 12 項第 2 条第 13 項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第 2 条第 14 項第 2 条第 15 項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。
- (5) 特定個人番号利用事務 法第 19 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- (6) 利用特定個人情報 法第 19 条第 8 号に規定する利用特定個人情報をいう。
- (7) 住登外者 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）により市が備える住民基本台帳に記録されていない者であって、市長又は教育委員会が行政事務を処理するため住民とは別に管理する必要があるものをいう。
- (8) 住登外者宛名番号管理機能 庁内で管理する住登外者を一意に特定するための番号を付し、氏名、住所等の情報を管理するための機能をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、法第 3 条に規定する基本理念にのっとり、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第 4 条 法第 9 条第 2 項の条例で定める事務は、別表第 1 の左欄に掲げる機関が

行う同表の右欄に掲げる事務，別表第 2 の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務とする。

- 2 別表第 2 の左欄に掲げる機関は，同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で，同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし，法第 19 条第 8 号の規定により，情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は，この限りでない。
- 3 市長又は教育委員会は，特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で，利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし，法第 19 条第 8 号の規定により，情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は，この限りでない。
- 4 前 2 項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において，他の条例，規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは，当該書面の提出があったものとみなす。
(特定個人情報の提供)

第 5 条 法第 19 条第 11 号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は，市長が教育委員会に対し，又は教育委員会が市長に対し，特定個人番号利用事務を処理するために必要な利用特定個人情報の提供を求めた場合において，市長又は教育委員会が当該利用特定個人情報を提供するときとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において，他の条例，規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは，当該書面の提出があったものとみなす。

附 則

この条例は，平成 28 年 1 月 1 日から施行する。ただし，第 4 条第 3 項ただし書の規定は，法附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

中略

附 則 (令和 6 年条例第 18 号)

この条例は，公布の日から施行する。

附 則 (令和 7 年条例第 号)

この条例は，公布の日から施行する。ただし，第 2 条の改正規定 (同条に 2 号を加える改正規定を除く。)は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 4 条関係)

機関	事務
1 市長	常総市医療福祉費支給に関する条例（昭和 51 年水海道市条例第 30 号）による医療福祉費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	常総市すくすく医療費支給に関する条例（平成 17 年水海道市条例第 14 号）によるすくすく医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に準じて行う保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	常総市難病患者福祉手当支給要綱（平成 22 年常総市告示第 58 号）による難病患者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
<u>5 市長</u>	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>
<u>6 教育委員会</u>	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>

別表第 2（第 4 条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	常総市医療福祉費支給に関する条例による医療福祉費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		医療保険各法（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号），船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号），私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）

，国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号），国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）又は地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）をいう。）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの

母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）による妊娠の届出に関する情報であって規則で定めるもの

児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）による身体障害者手帳，精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）にいう知的障害者に関する情報であって規則で定め

	るもの
	国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）による障害基礎年金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）による配偶者のない者で現に児童を扶養しているものに関する情報であって規則で定めるもの
	生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの

		<p>生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の措置に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
2 市長	常総市すくすく医療費支給に関する条例によるすくすく医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者関係情報であって規則で定めるもの
3 市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）による保険給付の支給，地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの

		災害対策基本法（昭和36年法律第223号）による災害による被害の程度を証明する書面に関する情報（以下「罹災証明書関係情報」という。）であって規則で定めるもの
4 市長	健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	予防接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種の実施，給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
6 市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
7 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって

		規則で定めるもの
		特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
8	市長 常総市難病患者福祉手当支給要綱による難病患者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
9	市長 介護保険法による保険給付の支給，地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		罹災証明書関係情報であって規則で定めるもの

10 市長	老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
11 市長	生活保護法による保護の決定及び実施，就労自立給付金の支給，保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
12 市長	国民健康保険法による保険給付の支給又は保健事業に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		罹災証明書関係情報であって規則で定めるもの
13 市長	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給又は保険料の免除に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
14 市長	母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
15 市長	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの

		罹災証明書関係情報であって規則で定めるもの
16 市長	公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅（同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。）の管理に関する事務であって規則で定めるもの	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの 罹災証明書関係情報であって規則で定めるもの
17 市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	罹災証明書関係情報であって規則で定めるもの
18 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	罹災証明書関係情報であって規則で定めるもの
19 市長	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>特定個人番号利用事務に関する住登外者の利用特定個人情報であって規則で定めるもの</u> <u>常総市医療福祉費支給に関する条例による医療福祉費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>

		<u>常総市すくすく医療費支給に関する条例によるすくすく医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>
<u>20 市長</u>	<u>特定個人番号利用事務</u>	<u>住登外者関係情報であって規則で定めるもの</u>
<u>21 教育委員会</u>	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>特定個人番号利用事務に関する住登外者の利用特定個人情報であって規則で定めるもの</u>

◎議案第 58 号 常総市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

本案は、国民健康保険特別会計において被保険者数の減少により歳入となる国民健康保険税の減収及び歳出である茨城県へ納める国民健康保険事業費納付金の増加により、当会計の運営が危ぶまれることから安定した運営を維持できるように国民健康保険税の税率等の改正を行うほか所要の改正を行うものです。

国民健康保険事業は、地域住民の医療を保障し、住民の福祉を増進する目的で行われるものであって収益を目的とするものではなく、その収入を財源とし保険給付を主とする特定の支出に充てられることから、一般会計とは区分して特別会計を設けて運営することが義務付けられています。その中で、赤字に陥る場合には以前までは、国民健康保険支払準備基金を取り崩して補填し、又は一般会計からの決算補填目的のための法定外繰入を行い回避していました。

当市の国民健康保険支払準備基金は、令和 5 年度に国民健康保険事業費納付金等の増加により支出が増え赤字に陥るため、1 億 2 千万円を取り崩しており残額は約 70 万程度となっています。そして近年、この一般会計からの赤字補填目的のための法定外繰入は、国より解消を強く求められている事態でもあり、この法定外繰入を行った場合には、決算補填目的の法定外繰入を行わないための計画を提出することになっています。

これらを踏まえ常総市国民健康保険運営協議会に当市の置かれている国民健康保険特別会計の状況を報告した上で、税率等における諮問を行い審議を重ねた結果、答申をいただき以下のとおり改正するものです。

基礎課税分所得割率においては現行の 7.02% から 7.47% に、均等割額においては、現行の 26,600 円から 42,200 円に改正し、後期高齢者支援金等課税額所得割率においては現行の 2.57% から 3.39% に、均等割額においては 16,100 円から 19,400 円に改正し、介護納付金課税額所得割率においては 2.17% から 2.85% に、均等割額においては 17,100 円から 20,400 円に改正を行います。

これらの改正は、令和 7 年度分以後の国民健康保険税に適用することとします。

【現行税率等と改正税率等の比較】

		現行 税率等		改正 税率等	比較
基礎課税額 (医療分)	所得割率	7.02%	→	7.47%	+0.45%
	均等割額	26,600円		42,200円	+15,600円
後期高齢者 支援金等課税額 (支援金分)	所得割率	2.57%		3.39%	+0.82%
	均等割額	16,100円		19,400円	+3,300円
介護納付金課税額 (介護分)	所得割率	2.17%		2.85%	+0.68%
	均等割額	17,100円		20,400円	+3,300円

【試算例】

《モデル世帯》

	世帯構成員	年齢	職業
4人世帯	世帯主	43歳	事業主
	妻	41歳	専業主婦
	子ども(未就学児以外)	12歳	小学生
	子ども(未就学児)	4歳	保育園児

《ケース1：世帯所得100万円》

	現行税率等		改正税率等	比較
所得割額	67,032円	→	78,147円	+11,115円
均等割額	81,150円		112,800円	+31,650円
合計額	148,182円		190,947円	+42,765円

- 低所得者5割軽減対象世帯
- 未就学児軽減対象世帯
- 高校生世代以下減免対象世帯

《ケース2：世帯所得300万円》

	現行税率等		改正税率等	比較
所得割額	302,232円	→	352,347円	+50,115円
均等割額	162,300円		225,600円	+63,300円
合計額	464,532円		577,947円	+113,415円

- 低所得者軽減非該当世帯
- 未就学児軽減対象世帯
- 高校生世代以下減免対象世帯

《ケース3：世帯所得510万円》

	現行税率等		改正税率等	比較
所得割額	549,192円	→	640,257円	+91,065円
均等割額	183,650円		225,600円	+41,950円
合計額	732,842円		861,962円 (※1) 865,857円	+129,120円

- 低所得者軽減非該当世帯
- 未就学児軽減対象世帯
- 高校生世代以下減免対象世帯（令和6年度までは、世帯所得500万円超のため減免非該当世帯）

(※1) 課税限度額考慮前の税額（介護分において課税限度額適用あり）

○常総市国民健康保険税条例

昭和 34 年 6 月 28 日

条例第 13 号

(納税義務者)

第 1 条 国民健康保険税は、国民健康保険の被保険者である世帯主に対して課する。

2 国民健康保険の被保険者である資格がない世帯主であつて、当該世帯内に国民健康保険の被保険者である者がある場合においては、当該世帯主を国民健康保険の被保険者である世帯主とみなして、国民健康保険税を課する。

(課税額)

第 2 条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、茨城県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- (2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（茨城県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- (3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第 9 条第 2 号に規定する第 2 号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（茨城県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

- 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が65万円を超える場合には、基礎課税額は、65万円とする。
- 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が24万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、24万円とする。
- 4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合には、介護納付金課税額は、17万円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に~~100分の7.02~~100分の7.47を乗じて算定する。

- 2 前項の場合における法第314条の2第1項に規定する総所得金額又は山林所得金額を算定する場合には、法第313条第9項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとする。

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）

第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について~~26,600円~~42,200円とする。

第5条 削除

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）

第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に~~100分の2.57~~100分の3.39を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）

第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について~~16,~~

~~100円~~19,400円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に~~100分の2.~~17100分の2.85を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について~~17,100円~~20,400円とする。

第10条—第22条 略

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円）及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。） 1 人について ~~18,620円~~ 29,540円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。） 1 人について ~~11,270円~~ 13,580円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。） 1 人について ~~11,970円~~ 14,280円

(2) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 29 万 5 千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。） 1 人について ~~13,300円~~ 21,100円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。） 1 人について ~~8,050円~~ 9,700円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。） 1 人について ~~8,550円~~ 10,200円

(3) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 54 万 5 千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前 2 号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険

者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について~~5,320円~~
8,440円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について~~3,220円~~3,880円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について~~3,420円~~4,080円

2 国民健康保険の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 ~~3,990円~~6,330円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 ~~6,650円~~10,550円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 ~~10,640円~~16,880円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 ~~13,300円~~21,100円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 ~~2,415円~~2,910円

イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 ~~4,025円~~4,850円

ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 ~~6,440円~~7,760円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 ~~8,050円~~ 9,700円

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額

当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第23条の2—第25条 略

(委任)

第26条 この条例に定めるほか、国民健康保険税の賦課徴収については、常総市税条例（昭和33年水海道市条例第13号）の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は公布の日から施行し、昭和34年度分の国民健康保険税から適用する。

2—15 略

~~—(新型コロナウイルス感染症に関する国民健康保険税の減免申請書の提出期限の特例)—~~

~~16—当分の間、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の影響により第23条の3第1項第1号に掲げる者に該当する者であつて、市長が必要と認めるものが国民健康保険税（令和3年度分及び令和4年度分の国民健康保険税であつて、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの（令和4年2月以前分の国民健康保険税を除く。）に限る。）の減免を受けようとする場合における同条第2項の規定による申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、市長が指定する日とする。~~

中略

附 則（令和6年条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年条例第 号）

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の常総市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

◎議案第 59 号 常総市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

本案は、後期高齢者医療保険料の普通徴収に係る納期について、高齢者の医療の確保に関する法律第 109 条「普通徴収の方法によつて徴収する保険料の納期は、市町村の条例で定める。」に基づき、ほかの市税及び介護保険料と納期を統一することで市民の公平性を図るべく、住民サービスの向上のもと、改正をするものです。

また、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給の申請について、常総市後期高齢者医療に関する条例で引用する茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例が改正されたことにより、市条例中で引用する条項を改める必要が生じたため、当該部分を改める改正を行うものです。

○常総市後期高齢者医療に関する条例

平成 20 年 3 月 28 日

条例第 8 号

目次 略

第 1 章 常総市が行う後期高齢者医療の事務

(常総市が行う後期高齢者医療の事務)

第 1 条 常総市が行う後期高齢者医療の事務については、法令及び茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第 22 号。以下「広域連合条例」という。）に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(常総市において行う事務)

第 2 条 常総市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号）第 2 条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成 19 年厚生労働省令第 129 号）第 6 条及び第 7 条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 広域連合条例第 2 条の葬祭費の支給に係る申請書の提出の受付
- (2) 広域連合条例第 16 条の保険料の額の通知に係る通知書の引渡し
- (3) 広域連合条例第 17 条第 2 項の保険料の徴収猶予に係る申請書の提出の受付
- (4) 広域連合条例第 17 条第 2 項の保険料の徴収猶予の申請に対する茨城県後期高齢者医療広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し
- (5) 広域連合条例第 18 条第 2 項の保険料の減免に係る申請書の提出の受付
- (6) 広域連合条例第 18 条第 2 項の保険料の減免の申請に対する茨城県後期高齢者医療広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し
- (7) 広域連合条例第 19 条本文の申告書の提出の受付
- (8) 広域連合条例~~附則第 6 条第 1 項~~附則第 4 条第 1 項の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付
- (9) 前各号に掲げる事務に付随する事務

第 3 条 略

(普通徴収に係る保険料の納期)

第 4 条 普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、次のとおりとする。

第 1 期 ~~7 月 1 日~~ 7 月 20 日 から同月 31 日まで

第 2 期 ~~8 月 1 日~~ 8 月 20 日 から同月 31 日まで

- 第3期 ~~9月1日~~ 9月20日から同月30日まで
 第4期 ~~10月1日~~ 10月20日から同月31日まで
 第5期 ~~11月1日~~ 11月20日から同月30日まで
 第6期 ~~12月1日から同月31日~~ 12月17日から同月26日まで
 第7期 ~~1月1日~~ 翌年1月20日から同月31日まで
 第8期 ~~2月1日~~ 翌年2月18日から ~~同月28日~~ 同月末日まで ~~(ただし、閏年は29日まで)~~

- 2 前項に規定する納期により難い被保険者に係る納期は、市長が別に定めることができる。この場合において、市長は、当該被保険者又は連帯納付義務者（法第108条第2項又は第3項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者をいう。以下同じ。）に対しその納期を通知しなければならない。
- 3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数がある場合又は当該額の全額が100円未満である場合は、その端数金額又は当該額の全額は、全て当該年度の最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

第5条—第7条 略

(過料)

第8条 被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が、正当な理由がなく法第137条第2項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、100,000円以下の過料を科する。

第9条 常総市は、偽りその他不正の行為により保険料その他法第4章の規定による徴収金（常総市が徴収するものに限る。）の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

第10条 前2条の過料の額は、情状により、市長が定める。

- 2 前2条の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発する日から起算して10日以上を経過した日とする。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

中略

附 則（令和6年条例第4号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和5年度以前の会計年度に属する市の歳入に係る督促手数料は、第1条の規定による改正後の常総市税条例、第2条の規定による改正後の常総市税外諸収入の督促及び延滞金の徴収に関する条例、第3条の規定による改正後の常総市介護保険条例及び第4条の規定による改正後の常総市後期高齢者医療に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (令和7年条例第 号)

この条例は、公布の日から施行する。

◎議案第60号 常総市石下総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

石下総合福祉センターにつきましては、市民の生きがいや健康づくり、保健や介護の予防等の事業を行うことにより、市民の福祉の向上並びに健康の保持及び増進を図るため設置した施設です。

本センターに設置している施設等のうち、入浴施設については、令和2年3月2日から、新型コロナウイルス感染防止のため利用を休止し現在も継続しております。また、この入浴施設は設置から20年以上が経過し、その設備等更新経費は多大な予算が必要であることが想定されることから廃止とするとともに、本センターに設置してありましたカラオケ機器につきましても、契約終了に伴い、廃止いたします。

なお、現在休止中で入浴施設として使用していない男女浴室・脱衣所は、令和5年7月から株式会社本田技術研究所に1年契約で賃貸し、使用料を徴収しております。

以上の内容を総合的に判断し、これら入浴施設及びカラオケ機器に係る規定を廃止するため条例の一部を改正するものです。

○常総市石下総合福祉センターの設置及び管理に関する条例

平成17年12月28日

条例第159号

(設置)

第1条 福祉及び保健に関する諸施策の総合的かつ計画的な推進並びに福祉サービスの充実を図り、もって市民の福祉の向上並びに健康の保持及び増進に資するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、常総市石下総合福祉センター（以下「福祉センター」という。）を設置する。

2 福祉センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 常総市石下総合福祉センター
- (2) 位置 常総市新石下4365番地

第2条—第10条 略

(使用料)

第11条 使用者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

2 使用料は、使用の許可を受けたときに納入するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を免除することができる。

- (1) 国又は地方公共団体が使用する場合
- (2) 市内の学校等が保育又は教育の目的で使用する場合
- (3) 構成員の半数以上を中学生以下の市民（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳に記録されている者をいう。以下同じ。）で占める任意団体がその設立の目的のために使用する場合
- (4) 構成員の半数以上を障害者である市民で占める任意団体がその設立の目的のために使用する場合
- (5) 福祉、保健等の普及等を目的として活動している任意団体であって、市長が認めるものが使用する場合

~~(6) 中学生以下の市民又は障害者である市民（当該障害者である市民の介護のため現に同伴する者1名を含む。）が使用する場合（浴室の使用に限る。）~~

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減額することができる。この場合において、減額の割合は、2分の1とする。

- (1) 市外の学校等が保育又は教育の目的で使用する場合
- (2) 構成員の半数以上を65歳以上の市民で占める任意団体がその設立の目的のために使用する場合
- (3) 構成員の半数以上を中学生以下の者で占める任意団体（前項第3号に該当する任意団体を除く。）がその設立の目的のために使用する場合

~~(4) 高校生である市民又は65歳以上の市民が使用する場合（浴室の使用に限る。）~~

3 前2項の規定にかかわらず、公益上必要があると市長が認めるときは、使用料を免除し、又は減額することができる。

4 第2項の規定により算出した額に1円未満の端数が生ずるときは、これを切り上げるものとする。

第13条—第20条 略

(過料)

第21条 詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者に対しては、その免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(石下町の編入に伴う経過措置)

2 石下町の編入の日前に、石下町総合福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成12年石下町条例第45号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

中略

附 則（平成30年条例第25号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の常総市石下総合福祉センターの設置及び管理に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）第11条第1項及び第12条の規定は、平成30年10月1日以後の福祉センターの施設の使用に係る使用料について適用し、同日前の福祉センターの施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

- 3 改正後の条例第11条第1項の規定にかかわらず、平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における調理室、教養娯楽室又は機能回復訓練室の使用に係る使用料にあつては別表に掲げる額に2分の1を乗じて得た額とし、浴室の使用に係る使用料にあつては同表中「350円」とあるのは「300円」と、「700円」とあるのは「600円」とする。

附 則 (令和7年条例第 号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表 (第11条関係)

施設等の区分	使用単位及び金額	使用単位	金額	
			市民等	市民等以外
大会議室		1室につき	250円	500円
研修室1		1時間	100円	200円
研修室2			100円	200円
調理室			150円	300円
教養娯楽室			150円	300円
機能回復訓練室			350円	700円
浴室			1人	350円
カラオケ機器		1曲	100円	100円

備考

- この表において「市民等」とは、市民又は市内の団体（主たる事務所の所在地が市内に存する団体であつて構成員の半数以上を市民で占める団体をいう。）をいい、「市民等以外」とは、これら以外の者をいう。
- 使用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げるものとする。

◎議案第 6 1 号 常総市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について

本案は、市が条例で家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める際の従うべき基準、参酌すべき基準を定めている「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第 6 1 号）」が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準において、施設の運営等に関する要件として栄養士の配置等を求めています。令和 6 年 6 月 1 9 日公布の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 6 年法律第 5 3 号）により、栄養士法（昭和 2 2 年法律第 2 4 5 号）が改正され、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となることが可能となりました。これに伴い、栄養士免許を有しない管理栄養士を配置等した場合についても、施設の運営等に関する要件を満たすことができるよう厚生労働省令が改正されたことから、当市の基準についても厚生労働省令の改正と同様の改正を行うものです。

改正の内容といたしましては、家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供を家庭的保育事業所等の施設以外で調理し搬入する方法により食事の提供を行う際に求めている「栄養士による必要な配慮」の文言を「栄養士又は管理栄養士による必要な配慮」と改めることとし、これに関連する規定を改正するものです。

○常総市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

平成 2 6 年 9 月 1 7 日

条例第 1 8 号

目次 略

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号。以下「法」という。）第 3 4 条の 1 6 第 1 項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

第 2 条—第 1 4 条 略

(食事)

第 1 5 条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等内で調理する方法（第 1 0 条の規定により当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について、栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

5 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(食事の提供の特例)

第 1 6 条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理して家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(1) 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、

その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

- (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村（特別区を含む。第 2 1 条第 2 項において同じ。）等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。
 - (3) 調理業務の受託者にあつては、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等について調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。
 - (4) 利用乳幼児の年齢、発達の段階及び健康状態に応じた食事の提供並びにアレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
 - (5) 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関して配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。
- 2 搬入施設は、次に掲げるいずれかの施設とする。
- (1) 連携施設
 - (2) 当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等
 - (3) 学校給食法（昭和 2 9 年法律第 1 6 0 号）第 3 条第 2 項に規定する義務教育諸学校又は同法第 6 条に規定する共同調理場（家庭的保育事業者等が離島その他の地域であつて、前 2 号に掲げる搬入施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等を行う場合に限る。）
 - (4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの（第 2 4 条に規定する家庭的保育事業者が第 2 2 条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第 2 3 条第 2 項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

第 1 7 条—第 4 8 条 略

第 6 章 雑則

(電磁的記録)

第 4 9 条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 2 4 年法律第 6 7 号）の施行の日から施行する。

2—1 0 略

中略

附 則（令和 6 年条例第 2 0 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 7 年条例第 号）

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

◎議案第 6 2 号 常総市保育所設置条例の一部を改正する条例について

令和 6 年 1 0 月に常総市内の公立保育所・民間保育施設の利用者へ令和 7 年度継続利用希望の調査を行ったところ、常総市水海道第二保育所につきましては、継続利用を希望する児童が 0 人となったことから、「常総市教育・保育施設のあり方」で策定されたスケジュールを前倒しし令和 6 年度末をもって閉所することとなりました。

本案は、同保育所の廃止に伴い、別表より第二保育所を削る改正を行うものです。条例施行日については、令和 7 年 4 月 1 日となります。

○常総市保育所設置条例

昭和35年7月27日

条例第15号

(設置)

第1条 家庭において必要な保育を受けることが困難である児童その他保育を必要とする児童の保育を行うため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第3項の規定に基づき、保育所を設置する。

(名称及び位置)

第2条 保育所の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(職員)

第3条 保育所に所長、保育士その他必要な職員を置く。

(職員の職務)

第4条 所長は、上司の指揮を受けて所務を掌理し、所属職員を監督する。

2 職員は、所長の命を受け、事務を処理する。

(入所資格)

第5条 保育所に入所することができる児童は、次のとおりとする。

(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する児童

(2) 子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する児童

(3) 前2号のほか市長が特に保育所において保育する必要があると認める児童

(入所の承認)

第6条 児童を保育所に入所させようとする保護者は、規則で定めるところにより市長に申し込み、その承認を受けなければならない。ただし、児童福祉法第24条第5項又は第6項の規定による措置に係る児童については、この限りでない。

(入所の承認の取消し等)

第7条 市長は、保育所に入所している児童が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入所の承認を取り消すことができる。

(1) 第5条各号に掲げる入所の資格を有しなくなったとき。

(2) 疾病その他の理由により保育所における保育が困難であるとき。

(3) 正当な理由がなく欠席が甚だしく多いとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、保育所における保育が困難であるとき。

2 市長は、保育所に入所している児童が感染症にかかったときその他特に必要があると認めるときは、当該児童の保育を停止することができる。

(保育料)

第 8 条 保育所に入所する児童（児童福祉法第 2 4 条第 5 項又は第 6 項の規定による措置に係る児童を除く。）の保護者は、保育料を納付しなければならない。

2 前項の保育料の額は、子ども・子育て支援法第 2 7 条第 3 項第 1 号の内閣総理大臣が定める基準（同法第 2 8 条第 1 項第 2 号の特別利用保育の場合にあつては、同条第 2 項第 2 号の内閣総理大臣が定める基準）により算定した費用の額（その額が現に保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に保育に要した費用の額）とする。

(委任)

第 9 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

中略

附 則（令和 2 年条例第 2 9 号）

この条例は、令和 2 年 1 2 月 3 1 日までの間において規則で定める日から施行する。ただし、別表常総市水海道第四保育所の項の改正規定は、公布の日から起算して 9 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

附 則（令和 7 年条例第 号）

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

名称	位置
常総市水海道第一保育所	常総市豊岡町丙 3 3 6 2 番地
常総市水海道第三保育所	常総市中妻町 4 1 4 6 番地
常総市水海道第三保育所	常総市水海道高野町 2 0 8 1 番地
常総市水海道第四保育所	常総市菅生町 4 7 1 1 番地
常総市水海道第六保育所	常総市小山戸町 1 8 6 番地

◎議案第 6 3 号 常総市市民の広場の設置及び管理に関する条例について

市民の広場は、平成 2 2 年に賑わい交流施設用地として取得しましたが、事業見直しにより建物の建設が中止となったため、市民の方が自由に使えるイベント広場として活用してきました。この間条例は定めず、管理運営に関する事項を内規として定め、その規定に基づき運用してまいりました。

このたび、市民の広場を公の施設として設置するため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 1 項の規定に基づき、常総市市民の広場の設置及び管理条例を新たに制定したく、議会の議決を得ようとするものです。

○議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例

昭和 3 9 年 1 2 月 2 6 日

条例第 4 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 9 6 条第 1 項第 1 1 号及び第 2 4 4 条の 2 第 2 項に規定する重要な公の施設の長期かつ独占的な利用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(重要な公の施設)

第 2 条 法第 9 6 条第 1 項第 1 1 号の条例で定める重要な公の施設は、別表第 1 に、同号の条例で定める長期かつ独占的な利用は、別表第 2 に掲げるとおりとする。

(特に重要な公の施設)

第 3 条 法第 2 4 4 条の 2 第 2 項の条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものは、別表第 3 に、同項の条例で定める長期かつ独占的な利用又は廃止は、別表第 4 に掲げるとおりとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和 3 9 年 4 月 1 日から適用する。

中略

附 則（令和 3 年条例第 2 3 号）抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して 2 年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(令和 5 年規則第 2 号で令和 5 年 4 月 2 8 日から施行)

附 則（令和 7 年条例第 号）抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

重要な公の施設

- (1) 斎場
- (2) 公民館
- (3) 集会所
- (4) 図書館
- (5) 社会体育施設

- (6) 公園
- (7) 児童館
- (8) 自然休養村施設
- (9) 保健センター
- (10) 福社会館
- (11) 隣保館
- (12) 心身障害者福祉センター
- (13) 生涯学習センター
- (14) 風土博物館
- (15) 児童デイサービスセンター
- (16) 総合福祉センター
- (17) 文化センター
- (18) 民俗資料館
- (19) 地域交流センター
- (20) 市民コミュニティホール
- (21) 道の駅地域振興施設

(22) 市民の広場

別表第 2 (第 2 条関係)

長期かつ独占的な利用

別表第 1 に掲げる公の施設について 1 年以上の期間にわたり、かつ、独占的な利用をさせること。

別表第 3 略

別表第 4 略

○常総市公共施設の暴力団等排除に関する条例

平成 2 0 年 3 月 2 8 日

条例第 6 号

(目的)

第 1 条 この条例は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。以下「法」という。）の趣旨に基づき、社会公共の利益に反することとなる暴力団等による公共施設の使用を制限することにより、市民生活の安全と平穩の確保を図り、もって福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団等 法第 2 条第 2 号の暴力団及び同条第 6 号の暴力団員をいう。
- (2) 公共施設 別表に掲げる条例及び規則等に定める施設をいう。

(使用の制限)

第 3 条 市は、当該公共施設の使用について別に定めるものを除くほか、その使用が暴力団等の利益になると認められるときは、当該公共施設の使用を許可しない。

- 2 市は、既に公共施設の使用を許可している場合においても、その使用が暴力団等の利益になると認められるときは、当該使用の許可を取り消し、又は使用を中止し、若しくは制限することができる。この場合において、当該使用者に損害が生ずることがあっても、市は、その責めを負わない。

(委任)

第 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

中略

附 則（令和 3 年条例第 2 3 号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して 2 年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(令和 5 年規則第 2 号で令和 5 年 4 月 2 8 日から施行)

附 則（令和 7 年条例第 号）抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

別表（第 2 条関係）

- 1 常総市立公民館の設置及び管理に関する条例（昭和 35 年水海道市条例第 9 号）
- 2 常総市立学校設置に関する条例（昭和 39 年水海道市条例第 28 号）
- 3 常総市都市公園条例（昭和 41 年水海道市条例第 41 号）
- 4 常総市吉野公園条例（昭和 44 年水海道市条例第 1 号）
- 5 常総市青少年の家の設置及び管理に関する条例（昭和 45 年水海道市条例第 19 号）
- 6 常総市児童館の設置及び管理に関する条例（昭和 54 年水海道市条例第 5 号）
- 7 水海道あすなろの里の設置及び管理に関する条例（昭和 54 年水海道市条例第 9 号）
- 8 常総市保健センターの設置及び管理に関する条例（昭和 55 年水海道市条例第 10 号）
- 9 常総市立図書館の設置及び管理に関する条例（昭和 56 年水海道市条例第 13 号）
- 10 常総市立集会所の設置及び管理に関する条例（昭和 58 年水海道市条例第 6 号）
- 11 常総市隣保館の設置及び管理に関する条例（平成元年水海道市条例第 6 号）
- 12 常総市心身障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成 2 年水海道市条例第 3 号）
- 13 常総市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例（平成 8 年水海道市条例第 13 号）
- 14 常総市風土博物館条例（平成 13 年水海道市条例第 8 号）
- 15 常総市福社会館の設置及び管理に関する条例（平成 14 年水海道市条例第 27 号）
- 16 常総市水海道シティハイツ集会所の設置及び管理に関する条例（平成 15 年水海道市条例第 22 号）
- 17 常総市地域交流センターの設置及び管理に関する条例（平成 17 年水海道市条例第 89 号）
- 18 常総市農村公園の設置及び管理に関する条例（平成 17 年水海道市条例

第 119 号)

19 常総市文化センターの設置及び管理に関する条例（平成 17 年水海道市条例第 146 号）

20 常総市民俗資料館の設置及び管理に関する条例（平成 17 年水海道市条例第 149 号）

21 常総市社会体育施設の設置及び管理に関する条例（平成 17 年水海道市条例第 150 号）

22 常総市石下総合福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成 17 年水海道市条例第 159 号）

23 常総市道の駅地域振興施設の設置及び管理に関する条例（令和 3 年常総市条例第 23 号）

24 常総市市民の広場の設置及び管理に関する条例（令和 7 年常総市条例第 号）

~~24~~ 25 常総市庁舎等管理保全規則（昭和 38 年水海道市規則第 8 号）

◎議案第 6 4 号 常総市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について

令和 5 年 5 月 2 6 日から「宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」といいます。）」が施行され、茨城県においては令和 7 年 4 月 1 日より運用開始を予定しております。このことから、「茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「県埋立て条例」といいます。）」においては、規制内容の一部重複する部分等を整理するとともに、許可対象面積を盛土規制法に合わせて引き下げることとなっております。

当市におきましても、「常総市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「市埋立て条例」といいます。）」により土砂等による土地の埋立て等について必要な規制を定めているところですが、今般の茨城県の条例改正に伴い、必要な改正をしようとするものです。

主な改正内容についてですが、市埋立て条例と盛土規制法とで重複している災害防止目的に関する文言及びその関連事項につきましては、より罰則の強い盛土規制法に移行することとし、この災害防止に関する規定を削除することといたします。また、県埋立て条例の許可対象面積の引き下げに伴い、市埋立て条例につきましても 5, 0 0 0 平方メートル未満から 3, 0 0 0 平方メートル以下に引き下げることといたします。

加えまして、刑法の一部改正により、懲役及び禁固が廃止され、拘禁刑が創設されたため、市埋立て条例の罰則部分につきましても「懲役」から「拘禁刑」に改正することといたします。

○常総市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

平成 1 6 年 3 月 2 4 日

条例第 7 号

水海道市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例（平成 3 年水海道市条例第 6 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この条例は、土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積堆積（以下「土地の埋立て等」という。）について、市、土地の埋立て等を行う者等の責務を明らかにするとともに、必要な規制を定め、もって生活環境の保全及び災害の防止に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において「土砂等」とは、土砂及び土砂に混入し、又は付着した物をいい、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）第 2 条第 1 項に規定する廃棄物を除くものとする。

（市の責務）

第 3 条 市は、市の区域内における土地の埋立て等の状況を把握し、土地の埋立て等が適正に行われるよう必要な措置を講ずることに努めるものとする。

（土地の埋立て等を行う者の責務）

第 4 条 土地の埋立て等を行う者は、土地の埋立て等を行うに当たっては、土地の埋立て等を行う土地の区域（以下「埋立て等区域」という。）の周辺の地域の住民の理解を得るよう努めるとともに、当該埋立て等区域の周辺の地域的生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置を講じなければならない。

（土砂等を発生させる者等の責務）

第 5 条 土砂等を発生させる者は、土砂等の発生を抑制するよう努めるとともに、発生させる土砂等により土地の埋立て等が行われる場合にあつては、当該土地の埋立て等を行う者により適正な土地の埋立て等が行われるよう必要な配慮をしなければならない。

2 土地の所有者は、その所有する土地を土地の埋立て等を行う者に使用させる場合にあつては、当該土地の埋立て等を行う者により適正な土地の埋立て等が行われるよう必要な配慮をしなければならない。

（土地の埋立て等の許可）

第 6 条 土地の埋立て等を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる土地の埋立て等については、この限りでない。

- (1) 埋立て等区域の面積が 3 0 0 平方メートル未満又は~~5, 0 0 0 平方メートル以上である~~ 3, 0 0 0 平方メートルを超える土地の埋立て等
 - (2) 土地の造成その他これに類する行為を行う土地の区域内において行う土地の埋立て等であって、当該区域内において発生した土砂等のみを用いて行われるもの
 - (3) 国、地方公共団体その他規則で定める者が行う土地の埋立て等
 - (4) 他の法令の規定による許可等の処分その他の行為に係る土地の埋立て等であって、規則で定めるもの
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める土地の埋立て等
- 2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 土地の埋立て等の目的
- (3) 埋立て等区域の位置
- (4) 埋立て等区域の面積
- (5) 土地の埋立て等を行う期間
- (6) 土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者
- (7) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所
- (8) 土地の埋立て等に用いる土砂等の数量
- (9) 土地の埋立て等の施工に関する計画
- (10) 埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全~~及び災害の防止~~に関する計画
- (11) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

- 3 前項の申請書には、埋立て等区域の位置を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

(許可の基準)

第 7 条 市長は、前条第 1 項の許可の申請が、次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- (1) その土地の埋立て等に用いる土砂等の性質及び有害物質（鉛、^ひ砒素、トリクロロエチレンその他の物質であって、それが土壤に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして規則で定めるものをいう。）による汚染の状態が規則で定める基準に適合しないものでないこと。

~~(2) その土地の埋立て等の施工に関する計画が規則で定める技術上の基準に適合していること。~~

(3)(2) その埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画が埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置に関する基準として規則で定める基準に適合しているものであること。

(許可の条件)

第 8 条 市長は、第 6 条第 1 項の許可に、当該許可に係る埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のため必要な限度において、条件を付すことができる。

(変更の許可等)

第 9 条 第 6 条第 1 項の許可を受けた者（以下「許可を受けた者」という。）は、同条第 2 項第 2 号又は第 4 号から第 1 0 号までに掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前 2 条の規定は、前項の許可について準用する。

3 許可を受けた者は、第 1 項ただし書に規定する軽微な変更があったとき又は第 6 条第 2 項第 1 号若しくは第 1 1 号に掲げる事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、その日から 3 0 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(着手の届出等)

第 1 0 条 許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、規則で定めるところにより、その日から 1 0 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 当該許可に係る土地の埋立て等に着手したとき。

(2) 当該許可に係る土地の埋立て等を完了したとき。

(3) 当該許可に係る土地の埋立て等を廃止し、又は休止したとき。

(4) 休止した当該許可に係る土地の埋立て等を再開したとき。

2 市長は、前項の規定による届出（同項第 2 号又は第 3 号に係るものに限る。）があったときは、遅滞なく、当該届出に係る土地の埋立て等が当該土地の埋立て等に係る第 6 条第 2 項の申請書に記載した土地の埋立て等の施工に関する計画（前条第 1 項の規定による変更の許可があったときは、その変更後のもの。第 1 8 条第 2 項第 1 号において同じ。）及び埋立て等区域の周辺の地域の生活

環境の保全及び災害の防止に関する計画（前条第 1 項の規定による変更の許可があったときは、その変更後のもの。第 1 8 条第 2 項第 1 号において同じ。）に適合しているかどうかについて確認を行うものとする。

（許可に基づく地位の承継）

第 1 1 条 許可を受けた者について相続、合併又は分割（当該許可に係る土地の埋立て等を行う権原を承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が 2 人以上ある場合において、その全員の同意により当該土地の埋立て等を行う権原を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該土地の埋立て等を行う権原を承継した法人は、許可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可を受けた者の地位を承継した者は、規則で定めるところにより、その日から 3 0 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

（施工管理者の設置等）

第 1 2 条 許可を受けた者は、当該許可に係る埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な施工上の管理をつかさどる者（以下「施工管理者」という。）を置かなければならない。

2 許可を受けた者は、当該許可に係る土地の埋立て等を施工するときは、施工管理者に、当該許可に係る埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な施工上の管理をさせなければならない。

（標識の掲示）

第 1 3 条 許可を受けた者は、当該許可に係る埋立て等区域内の見やすい場所に、規則で定めるところにより、氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を掲示しなければならない。

（帳簿への記載）

第 1 4 条 許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る土地の埋立て等に用いた土砂等の数量その他の規則で定める事項を帳簿に記載しておかなければならない。

（土壌の調査等）

第 1 5 条 許可を受けた者は、当該許可に係る土地の埋立て等に着手した日から当該土地の埋立て等を完了し、又は廃止するまでの期間において、当該許可に係る埋立て等区域内の土壌の有害物質による汚染の状況について市長が報告を求めた場合には、速やかに調査を行い、市長が報告を求めた日から 3 0 日以内に、その結果を市長に報告しなければならない。

(書類の備付け及び閲覧)

第 1 6 条 許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る第 6 条第 2 項の申請書の写し、第 1 4 条の帳簿その他規則で定める書類を当該許可に係る埋立て等区域に最寄りの事務所又は事業所に備え置き、当該土地の埋立て等に関し生活環境の保全又は災害の防止上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

(許可の取消し等)

第 1 7 条 市長は、許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 6 条第 1 項の許可を取り消し、又は期間を定めて当該許可に係る土地の埋立て等の停止を命ずることができる。

- (1) 第 9 条第 1 項の規定に違反して土地の埋立て等を行ったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により第 6 条第 1 項又は第 9 条第 1 項の許可を受けたとき。
- (3) 第 8 条（第 9 条第 2 項において準用する場合を含む。次条第 2 項において同じ。）の規定により第 6 条第 1 項又は第 9 条第 1 項の許可に付した条件（次条第 2 項の規定による変更があった場合にあつては、その変更後のもの。同項において同じ。）に違反したとき。
- (4) この条又は次条第 2 項の規定による命令に違反したとき。

(措置命令等)

第 1 8 条 市長は、第 6 条第 1 項の規定に違反して土地の埋立て等を行った者に対し、その土地の埋立て等の中止を命じ、又は期限を定めて当該土地の埋立て等に係る土砂等の除去その他必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を受けた者に対し、第 8 条の規定により第 6 条第 1 項又は第 9 条第 1 項の許可に付した条件を変更し、又は期間を定めて当該許可に係る土地の埋立て等の停止を命じ、若しくは期限を定めて当該土地の埋立て等に係る土砂等の除去その他必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

- (1) 土地の埋立て等が第 7 条第 1 号の基準又は当該許可に係る第 6 条第 2 項の申請書に記載した土地の埋立て等の施工に関する計画若しくは埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画に適合していないと認めるとき。
- (2) 生活環境の保全又は災害の防止のため緊急の必要があると認めるとき。

~~(協力要請)~~

~~第 1 9 条 市長は、生活環境の保全又は災害の防止のため必要があると認めるときは、土地の埋立て等を行う者、土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者、土地の埋立て等を行う土地の所有者その他土地の埋立て等の関係者に対し、必要な協力を要請することができる。~~

(関係行政機関等への照会等)

第 1 9 条 市長は、この条例の規定に基づく事務に関し、関係行政機関、関係地方公共団体、関係のある公私の団体その他の関係者に対し、照会し、又は協力を要請することができる。

2 市長は、生活環境の保全のため必要があると認めるときは、土地の埋立て等を行う者、土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者、土地の埋立て等を行う土地の所有者等その他の関係者に対し、必要な協力を要請することができる。

(報告の徴収及び立入検査等)

第 2 0 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、土地の埋立て等を行う者に対し、土地の埋立て等の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、埋立て等区域又は土地の埋立て等を行う者の事務所、事業所その他土地の埋立て等に関係のある場所に立ち入り、土地の埋立て等の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第 2 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第 2 1 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第 2 2 条 次の各号のいずれかに該当する者は、その違反行為をした者は、2 年以下の懲役拘禁刑又は 1 0 0 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 6 条第 1 項又は第 9 条第 1 項の規定に違反して土地の埋立て等を行った者とき。

(2) 第 1 7 条又は第 1 8 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による命令に違反した

者とき。

- 2 次の各号のいずれかに該当する者はときは、その違反行為をした者は、50万円以下の罰金に処する。
- (1) 第20条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者とき。
- (2) 第20条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者とき。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者はときは、その違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。
- (1) 第9条第3項、第10条第1項又は第11条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者とき。
- (2) 第13条の規定に違反した者とき。
- (3) 第15条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者とき。
- (両罰規定)

第23条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の水海道市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項の許可を受けて旧条例第2条第2号に規定する事業を行っている者は、この条例による改正後の水海道市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「新条例」という。）第6条第1項の規定にかかわらず、平成16年4月30日までの間は、なお従前の例により当該土地について新条例第1条に規定する土地の埋立て等（以下「土地の埋立て等」という。）を行うことができる。その者がその期間内に当該土地について新条例第6条第1項の許可を申請した場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。
- 3 前項の場合において、同項に規定する者の行う土地の埋立て等については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際現に発せられている旧条例第12条、第14条及び第1

6条第2項の規定による命令は、なお効力を有する。附則第2項の期間経過の際現に前項の規定によりなお従前の例によることとされる旧条例第12条、第14条及び第16条第2項の規定により発せられている命令についても、同様とする。

- 5 この条例の施行前にした行為、附則第3項の規定によりなお従前の例によることとされる土地の埋立て等に係るこの条例の施行後にした行為及び前項の規定によりなお効力を有することとされる命令に違反した行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(石下町の編入に伴う経過措置)

- 6 石下町の編入の日（以下「編入日」という。）前に、石下町土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積の規制に関する条例（平成3年石下町条例第10号。以下「石下町条例」という。）の規定によりなされている許可に係る手続その他の行為については、この条例の規定にかかわらず、石下町条例の例による。
- 7 編入日前になされた石下町条例に違反する行為については、この条例の規定にかかわらず、石下町条例の例による。

附 則（平成17年条例第111号）

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（令和7年条例第 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の改正規定（「たい積」を「堆積」に改める部分に限る。）、第19条の改正規定及び第22条の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分を除く。） 公布の日

(2) 第22条の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）並びに附則第6項及び第7項の規定 令和7年6月1日

（経過措置）

- 2 この附則に別段の定めのあるもののほか、この条例の施行の際現にこの条例による改正前の常総市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第6条第1項の規定による許可を受けている者であって、現に当該許可に係る土地の埋立て等に着手しているものについては、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例第6条第1項の規定による許可を受け

ている者であって、当該許可に係る土地の埋立て等に着手していないものは、この条例の施行の日に、改正後の条例第6条第1項の許可を受けたものとみなす。

4 この条例の施行前にされた改正前の条例第6条第2項の規定による許可の申請であって、この条例の施行の際に許可又は不許可の処分がされていないものは、改正後の条例第6条第2項の規定による許可の申請とみなす。

5 この条例の施行前にした行為及び附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6 第22条の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

7 第22条の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）の施行後にした行為に対して、この条例の規定又は他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

◎議案第 65 号 常総市手数料条例の一部を改正する条例について

本案は、令和 6 年 12 月 19 日付けで「茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」の一部が改正され、「宅地造成及び特定盛土等規制法」の事務の一部が、令和 7 年 4 月 1 日付けで県から市へ移譲されることから、条例の一部を改正するものです。

主な改正内容は、同法第 18 条第 1 項の規定による宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請手数料を規定するものです。

中間検査を必要とする要件ですが「盛土で高さが 2 m を超え、崖を生ずるもの」「切土で高さが 5 m を超え、崖を生ずるもの」「盛土又は切土をする土地の面積が 3,000 平方メートルを超えとなるもの」等のほかに「盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程」が生じた場合となっております。

中間検査手数料の額ですが、特定の者のために役務を提供した場合に、実費負担的な意味で受益者から徴収するもののため、原則業務に従事する職員の人件費を基礎として設定するものですが、県内一律の作業内容に対して、他自治体と異なる金額を設定することは、受益者からの理解を得ることが難しいため、県の中間検査手数料額と同額にしたいと考えております。

なお、県が実施しました「盛土規制法に係る中間検査手数料の検討状況」調査におきましては、県西地域の全市町が、県の手数料額と同額を検討しているとの結果となっております。

事務移譲後の、令和 7 年度からの中間検査処理件数についてですが、5 年度の開発許可の内容から推測しますと、本市の地形が比較的平坦のため、盛土規制法において規制される規模、かつ特定工程を要する案件は、ほぼ生じないと見込まれております。

○常総市手数料条例

平成 12 年 3 月 27 日
 条例第 21 号

水海道市手数料条例（昭和 49 年水海道市条例第 9 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 227 条の規定により、特定の者のためにする事務について徴収する手数料については、別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

（手数料を徴収すべき事項及び金額等）

第 2 条 手数料を徴収すべき事項及びその金額は、別表のとおりとする。

第 3 条—第 6 条 略

（委任）

第 7 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の水海道市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以降に申請を受理するものから適用し、同日前までに申請を受理したものについては、なお従前の例による。

中略

附 則（令和 6 年条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 7 年条例第 号）

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

手数料を徴収する事項	手数料の金額
自動車の臨時運行の許可	1 両につき 750 円
優良住宅新築の認定	床面積の合計が 100 平方メートル以下のとき 6, 200 円

	<p>100平方メートルを超え500平方メートル以下のとき 8,600円</p> <p>500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のとき 13,000円</p> <p>2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のとき 35,000円</p> <p>10,000平方メートルを超えるとき 43,000円</p>
<p>宅地造成又は特定盛土等に関する工事中間検査</p>	<p>盛土又は切土をする土地の面積が3,000平方メートル以内のとき 2,700円</p> <p>3,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のとき 5,400円</p> <p>20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のとき 10,800円</p> <p>40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のとき 21,600円</p> <p>70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のとき 37,800円</p> <p>100,000平方メートルを超えるとき 54,000円</p>
住宅用家屋の証明	1件につき 1,300円
その他の証明	1件につき 300円

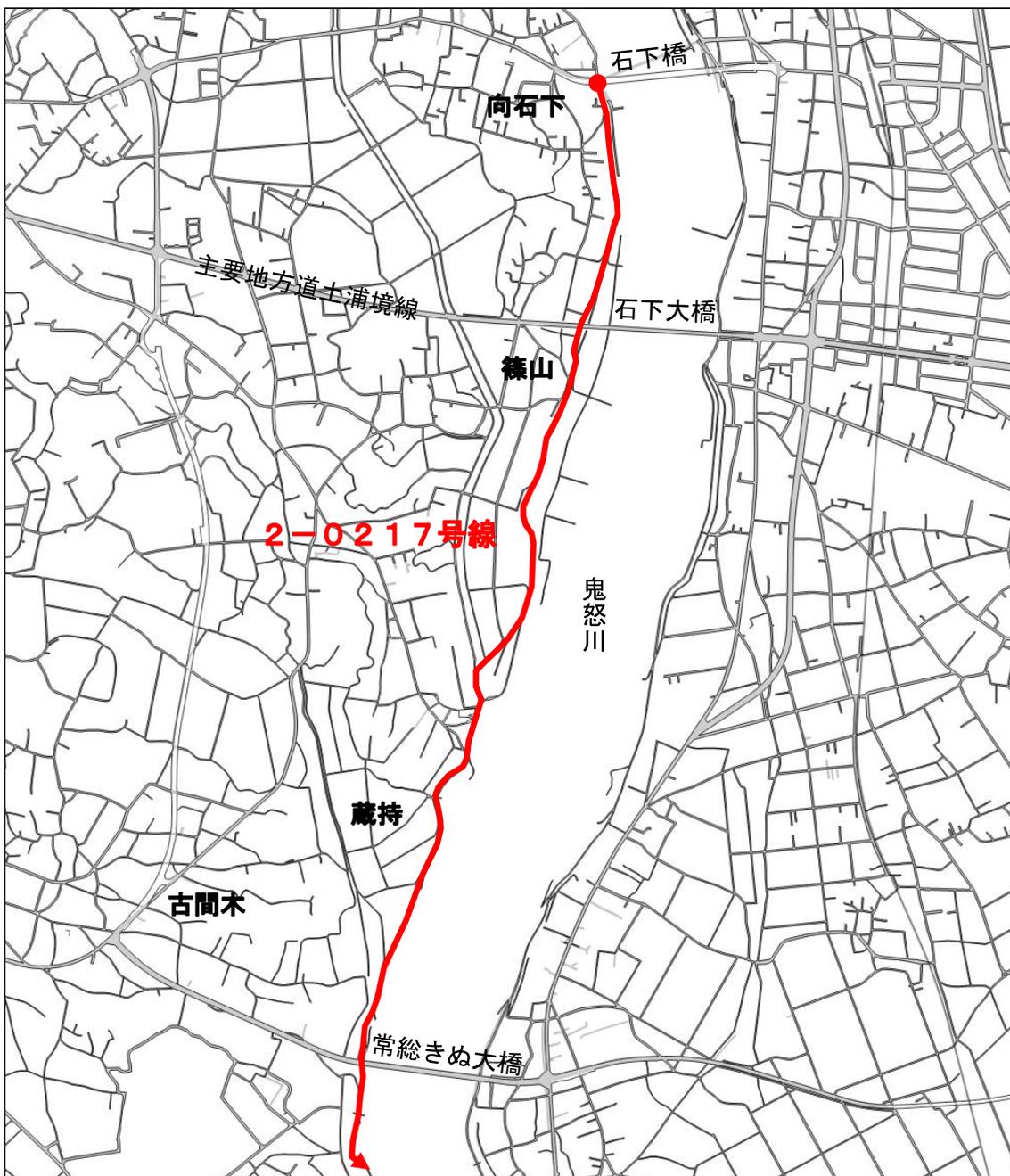
◎議案第 6 6 号 市道の路線の廃止について（西 7 8 6 号線）



路線名	起 点		終 点	
西 7 8 6	向石下 3 3 2 - 1		向石下 3 4 4 - 1	
	路線の延長	幅員 (最大)	幅員 (最小)	
	8 2 . 6 2 m	1 . 8 0 m	1 . 8 0 m	

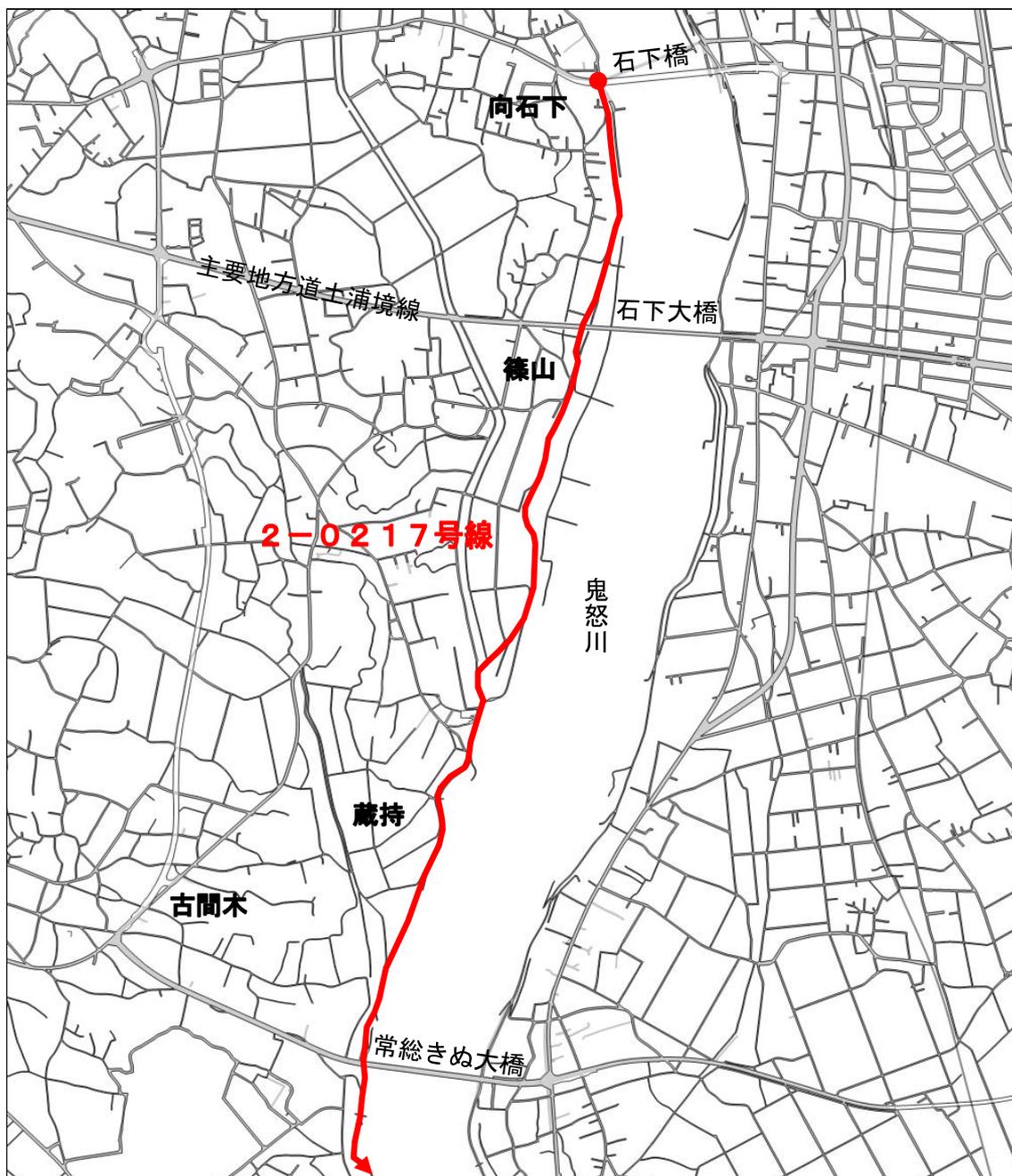
◎議案第67号 市道の路線の変更について（2-0217号線）

変更前



路線名	起点		終点	
2-0217	向石下300-2		古間木982-1	
	路線の延長	幅員(最大)	幅員(最小)	
	3,207.65m	6.50m	3.50m	

変更後



路線名	起点		終点	
2-0217	向石下300-16		古間木982-2	
	路線の延長	幅員(最大)	幅員(最小)	
	3,215.00m	10.00m	2.50m	

◎議案第68号 市道の路線の変更について（2488号線）

変更前



路線名	起点		終点	
2488	花島町227-1		花島町223-2	
	路線の延長	幅員(最大)	幅員(最小)	
	86.49m	4.00m	4.00m	

変更後

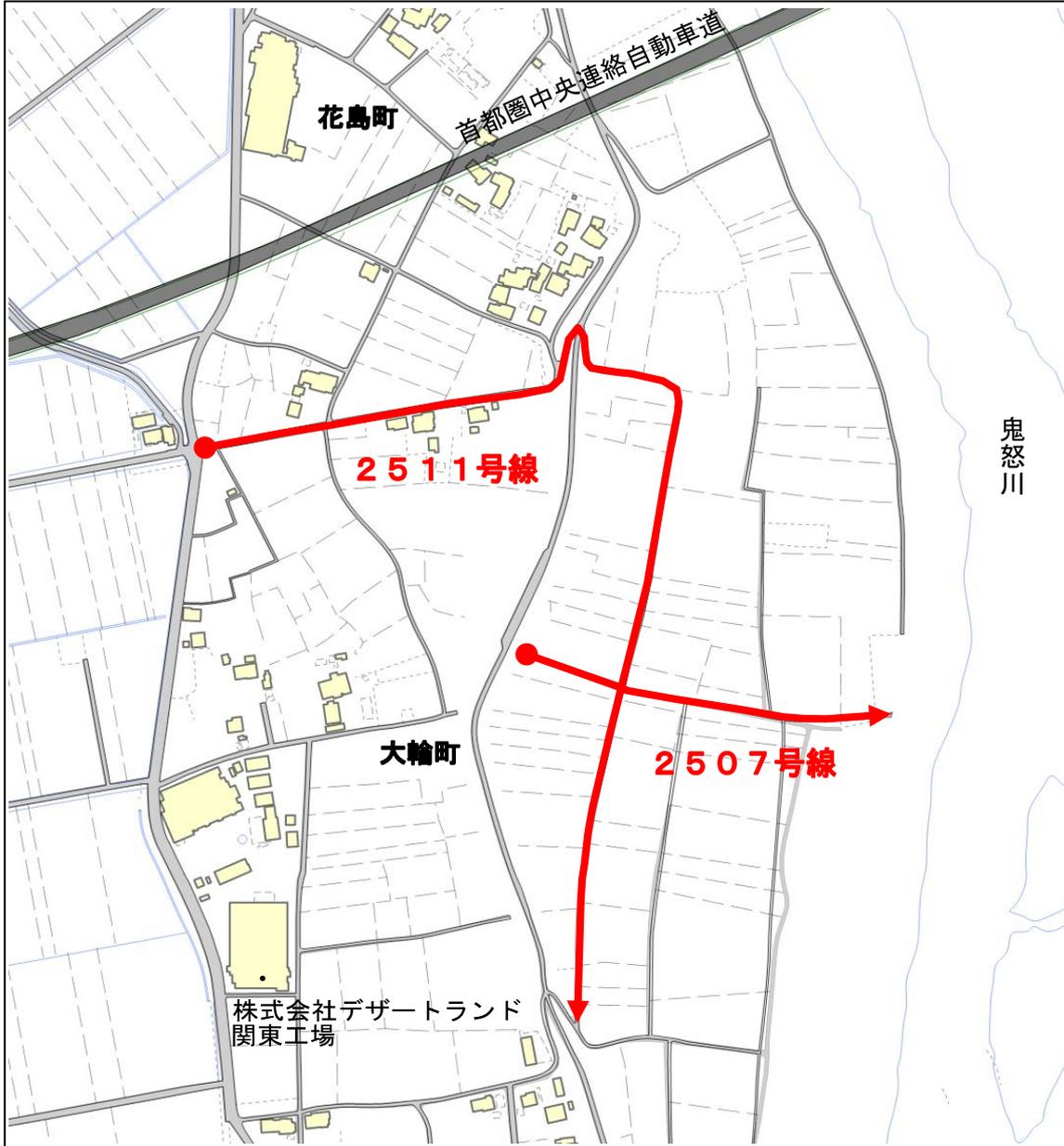


路線名	起点		終点	
2488	花島町227-1		花島町乙223-2	
	路線の延長	幅員(最大)	幅員(最小)	
	70.00m	4.00m	4.00m	

◎議案第69号 市道の路線の変更について(2507号線)

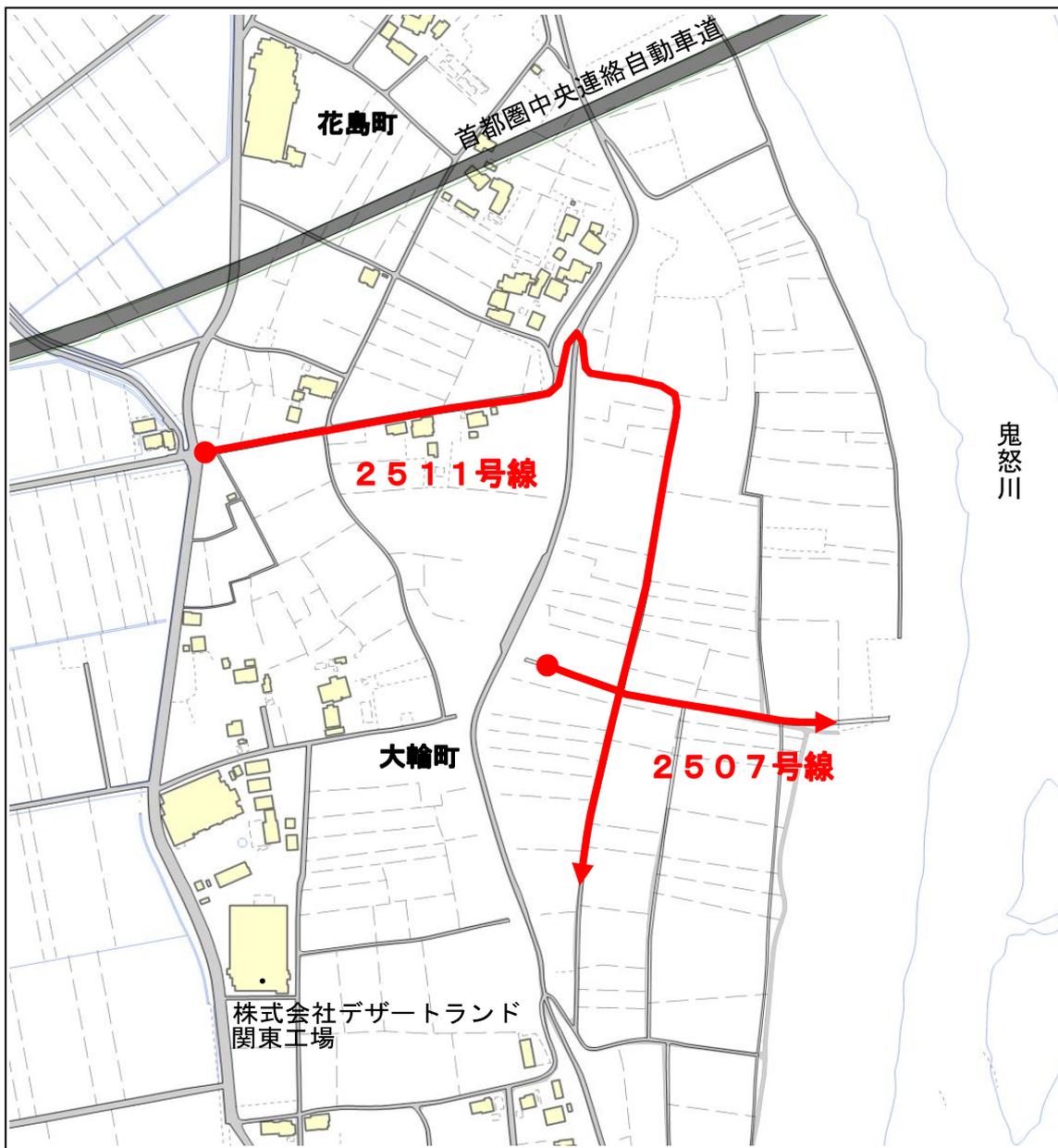
◎議案第70号 市道の路線の変更について(2511号線)

変更前



路線名	起 点	終 点	路線延長 (m)	幅員 (m)	
				最大	最小
2507	大輪町112-1	大輪町95	251.91	2.40	1.80
2511	花島町3-1	大輪町132-1	804.00	4.30	2.40

変更後

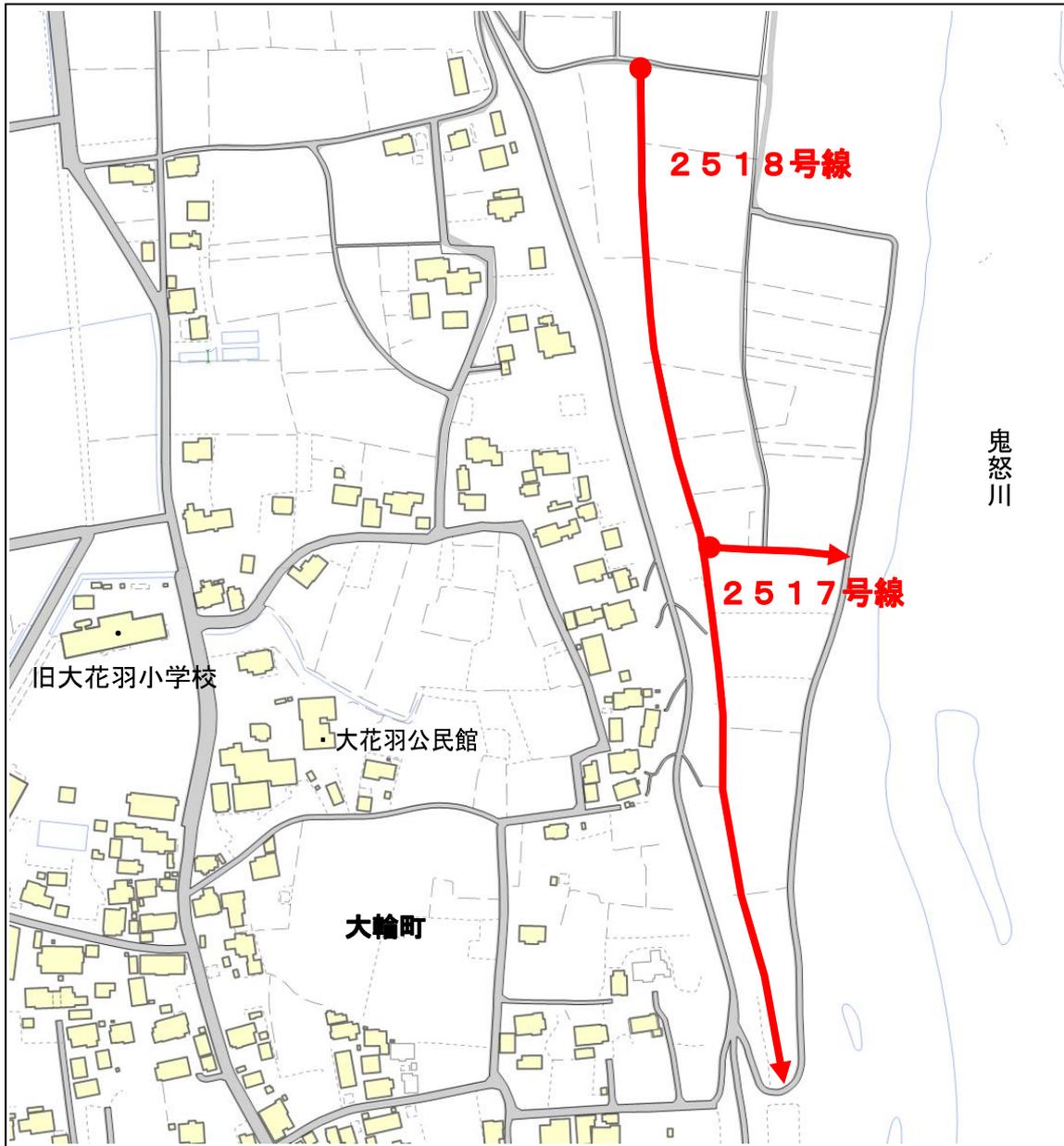


路線名	起 点	終 点	路線延長 (m)	幅員 (m)	
				最大	最小
2507	大輪町112-3	大輪町94-2	238.00	2.40	1.00
2511	大輪町3-1	大輪町128-1	779.00	4.30	2.40

◎議案第71号 市道の路線の変更について（2517号線）

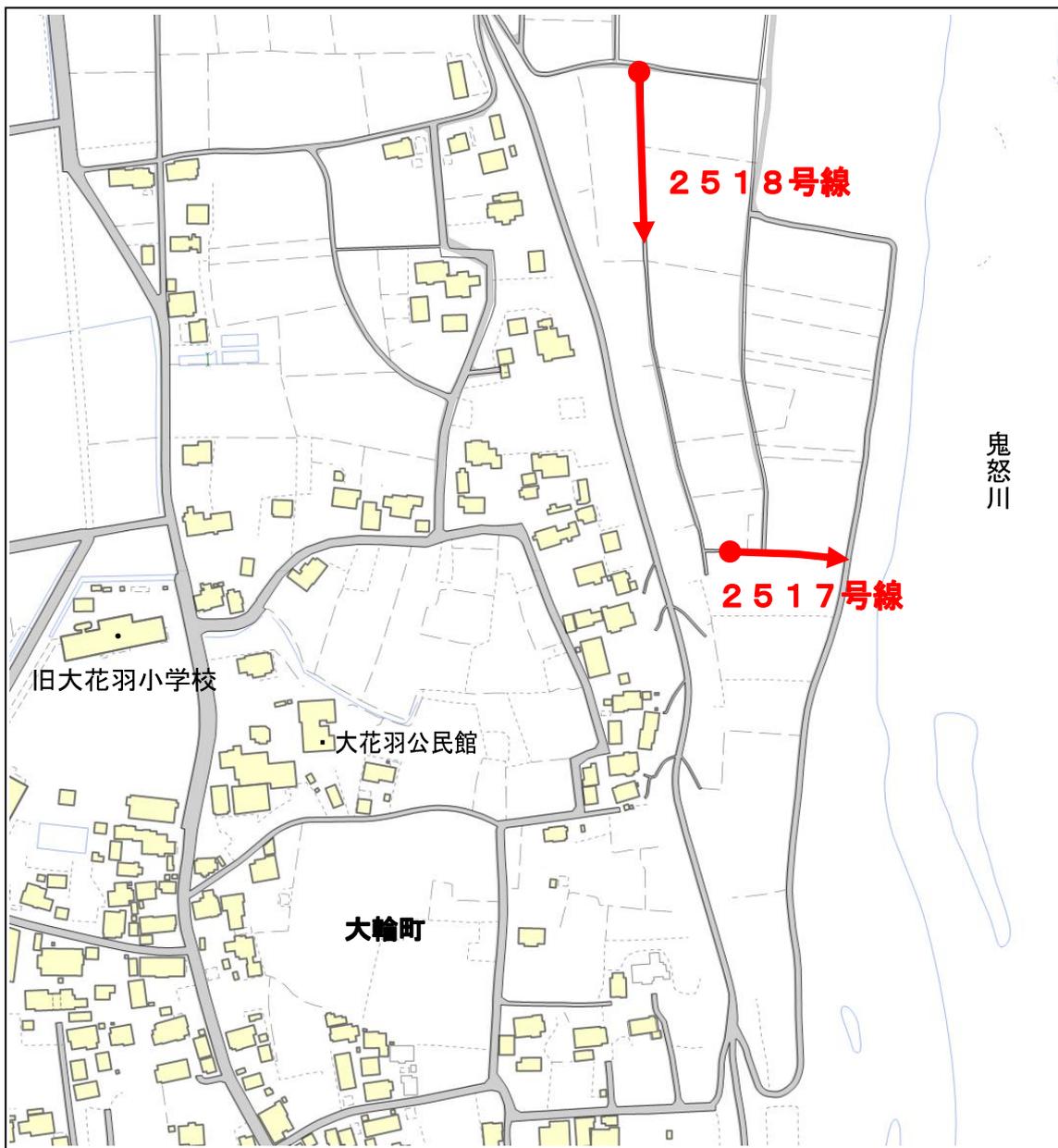
◎議案第72号 市道の路線の変更について（2518号線）

変更前



路線名	起 点	終 点	路線延長 (m)	幅員 (m)	
				最大	最小
2517	大輪町521-1	大輪町515	72.46	1.50	1.50
2518	大輪町146-2	大輪町502-1	534.84	1.80	1.50

変更後



路線名	起 点	終 点	路線延長 (m)	幅員 (m)	
				最大	最小
2517	大輪町521-2	大輪町515	64.00	1.50	1.50
2518	大輪町146-2	大輪町507-1	107.00	1.80	1.50

◎議案第73号 市道の路線の変更について（西163号線）

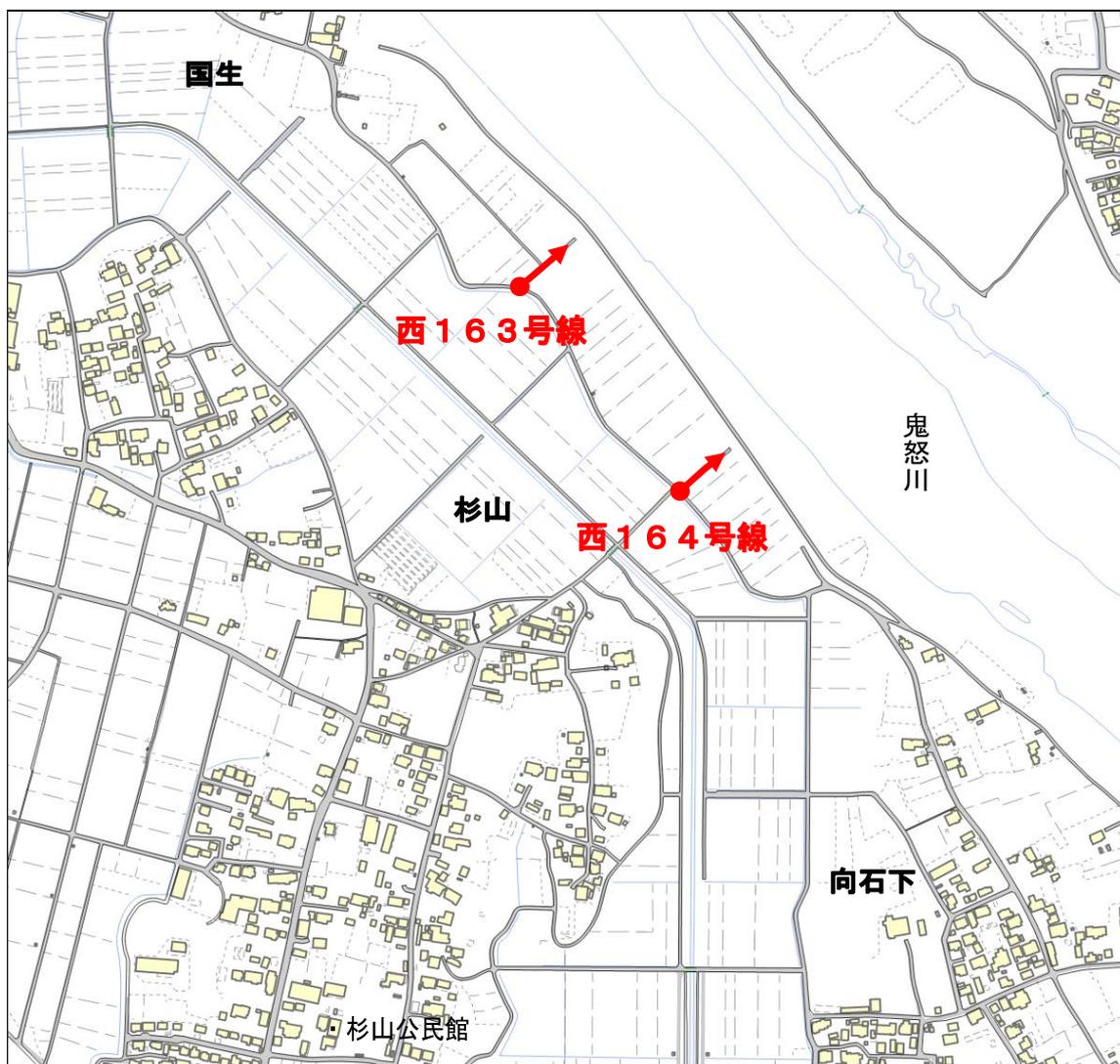
◎議案第74号 市道の路線の変更について（西164号線）

変 更 前



路線名	起 点	終 点	路線延長 (m)	幅員 (m)	
				最大	最小
西163	杉山440	杉山432-1	70.49	2.70	2.70
西164	杉山455-1	杉山454-2	62.84	3.00	3.00

変更後



路線名	起 点	終 点	路線延長 (m)	幅員 (m)	
				最大	最小
西163	杉山440-1	杉山432-1	61.00	2.70	2.70
西164	杉山455-1	杉山454-1	58.00	3.00	3.00

◎議案第75号 市道の路線の変更について（西790号線）

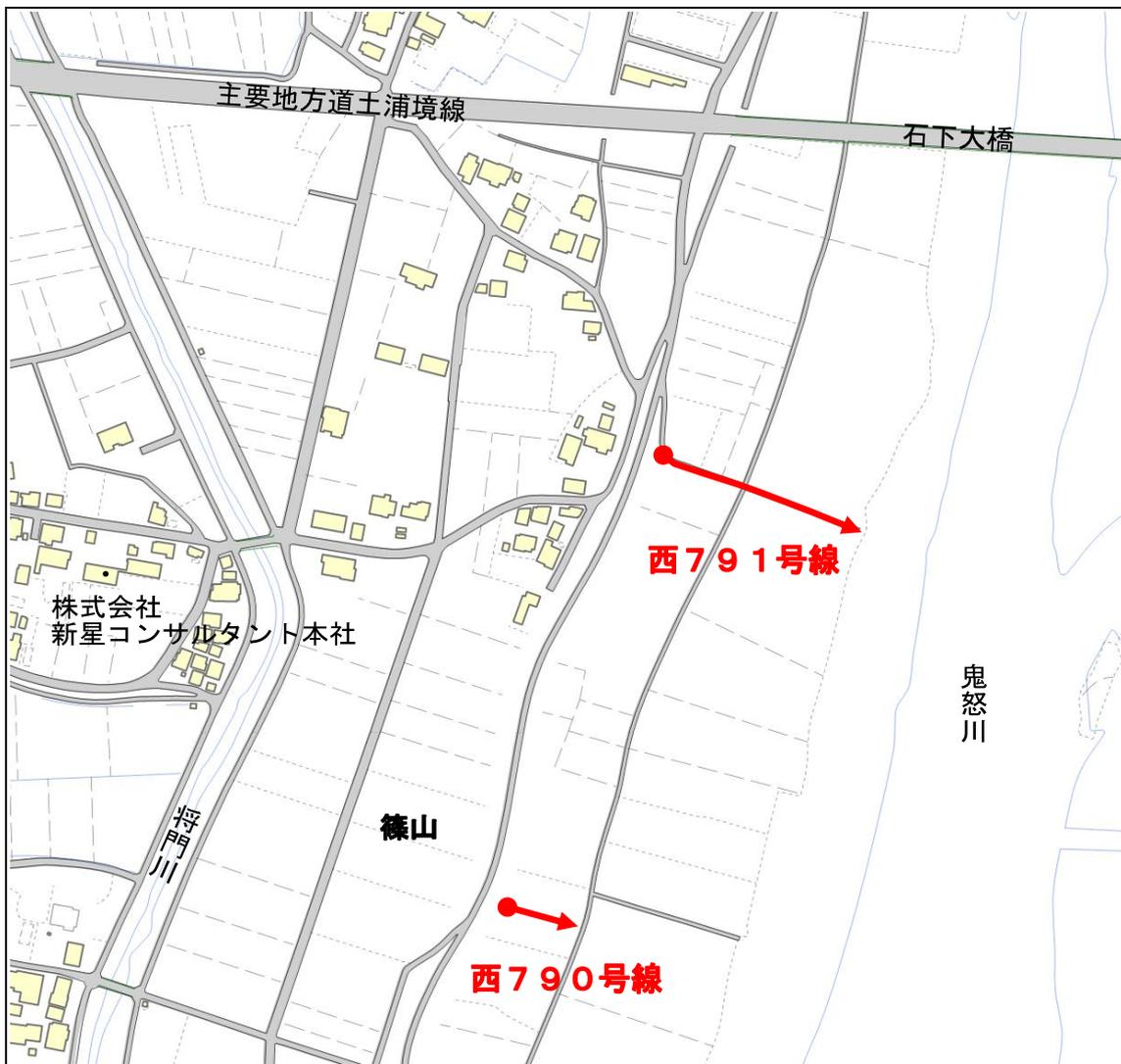
◎議案第76号 市道の路線の変更について（西791号線）

変 更 前



路線名	起 点	終 点	路線延長 (m)	幅員 (m)	
				最大	最小
西790	篠山1310-1	篠山1309	68.42	1.80	1.80
西791	篠山1342-1	篠山1338-1	150.34	2.50	2.10

変更後



路線名	起 点	終 点	路線延長 (m)	幅員 (m)	
				最大	最小
西790	篠山1308-3	篠山1309-1	18.00	1.80	1.80
西791	篠山1330-3	篠山1338-1	100.00	2.70	2.70

◎議案第77号 市道の路線の変更について（西859号線）
 変 更 前



路線名	起 点		終 点
西 8 5 9	蔵持 6 8		蔵持 6 4
	路線の延長	幅員（最大）	幅員（最小）
	9 6 . 7 7 m	2 . 0 0 m	1 . 5 0 m

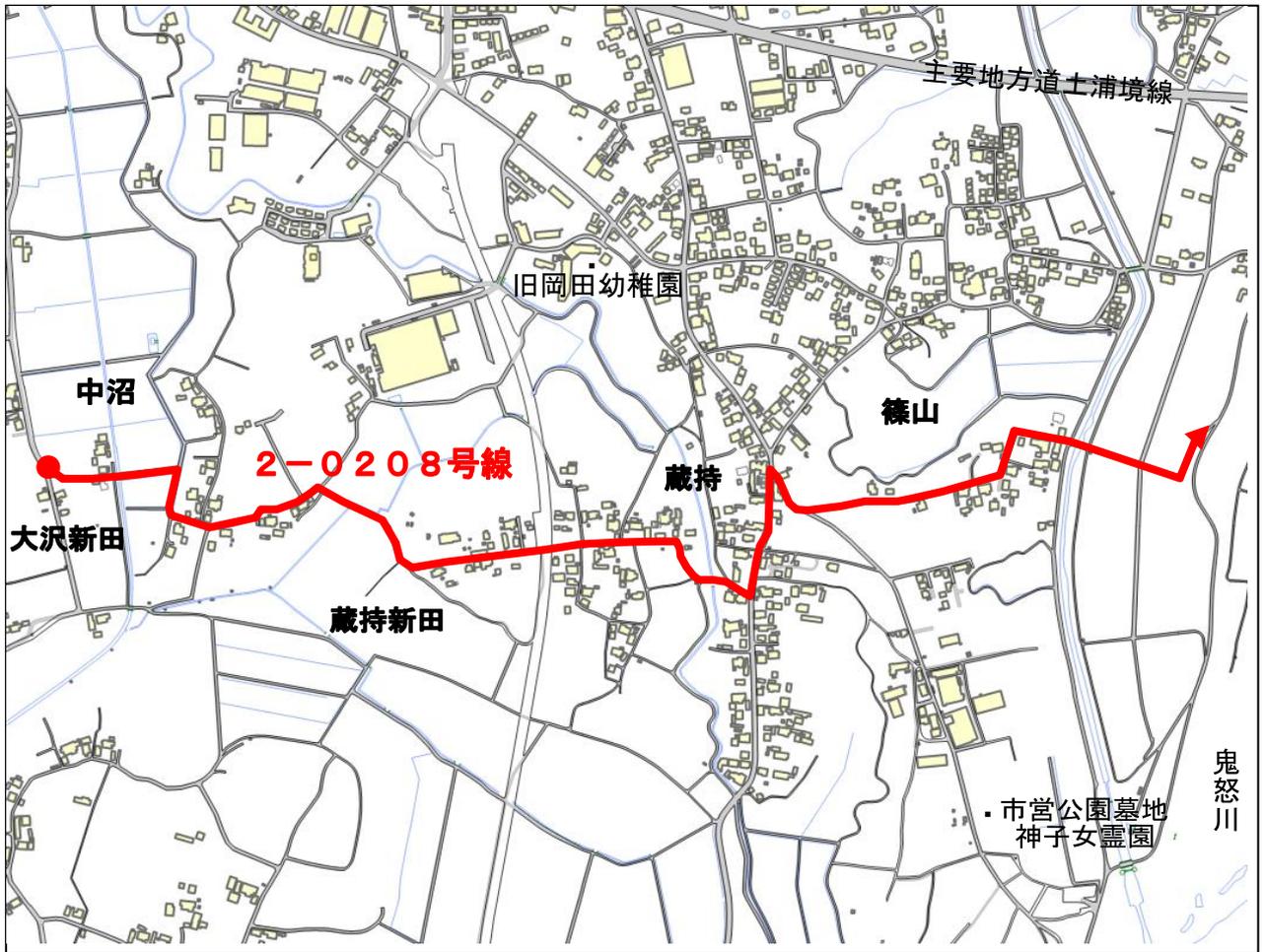
変更後



路線名	起点		終点
西859	古間木931-1		蔵持64
	路線の延長	幅員(最大)	幅員(最小)
	7.00m	1.50m	1.50m

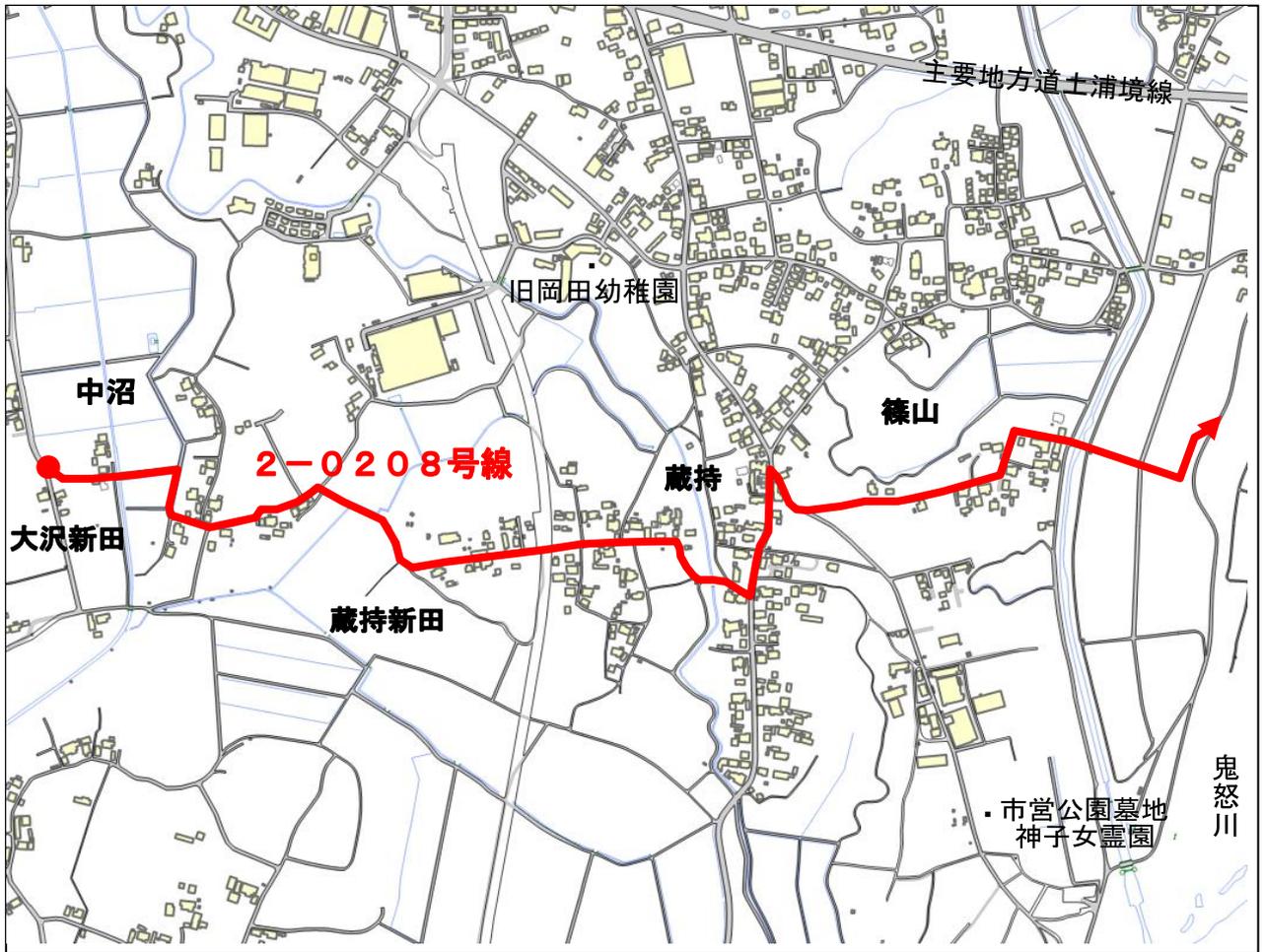
◎議案第78号 市道の路線の変更について（2-0208号線）

変更前



路線名	起点		終点
2-0208	大沢新田 37-3		篠山 1619
	路線の延長	幅員 (最大)	幅員 (最小)
	2,023.02m	7.55m	3.00m

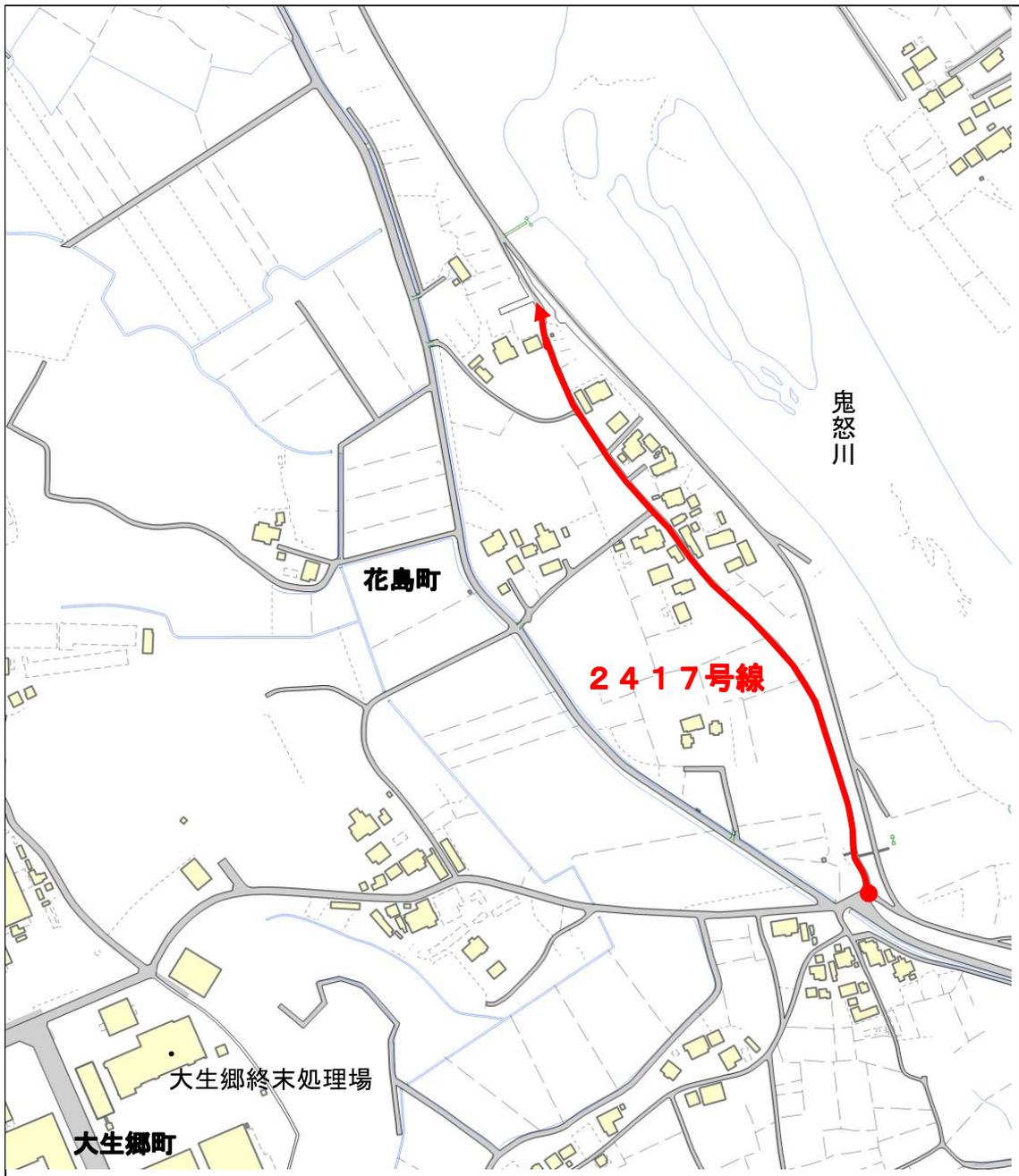
変更後



路線名	起点		終点	
2-0208	大沢新田 37-3		篠山 1100-2	
	路線の延長	幅員 (最大)	幅員 (最小)	
	2,036.00m	7.55m	2.50m	

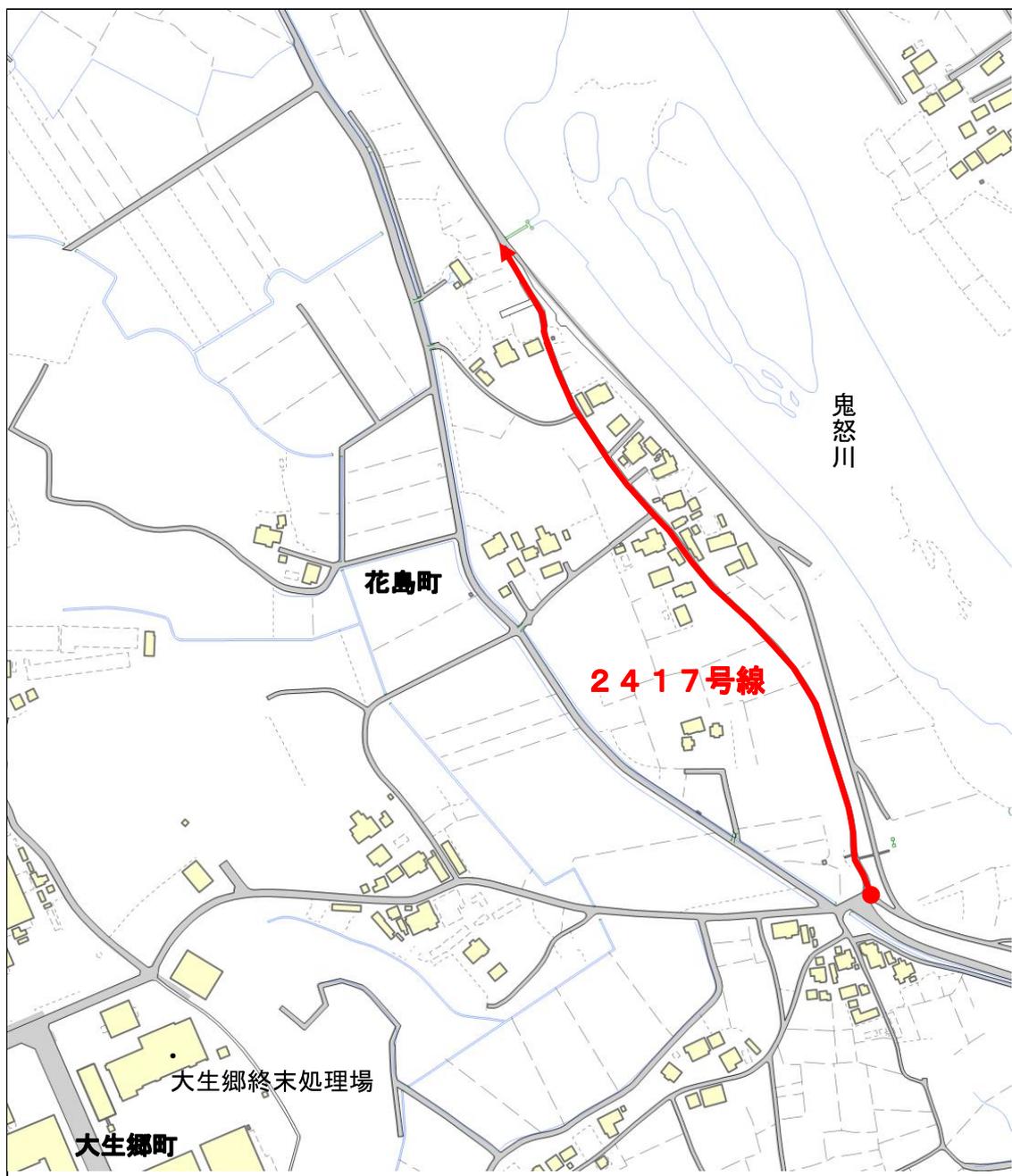
◎議案第79号 市道の路線の変更について（2417号線）

変更前



路線名	起点		終点	
2417	花島町2199-1		花島町2151	
	路線の延長		幅員（最大）	幅員（最小）
	463.64m		4.80m	2.95m

変更後



路線名	起点		終点	
2417	花島町2200		花島町2048-2	
	路線の延長	幅員(最大)	幅員(最小)	
	510.00m	4.80m	2.30m	

◎議案第80号 市道の路線の変更について（2506号線）

変更前



路線名	起点		終点	
2506	大輪町571-1		大輪町530-3	
	路線の延長		幅員（最大）	幅員（最小）
	382.56m		4.75m	3.00m

変更後



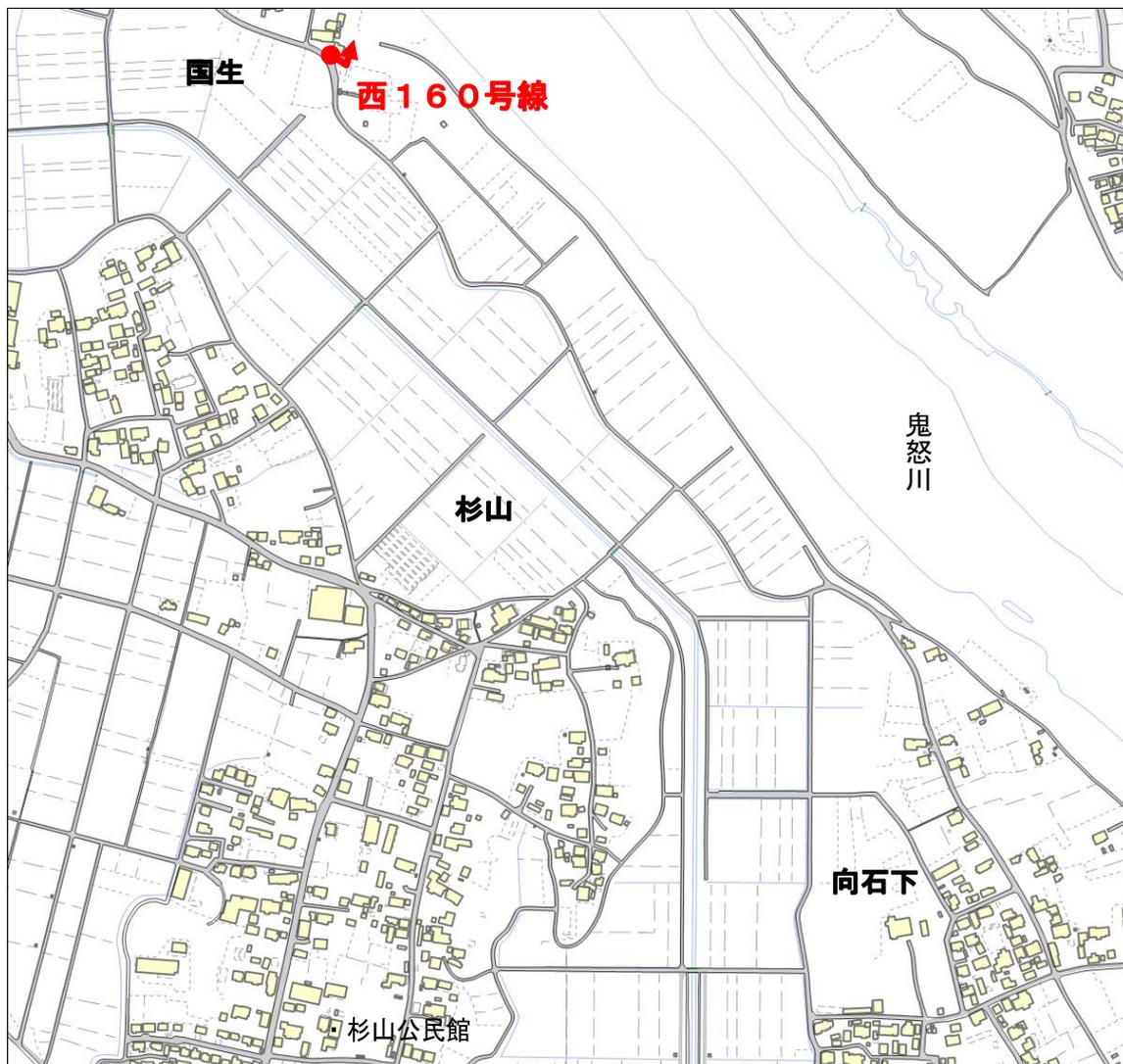
路線名	起点		終点	
2506	大輪町1450-3		大輪町530-1	
	路線の延長	幅員(最大)	幅員(最小)	
	448.00m	5.00m	2.50m	

◎議案第 8 1 号 市道の路線の変更について（西 1 6 0 号線）
 変 更 前



路線名	起 点		終 点
西 1 6 0	国生 3 0 2 - 4		向石下 4 9 5 - 1
	路線の延長	幅員 (最大)	幅員 (最小)
	8 3 6 . 3 1 m	5 . 0 0 m	2 . 0 0 m

変 更 後



路線名	起 点		終 点
西 1 6 0	国生 3 0 2 - 2		国生 2 9 9 - 3
	路線の延長	幅員 (最大)	幅員 (最小)
	2 5 . 0 0 m	2 . 0 0 m	2 . 0 0 m

◎議案第82号 市道の路線の変更について（西784号線）

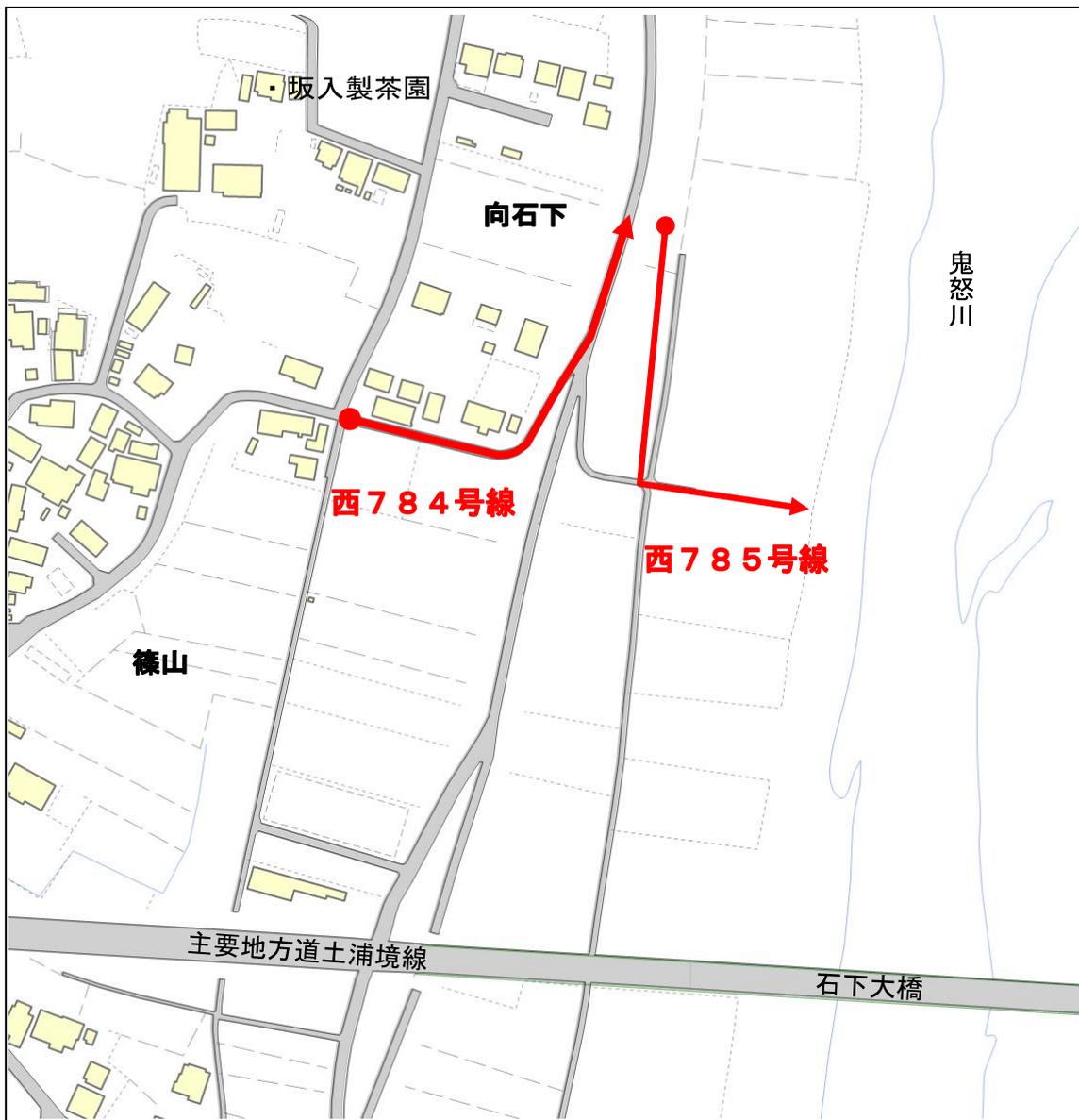
◎議案第83号 市道の路線の変更について（西785号線）

変 更 前



路線名	起 点	終 点	路線延長 (m)	幅員 (m)	
				最大	最小
西784	篠山706	向石下326-1	102.48	3.00	2.70
西785	向石下333-1	篠山1386	111.32	2.00	1.80

変更後



路線名	起 点	終 点	路線延長 (m)	幅員 (m)	
				最大	最小
西784	篠山706	向石下324-2	161.00	4.00	2.80
西785	向石下339-1	篠山1387-12	156.00	4.00	1.80

◎議案第 8 4 号 市道の路線の変更について（西 7 9 6 号線）

変 更 前



路線名	起 点		終 点
西 7 9 6	篠山 7 2 8 - 1		篠山 1 6 0 8
	路線の延長	幅員 (最大)	幅員 (最小)
	1 9 0 . 0 1 m	4 . 4 0 m	3 . 5 0 m

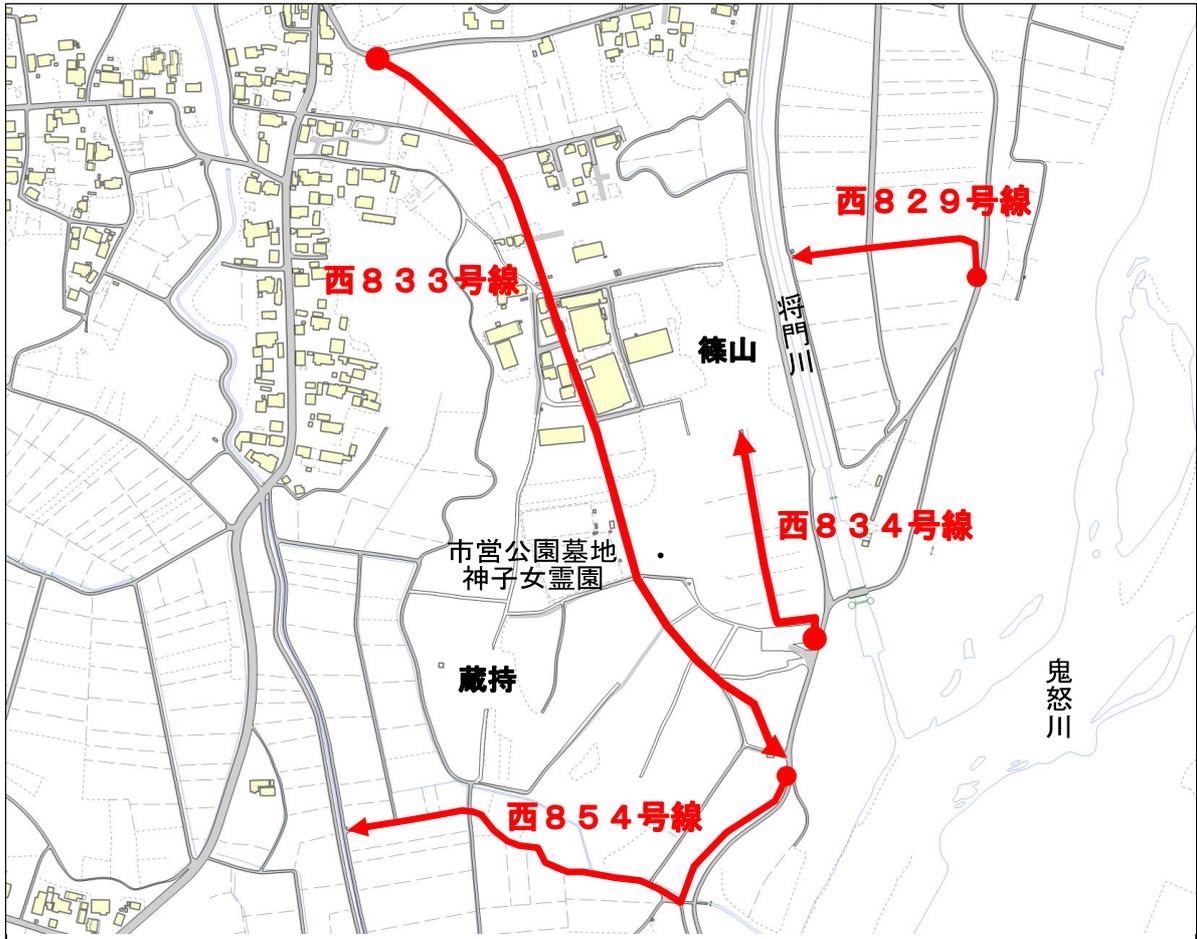
変 更 後



路線名	起 点		終 点	
西 7 9 6	篠山 1 3 4 8 - 2		篠山 1 6 0 8	
	路線の延長	幅員 (最大)	幅員 (最小)	
	1 9 1 . 0 0 m	5 . 0 0 m	2 . 8 0 m	

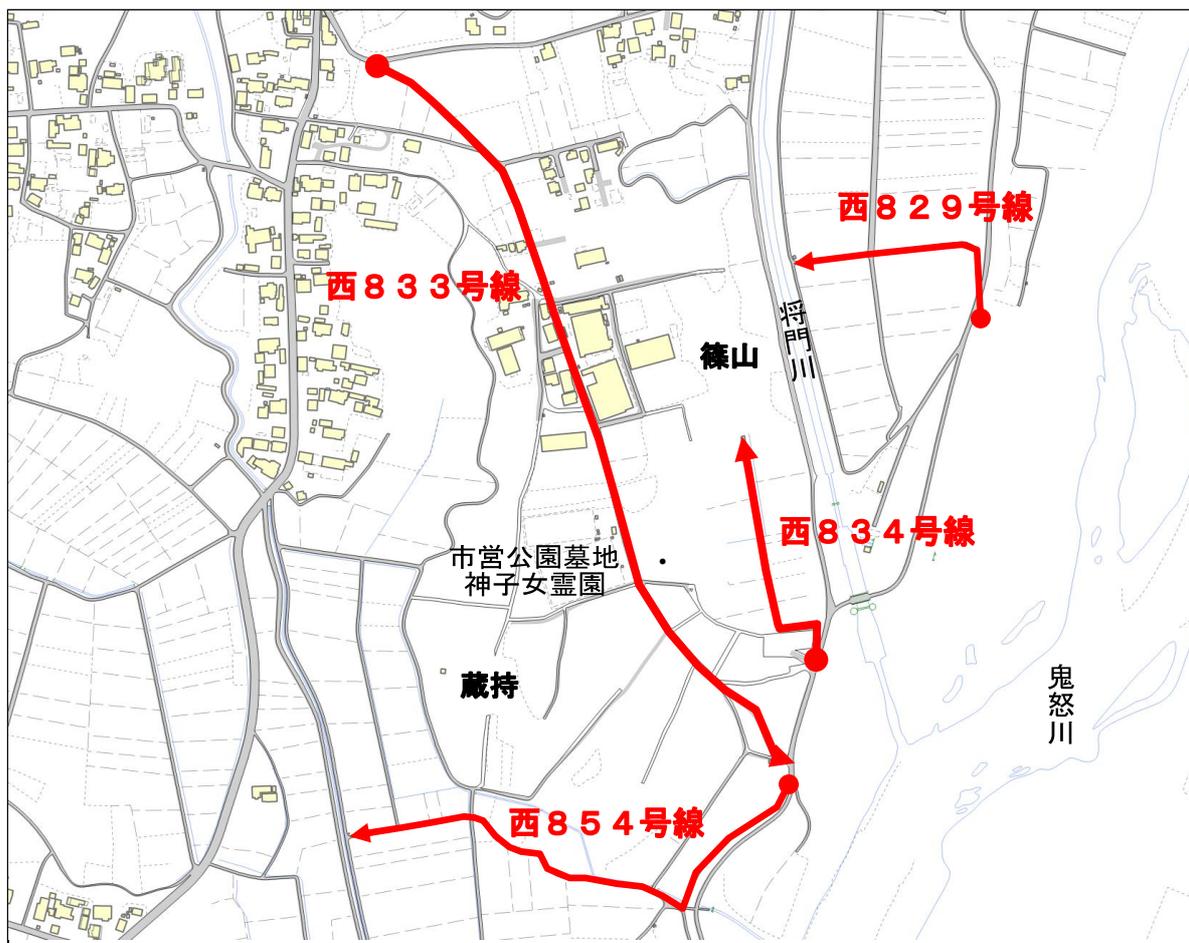
- ◎議案第85号 市道の路線の変更について（西829号線）
- ◎議案第86号 市道の路線の変更について（西833号線）
- ◎議案第87号 市道の路線の変更について（西834号線）
- ◎議案第88号 市道の路線の変更について（西854号線）

変 更 前



路線名	起 点	終 点	路線延長 (m)	幅員 (m)	
				最大	最小
西829	篠山1685	篠山1697	189.79	3.50	2.50
西833	蔵持373-1	蔵持109-1	746.04	5.00	2.50
西834	篠山1007-12	篠山1728	226.02	3.50	3.00
西854	蔵持109-1	蔵持1046	475.08	2.50	1.80

変更後



路線名	起 点	終 点	路線延長 (m)	幅員 (m)	
				最大	最小
西829	篠山1219-2	篠山1697-1	240.00	3.50	2.80
西833	蔵持372-2	蔵持1007-5	746.00	5.00	4.00
西834	篠山1007-4	篠山1728	240.00	3.50	2.50
西854	蔵持109-2	蔵持1046	475.00	2.40	1.80

◎議案第 89 号 市道の路線の変更について（西 858 号線）
 変 更 前



路線名	起 点		終 点
西 8 5 8	蔵持 2 6		古間木 2 0 4 1
	路線の延長	幅員（最大）	幅員（最小）
	1 8 5 . 7 7 m	2 . 7 0 m	2 . 0 0 m

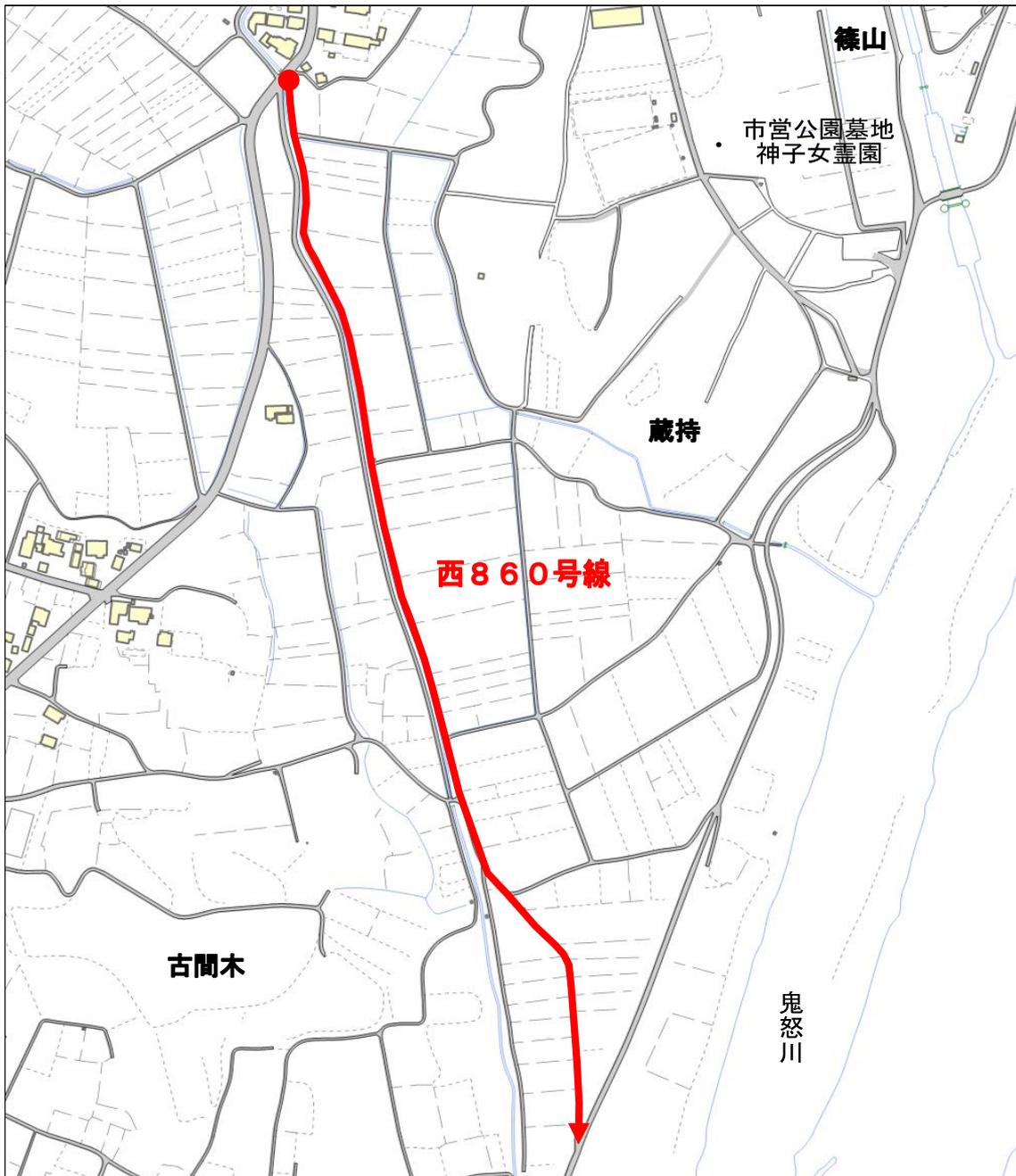
変 更 後



路線名	起 点		終 点
西 8 5 8	蔵持 5 5 - 2		古間木 2 0 4 1
	路線の延長	幅員 (最大)	幅員 (最小)
	2 0 2 . 0 0 m	3 . 1 0 m	2 . 7 0 m

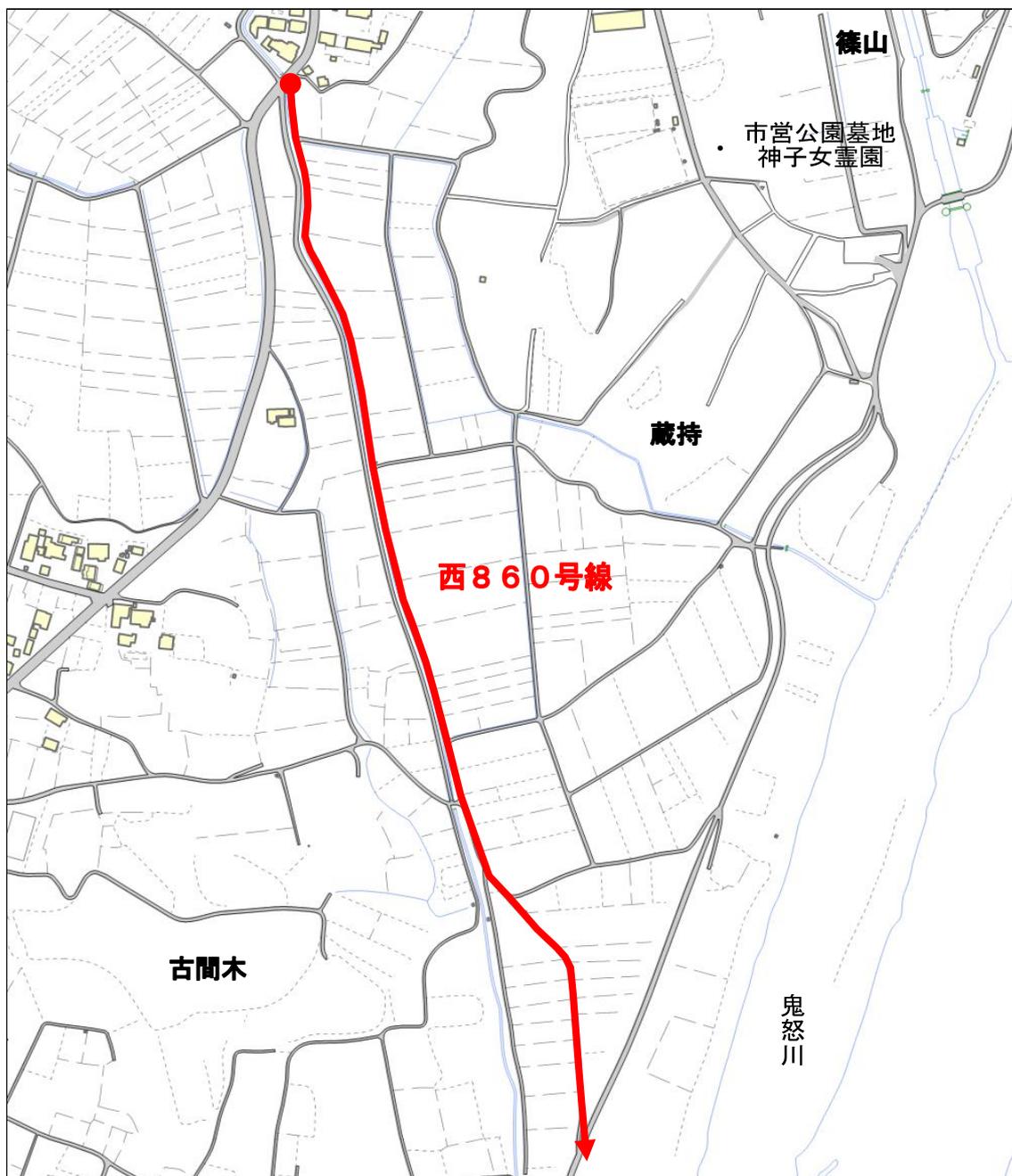
◎議案第90号 市道の路線の変更について（西860号線）

変 更 前



路線名	起 点		終 点
西860	蔵持1117		古間木2029
	路線の延長	幅員（最大）	幅員（最小）
	888.08m	3.10m	2.30m

変 更 後



路線名	起 点		終 点
西 8 6 0	蔵持 1 1 1 7		古間木 9 4 2 - 2
	路線の延長	幅員 (最大)	幅員 (最小)
	9 0 7 . 0 0 m	3 . 8 0 m	2 . 1 0 m

◎議案第91号 市道の路線の変更について（西989号線）

◎議案第92号 市道の路線の変更について（西1222号線）

変 更 前



路線名	起 点	終 点	路線延長 (m)	幅員 (m)	
				最大	最小
西989	古間木969-1	古間木969-1	89.68	2.70	2.50
西1222	古間木950	古間木952-5	125.02	4.00	4.00

変 更 後



路線名	起 点	終 点	路線延長 (m)	幅員 (m)	
				最大	最小
西989	古間木973-2	古間木969-1	107.00	3.00	2.50
西1222	古間木951-1	古間木968-1	130.00	4.00	3.70

◎議案第93号 市道の路線の認定について（東930号線）



路線名	起点		終点
東930	新石下1246-4		新石下1243-19
	路線の延長	幅員(最大)	幅員(最小)
	85.00m	4.02m	4.01m